

日医発第7号（健Ⅱ）
令和7年4月1日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹本 洋一

国立健康危機管理研究機構の設立について（通知）

厚生労働省より、厚生労働大臣の監督の下に国立感染症研究所及び国立国際医療研究センターの業務を統合して行うこと等を目的として、「国立健康危機管理研究機構（JIHS：ジース）」を設立する旨については、令和5年6月12日付日医発第547号（健Ⅱ）をもって貴会宛てご連絡しております。

今般、国立健康危機管理研究機構法（機構法）及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（整備法）について、各都道府県知事等宛標記の通知がなされ、4月1日に国立健康危機管理研究機構が設立された旨、本会に対しても情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

科 発 0331 第 7 号
感 発 0331 第 14 号
令和 7 年 3 月 31 日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課長
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

国立健康危機管理研究機構の設立について（通知）

国立健康危機管理研究機構法（令和 5 年法律第 46 号。以下「機構法」という。）の施行に伴い、国立感染症研究所（以下「感染研」という。）及び国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「NCGM」という。）を統合し、本年 4 月 1 日に国立健康危機管理研究機構

（以下「^{ジース}JIHS」*という。）が設立されます。 ※Japan Institute for Health Security

機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 47 号。以下「整備法」という。）の内容については、「「国立健康危機管理研究機構法」及び「国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の公布について（通知）」（令和 5 年 6 月 7 日付け健発 0607 第 7 号・科発 0607 第 4 号各都道府県知事・保健所設置市長・特別区長宛て厚生労働省健康局長・厚生労働省大臣官房厚生科学課長連名通知。以下「公布通知」という。）により通知したところです。

その後、国立健康危機管理研究機構法施行令（令和 6 年政令第 266 号。以下「施行令」という。）、国立健康危機管理研究機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（令和 7 年厚生労働省令第 3 号。以下「機構省令」という。）、国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 7 年政令第 19 号。以下「整備政令」という。別添 1 参照。）、国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 7 年厚生労働省令第 10 号。以下「整備省令」という。別添 2 参照。）及び国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（令和 7 年厚生労働省告示第 52 号。以下「整備告示」という。別添 3 参照。）がそれぞれ公布されたところです。

これらの法令については、一部規定を除き、JIHS の設立とともに令和 7 年 4 月 1 日に施行することとなりますが、その内容・趣旨等や、感染研の廃止及び NCGM の解散に伴う既存の通

知・事務連絡（以下「通知等」という。）の取扱い等について、下記のとおりとしますので、十分御了知の上、管内の関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏のなきようお願いします。

＜施行令及び機構省令について＞

○施行令：[国立健康危機管理研究機構法施行令 | e-Gov 法令検索](#)

○機構省令：[国立健康危機管理研究機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令 | e-Gov 法令検索](#)

＜問い合わせ先＞

○JIHS に関する厚生労働省への問い合わせ先は以下のとおり

健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課 国立健康危機管理研究機構支援室

電話番号：03-3595-3308

本通知の内容等法令関係について : 廣川

JIHS 運営に関する一般事項 : 村井、田岡、穂積、松本、廣川

記

第1 関係法令の主な内容・趣旨等について

1 施行令及び機構省令の内容・趣旨等について

(1) 施行令について

- 施行令では、研究開発審議会に関することなど、機構法において政令に委任された事項その他施行に伴い必要な経過措置等を定めた。

(2) 機構省令について

- 機構省令では、機構法及び施行令において、JIHS の子法人の範囲等の事項を省令委任しており、必要な規定を定めた。

2 整備政令、整備省令及び整備告示の内容・趣旨等について

(1) 整備政令について

- 整備政令では、機構法及び整備法の施行に伴い、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326号）その他関係政令について所要の規定の整備を行うとともに、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）を改正し、JIHS が法令の規定に基づき行う公権力性の高い業務について、公的部門の安全管理措置を準用する規定を追加すること等を定めた。

(2) 整備省令及び整備告示について

- 整備省令及び整備告示では、機構法及び整備法の施行に伴い、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）その他の厚生労働省関係省令及び厚生労働省関係告示について所要の規定の整備等を行った。

<検定等関係業務について>

- このうち、整備省令第5条の規定による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）の改正の内容のほか、JIHS が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和35年法律第145号）第43条の検定に係る業務に関する関係法令の改正の趣旨・内容等については、4月1日付けで厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課より国家検定等の取り扱いに関する通知を別途発出するため、参照されたい。

また、整備告示第1条の規定による国立感染症研究所試験検査依頼規程（昭和35年厚生省告示第82号）又は国立感染症研究所製品交付規程（昭和35年厚生省告示第83号）の廃止後の国立健康危機管理研究機構が依頼を受けて行う試験検査又は製品交付については、それぞれ国立健康危機管理研究機構の規程により実施されるため、国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所総務部業務課に照会いただきたい。

<感染症法に基づく調査等に係る職員の身分証について>

- 整備省令第8条の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する

法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「感染症法施行規則」という。）の改正に関して、各自治体においても使用する感染症法施行規則別記様式第一及び別記様式第二の職員の身分を示す証明書についても改正を行っているところであるが、整備省令附則第3条において経過措置を設けているところであり、ご了解いただきたい。

<DMAT事務局の移管について>

- 整備告示第20条の規定による医療法第三十条の十二の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者（令和6年厚生労働省告示第106号）の改正に関して、「DMAT事務局の国立健康危機管理研究機構への移管について（周知）」（令和7年3月14日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）により、DMAT事務局の移管についてお知らせしているところであり、ご了解いただきたい。

また、これに関連しDMAT事務局の国立健康危機管理研究機構への移管に伴い、「日本DMAT活動要領について」（平成18年4月7日付け医政指発第0407001号）を別添4の読替表のとおり読み替えて適用する。

<地方衛生研究所等との連携等について>

- 整備法第2条の規定による地域保健法（昭和22年法律第101号）の改正については、公布通知においてもお示ししたところだが、地域保健法第26条に規定する、地域における専門的な調査研究・試験検査等のために必要な体制を担う「地方衛生研究所等」の試験検査や調査分析機能の強化を図るため、地方衛生研究所等とJIHSとの情報提供及び人材育成等における連携に係る規定を整備しており、令和7年4月1日から施行されることである。

これに伴い、整備告示第2条の規定により地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）を改正する等の手当を行っており、地方衛生研究所等とJIHSの連携について、関係機関に周知する等、対応に遺漏なきようお願いしたい。なお、「地方衛生研究所等の整備における留意事項について」（令和5年3月29日付け健発0329第10号厚生労働省健康局長通知）及び「IHEAT運用要領」（令和6年6月25日付け健生健発0625第1号厚生労働省健康・生活衛生局健康課長通知別紙）については、別途改正を行うこととする。

第2 通知等の取扱いについて

- 1 JIHS 設立前に大臣官房厚生科学課及び感染症対策部^(※)をはじめとする厚生労働省より発出された通知等中の感染研又はNCGMの組織名称及び職名の取扱いについて

- JIHS 設立前に発出された厚生労働省関係部局から発出された通知等に、
 - ① 感染研又はNCGMの業務として、それらの組織名称又は職名の記載があるもの
 - ② 感染研又はNCGMのホームページ等の引用があるもの
 - ③ 各自治体等の業務に関して、その連絡先等として、感染研又はNCGMの組織名称又は職名の記載があるもの

等があるが、感染研又はNCGMが行っていた業務については、JIHSが引き継ぐこととしているため、今後当該通知等を改正する際に所要の改正を行うこととし、それまで

の間、JIHS の設立後の機関の名称及び職名とみなして取り扱うこととすること（ただし、第 1 中で触れた通知については、第 1 に示すと通りの取扱いとする）。

なお、別添 5 の各通知については、それぞれ別添 6 の読替表のとおり読み替えて適用することとする。

（※）感染症対策部設置前に発出されたもので、「厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令等の施行に伴う健康局及び医薬・生活衛生局の組織再編等について（通知）」（令和 5 年 8 月 30 日付け健発 0830 第 1 号・薬生発 0830 第 8 号・生食発 0830 第 1 号各都道府県知事・指定都市・中核市長宛て厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長・厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官連名通知）の第 2 により、組織再編前に発出されたもので効力を維持するものとされたものを含む。）

- JIHS 設立前に、厚生労働省関係部局の各職・組織から発出された感染研・NCGM 宛ての通知等についても同様とし、JIHS 設立後は当該通知等に係る事務を所管する職に対し発出された通知等とみなし、その効力を維持するものとする。また、JIHS 設立前に発出された通知等中の機関の名称及び職名については、今後当該通知等を改正する際に所要の改正を行うこととし、それまでの間、JIHS の設立後の機関の名称及び職名とみなして取り扱うこととすること。

2 感染研・NCGM から発出された通知等について

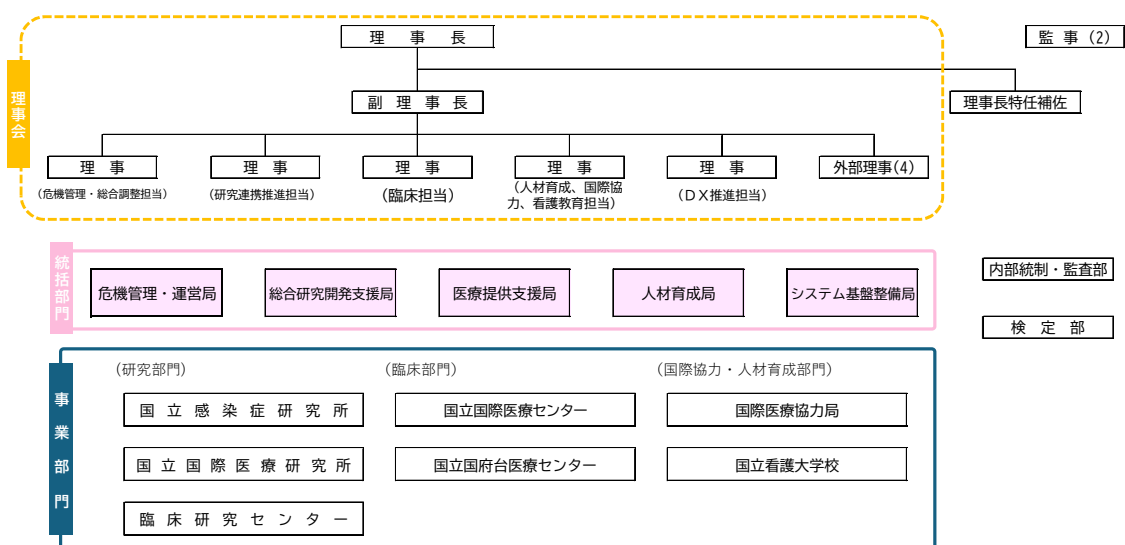
JIHS の設立前に感染研及び NCGM の各職又は各機関より発出された通知等は、JIHS 設立後は当該通知等に係る事務を所管する職又は機関より発出された通知等とみなし、その効力を維持するものとする。

第 3 その他

1 JIHS の組織

JIHS 設立時の組織図は、以下のとおりである。

国立健康危機管理研究機構組織図



2 JIHS の役員について

JIHS 設立時の役員体制は、下表のとおりである。

理事長	國土 典宏
副理事長	脇田 隆宇
理事（危機管理・総合調整担当）	武井 貞治
理事（研究連携推進担当）	四柳 宏
理事（臨床担当）	宮寄 英世
理事（人材育成、国際協力、看護教育担当）	俣野 哲朗
理事（DX推進担当）	今後公募予定 理事（危機管理・総合調整担当）が兼務
外部理事（非常勤）	詫摩 佳代
外部理事（非常勤）	奈良由美子
外部理事（非常勤）	平井 伸治
外部理事（非常勤）	村山 利栄
監事（非常勤）	白羽 龍三
監事（非常勤）	中崎 尚

3 JIHS のウェブサイト等について

JIHS のホームページは<https://www.jihs.go.jp>となる。感染研又はNCGM のホームページから順次移行となるため、ご了解願いたい。なお、JIHS に関する情報については、厚生労働省ホームページ（[国立健康危機管理研究機構（JIHS） | 厚生労働省](#)）にも掲載している。

以上

国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年一月二十九日

内閣総理大臣 石 破 茂

政令第十九号

国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（医療法施行令及び道路運送車両法施行令の一部改正）

第一条 次に掲げる政令の規定中、「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削る。

一 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の六第一項
二 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第十四条
（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第二条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第四十号中「の在職期間」の下に「及び国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）附則第十八条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいたる在職期間とみなされる国立健康危機管理研究機構の職員としての在職期間」を加え、同条に次の一号を加える。

五十一 国立健康危機管理研究機構法附則第八条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいたる在職期間とみなされる国立健康危機管理研究機構の職員としての在職期間

第九条の二に次の一号を加える。
百九十七 国立健康危機管理研究機構（国立健康危機管理研究機構法附則第十六条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人国立国際医療研究センターを含む。）

百四十四 国立健康危機管理研究機構

（自衛隊法施行令の一部改正）

第三条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

九十二 国立健康危機管理研究機構

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第四条 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、「日本私立学校振興・共済事業団」の下に「国立健康危機管理研究機構」を加える。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第五条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とする。

（首都圏整備法施行令等の一部改正）

第六条 次に掲げる政令の規定中「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、「規定する国立大学法人」の下に「国立健康危機管理研究機構」を加える。

一 首都圏整備法施行令（昭和三十三年政令第三百三十三号）第十三条第三号

二 近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第百五十九号）第二条第三号へ

三 中部圏開発整備法施行令（昭和四十二年政令第二十号）第五条第六号

四 地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）第一条

（中小企業等協同組合法施行令等の一部改正）

第七条 次に掲げる政令の規定中「大学共同利用機関法人」の下に「国立健康危機管理研究機構」を加える。

一 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第十四条第一項第四号

二 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第八条第一項第五号

三 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第三条第四号

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第八条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百四十四 国立健康危機管理研究機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百二十八 国立健康危機管理研究機構

（特許法施行令の一部改正）

第九条 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表中第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八 国立健康危機管理研究機構

（放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の一部改正）

第十条 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げる。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、同表第七号中「沖縄科学技術大学院大学学園」の下に「国立健康危機管理研究機構」を加える。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第十二条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条に次の一号を加える。

百十五 国立健康危機管理研究機構

第四十三条第七項に次の一号を加える。

百十一 国立健康危機管理研究機構

（国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の一部改正）

第十三条 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民年金基金連合会」の下に「国立健康危機管理研究機構」を加える。

（独立行政法人等登記令の一部改正）

第十四条 独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表小型船舶検査機構の項の次に次のように加える。

国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法 （令和五年法律第四十六号）	資本金
--------------	--------------------------------	-----

（行政相談委員会法第二条第一項第一号の法人を定める政令の一部改正）

第十五条 行政相談委員会法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 国立健康危機管理研究機構

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正）

第十六条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、同条第六号中「及び福島国際研究教育機構」を「福島国際研究教育機構及び国立健康危機管理研究機構」に改める。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正）

第十七条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号中「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、同項第七号中「沖縄科学技術大学院大学学園」の下に「国立健康危機管理研究機構」を加える。

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十八条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）

第十九条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「法人は」の下に「国立健康危機管理研究機構及び」を加える。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第二十条 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表厚生労働大臣の項中「国立研究開発法人審議会」を「国立研究開発法人等審議会」に改める。

別表第二中「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削る。

（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令の一部改正）

第二十一条 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一号中「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、第五号中「日本中央競馬会」を「国立健康危機管理研究機構 日本中央競馬会」に改める。

（電波法施行令の一部改正）

第二十二条 電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第十五号を削る。

（健康増進法施行令の一部改正）

第二十三条 健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十六条第六号」を「国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）第二十三条第一項第十二号」に改める。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第二十四条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国民年金基金連合会」の下に「国立健康危機管理研究機構」を加える。

（個人情報保護に関する法律施行令の一部改正）

第二十五条 個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第六十五条の四第一項又は第六十五条の五第一項、第二項若しくは第四項の規定に基づき行う業務（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正）

第二十六条 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、本則に次の一号を加える。

五 国立健康危機管理研究機構

（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令の一部改正）

第二十七条 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一号中「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、第五号中「日本中央競馬会」を「国立健康危機管理研究機構 日本中央競馬会」に改める。

(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正)

第二十八条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令(平成二十年政令第三百十
四号)の一部を次のように改正する。

第七条の二(見出しを含む)中「研究開発法人」を「研究開発独立行政法人」に改める。
別表第一の一の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰
り上げる。

別表第二の十四の項を削り、同表の十五の項中「第十七条第五号」を「第十六条第五号」に改め、
同項を同表の十四の項とし、同表の十六の項中「第十八条第六号」を「第十七条第六号」に改め、
同項を同表の十五の項とし、同表中十七の項を十六の項とし、十八の項から二十七の項までを一項
ずつ繰り上げる。

(統計法施行令及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令の一部改正)

第二十九条 次に掲げる政令の規定中「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」の下に「国立健康危機
管理研究機構」を加える。

一 統計法施行令(平成二十年政令第三百三十四号) 第一条
二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令(平成二十八年政令第三十二号) 第二
条

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

第三十条 職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正
する。

第二条に次の一号を加える。

九十四 国立健康危機管理研究機構

第三十条に次の一号を加える。

三十三 国立健康危機管理研究機構

(行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正)

第三十一条 行政執行法人の役員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百九十号)の一部を
次のように改正する。

第十六条に次の一号を加える。

三十三 国立健康危機管理研究機構

(母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令の一
部改正)

第三十二条 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める
政令(平成二十五年政令第三号)の一部を次のように改正する。

第一号中「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、第五号中「日本中央競馬会」
を「国立健康危機管理研究機構、日本中央競馬会」に改める。

(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令の一部改正)

第三十三条 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令(平成二
十五年政令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、同条第五号中「日本
中央競馬会」を「国立健康危機管理研究機構、日本中央競馬会」に改める。

(新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正)

第三十四条 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第二百二十二号)の一部
を次のように改正する。

第一条の二中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号から第三十三号までを一号ず
つ繰り上げる。

第三条第四号を次のように改める。

四 国立健康危機管理研究機構

(国家戦略特別区域法施行令の一部改正)

第三十五条 国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)の一部を次のように改正す
る。

別表原子力損害賠償・廃炉等支援機構の項の次に次のように加える。

国立健康危機管理研究機構 国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第四十六号)

(雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令の一部改正)

第三十六条 雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令(平成二十六年政令第
百七十二号)の一部を次のように改正する。

第一号中「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、第五号中「日本中央競馬会」
を「国立健康危機管理研究機構、日本中央競馬会」に改める。

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令の一部改正)

第三十七条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百十八
号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「及び福島国際研究教育機構」を「福島国際研究教育機構及び国立健康危機管
理研究機構」に改める。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第三十八条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第十項第一号中「次に掲げる者(以下この項において「特別研究機関等」という。)」
を「特別研究機関等(次のいずれかに該当する者をいう。以下この項において同じ。)」に改め、同
号に次のように加える。

二 国立健康危機管理研究機構

第二十七条の四第二十四項第一号中「次に掲げる者(以下この項において「特別研究機関等」と
いう。)」を「特別研究機関等(次のいずれかに該当する者をいう。以下この項において同じ。)」に
改め、同号に次のように加える。

二 国立健康危機管理研究機構

第四十条の三第二号中「自動車安全運転センター」を「国立健康危機管理研究機構、自動車安全
運転センター」に改める。

第四十条の四の三第六項第四号中「独立行政法人航空大学校法」を「及び独立行政法人航空大
学校法」に改め、及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成二
十年法律第九十三号)に規定する国立研究開発法人国立国際医療研究センターの施設を削り、同
項に次の一号を加える。

六 国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第四十六号)に規定する国立健康危機管理研究
機構の施設

(所得税法施行令及び法人税法施行令の一部改正)

第三十九条 次に掲げる政令の規定中「自動車安全運転センター」を「国立健康危機管理研究機構、
自動車安全運転センター」に改める。

一 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号) 第二百十七号第二号

二 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号) 第七十七号第二号

(消費税法施行令の一部改正)

第四十条 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「独立行政法人航空大学校法」を「及び独立行政法人航空大学校法」に改め、
「及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成二十年法律第九
十三号)」に規定する国立研究開発法人国立国際医療研究センターの施設を削り、同条に次の一号を
加える。

三 国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第四十六号)に規定する国立健康危機管理研究
機構の施設

附 則

(施行期日)

1 この政令は、国立健康危機管理研究機構法の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二
条第四項の法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

2 国立健康危機管理研究機構法附則第十六条第一項の規定により解散した国立研究開発法人国立国
際医療研究センター（以下「センター」という。）の令和六年四月一日に始まる事業年度の事業活動
に係る環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律
（平成十六年法律第七十七号）第九条第一項の規定による同法第二条第四項に規定する環境報告書
の作成及び公表については、センターの事業活動を国立健康危機管理研究機構の事業活動とみなし
て、国立健康危機管理研究機構が行うものとする。

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

法務大臣 鈴木 馨祐

財務大臣 加藤 勝信

文部科学大臣 阿部 俊子

厚生労働大臣 福岡 資麿

経済産業大臣 武藤 容治

国土交通大臣 中野 洋昌

環境大臣 浅尾慶一郎

防衛大臣 中谷 元

○厚生労働省令第十号

国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和七年二月十八日

厚生労働大臣 福岡 資麿

国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令
(予防接種法施行規則の一部改正)

第一条 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

改	正	後
改	正	後
改	正	前
(傍線部分は改正部分)		
第九条の二 令第十三条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。		
一 (略)		
二 独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター若しくは国立健康危機管理研究機構の設置する医療機関又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第九号に規定する事業を行う施設であつて、進行性筋萎縮症者が入所又は入院をし、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの		
三 五 (略)		

(医療法施行規則の一部改正)
第二条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

改	正	後
改	正	後
改	正	前
(傍線部分は改正部分)		
第十一条 第九条の二十の二第二項第十四号の規定は、次に掲げる病院であつて特定機能病院でないものの（以下「事故等報告病院」という。）の管理者について、準用する。		
一 (略)		
二 独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの開設する病院		
三 国立健康危機管理研究機構の開設する病院		
四 (略)		

(生活保護法施行規則の一部改正)
第三条 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

改	正	後
		(特定教育訓練施設) 第十八条の八 法第五十五条の五第一項第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる教育訓練施設とする。 一 五 (略) 六 国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）第二十三条第一項第十二号に規定する国立健康危機管理研究機構及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設 七・八 (略)

改	正	前
		(特定教育訓練施設) 第十八条の八 法第五十五条の五第一項第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる教育訓練施設とする。 一 五 (略) 六 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十六条第六号に規定する国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設 七・八 (略)

(地域保健法施行規則の一部改正)
第四条 地域保健法施行規則（昭和二十八年厚生省令第五十五号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関連する業務) 第四条 法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一・二 (略) 三 前二号に掲げるもののほか、法第二十六条第一項に規定する地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であつて、専門的な知識及び技術を必要とするもの並びに前二号に掲げる業務に関して必要な業務		(地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関連する業務) 第四条 法第二十六条の厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一・二 (略) 三 前二号に掲げるもののほか、法第二十六条に規定する地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であつて、専門的な知識及び技術を必要とするもの並びに前二号に掲げる業務に関して必要な業務	
第五条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正 次の表のように改める。		(傍線部分は改正部分)	
改 正 後	改 正 前	改 正 前	
(医薬品の検定の申請及び検定機関) 第百九十七条 (略) 2・3 (略) 4 令第五十八条の検定機関は、次の各号に掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる機関とする。 一 生物学的製剤又は抗菌性物質製剤である医薬品 当該医薬品の品目ごとに、機構又は国立健康危機管理研究機構のうち厚生労働大臣が指定するもの 二 前号に掲げる医薬品以外の医薬品 国立医薬品食品衛生研究所 5 (略) (削る)		(医薬品の検定の申請及び検定機関) 第百九十七条 (略) 2・3 (略) 4 令第五十八条の検定機関は、生物学的製剤又は抗菌性物質製剤である医薬品については国立感染症研究所、その他の医薬品については国立医薬品食品衛生研究所とする。 (新設) 5 (新設) 6 第一項の申請書には、令第五十八条の厚生労働大臣の定める手数料の額に相当する収入印紙を貼らなければならない。	
(製造・試験記録等要約書の様式の作成及び変更) 第百九十七条の三 製造・試験記録等要約書の様式は、製造販売業者（選任外国製造医薬品等製造販売業者を含む。第百九十七条の七から第百九十七条の十までにおいて同じ。）の申請に基づき、品目ごとに、当該品目に係る検定機関が作成し、又は変更するものとする。 (製造・試験記録等要約書の様式の作成の申請) 第百九十七条の四 製造販売業者は、指定製剤に該当する品目について法第十四条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、当該品目に係る検定機関に対し、製造・試験記録等要約書の様式の作成を申請しなければならない。指定製剤に該当する品目について同項の承認を受けた後、製造・試験記録等要約書の様式が作成される前に、当該品目について同条第十五項の承認を受けた場合においても、同様とする。 2 (略) 3 指定製剤に該当する品目について法第十四条第一項の承認の申請を行った製造販売業者は、同項の承認を受けた後速やかに製造販売を行う必要があることその他特別の事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同条第一項の承認を受ける前においても、当該品目に係る検定機関に対し、製造・試験記録等要約書の様式の作成を申請することができる。 4 (略) 5 第三項の規定による申請を行った製造販売業者は、当該品目について法第十四条第一項の承認を受けたときは、速やかに、当該品目に係る承認書の写しを当該品目に係る検定機関に提出しなければならない。 6 (略)		(製造・試験記録等要約書の様式の作成及び変更) 第百九十七条の三 製造・試験記録等要約書の様式は、製造販売業者（選任外国製造医薬品等製造販売業者を含む。第百九十七条の七から第百九十七条の十までにおいて同じ。）の申請に基づき、品目ごとに、国立感染症研究所が作成し、又は変更するものとする。 (製造・試験記録等要約書の様式の作成の申請) 第百九十七条の四 製造販売業者は、指定製剤に該当する品目について法第十四条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、国立感染症研究所に対し、製造・試験記録等要約書の様式の作成を申請しなければならない。指定製剤に該当する品目について同項の承認を受けた後、製造・試験記録等要約書の様式が作成される前に、当該品目について同条第十五項の承認を受けた場合においても、同様とする。 2 (略) 3 指定製剤に該当する品目について法第十四条第一項の承認の申請を行った製造販売業者は、同項の承認を受けた後速やかに製造販売を行う必要があることその他特別の事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同条第一項の承認を受ける前においても、国立感染症研究所に対し、製造・試験記録等要約書の様式の作成を申請することができる。 4 (略) 5 第三項の規定による申請を行った製造販売業者は、当該品目について法第十四条第一項の承認を受けたときは、速やかに、当該品目に係る承認書の写しを国立感染症研究所に提出しなければならない。 6 (略)	

(製造・試験記録等要約書の様式の変更等の申請)

第百九十七条の五 製造販売業者は、前条の規定により製造・試験記録等要約書の様式が作成された場合において、次に掲げる場合に該当したときは、遅滞なく、当該品目に係る検定機関に対し、当該製造・試験記録等要約書の様式の変更又は変更の確認の申請をしなければならない。

一 三 (略)

3 指定製剤に該当する品目について法第十四条第十五項の承認の申請を行った製造販売業者は、同項の承認を受けた後速やかに製造販売を行う必要があることその他特別の事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同条第十五項の承認を受ける前においても、当該品目に係る検定機関に対し、製造・試験記録等要約書の様式の変更又は変更の確認の申請をすることができる。

4 (略)

5 第三項の規定による申請を行った製造販売業者は、当該品目について法第十四条第十五項の承認を受けたときは、速やかに、当該品目に係る承認書の写しを当該品目に係る検定機関に提出しなければならない。

6 (略)

(資料の提出)

第百九十七条の七 検定機関は、第百九十七条の三の申請を行った製造販売業者又は法第八十条の六第一項に規定する原薬等を製造する者に対して、製造・試験記録等要約書の様式の作成又は変更のために必要な資料の提出を求めることができる。

(検定機関と製造販売業者との協議)

第百九十七条の八 検定機関は、製造・試験記録等要約書の様式の作成又は変更に当たっては、必要に応じ、第百九十七条の三の申請を行った製造販売業者と協議するものとする。

(検定機関による様式の変更)

第百九十七条の九 検定機関は、第百九十七条の三の規定にかかわらず、作成した製造・試験記録等要約書の様式の変更が必要となつたと認める場合は、当該様式に係る製造販売業者と協議の上、当該様式を変更することができる。

(製造販売業者への通知)

第百九十七条の十 検定機関は、製造・試験記録等要約書の様式を作成又は変更したときは、当該作成又は変更の申請を行った製造販売業者（前条の規定による変更の場合にあつては、当該様式に係る申請を行った製造販売業者）に通知するものとする。

(再生医療等製品の検定の申請及び検定機関)

第百九十七条の十一 (略)

2 4 (略)

(削る)

(医療機器の検定の申請及び検定機関)

第百九十七条の十二 (略)

2 4 (略)

(削る)

(製造・試験記録等要約書の様式の変更等の申請)

第百九十七条の五 製造販売業者は、前条の規定により製造・試験記録等要約書の様式が作成された場合において、次に掲げる場合に該当したときは、遅滞なく、国立感染症研究所に対し、当該製造・試験記録等要約書の様式の変更又は変更の確認の申請をしなければならない。

一 三 (略)

3 指定製剤に該当する品目について法第十四条第十五項の承認の申請を行った製造販売業者は、同項の承認を受けた後速やかに製造販売を行う必要があることその他特別の事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同条第十五項の承認を受ける前においても、国立感染症研究所に対し、製造・試験記録等要約書の様式の変更又は変更の確認の申請をすることができる。

4 (略)

5 第三項の規定による申請を行った製造販売業者は、当該品目について法第十四条第十五項の承認を受けたときは、速やかに、当該品目に係る承認書の写しを国立感染症研究所に提出しなければならない。

6 (略)

(資料の提出)

第百九十七条の七 国立感染症研究所は、第百九十七条の三の申請を行った製造販売業者又は法第八十条の六第一項に規定する原薬等を製造する者に対して、製造・試験記録等要約書の様式の作成又は変更のために必要な資料の提出を求めることができる。

(国立感染症研究所と製造販売業者との協議)

第百九十七条の八 国立感染症研究所は、製造・試験記録等要約書の様式の作成又は変更に当たっては、必要に応じ、第百九十七条の三の申請を行った製造販売業者と協議するものとする。

(国立感染症研究所による様式の変更)

第百九十七条の九 国立感染症研究所は、第百九十七条の三の規定にかかわらず、作成した製造・試験記録等要約書の様式の変更が必要となつたと認める場合は、当該様式に係る製造販売業者と協議の上、当該様式を変更することができる。

(製造販売業者への通知)

第百九十七条の十 国立感染症研究所は、製造・試験記録等要約書の様式を作成又は変更したときは、当該作成又は変更の申請を行った製造販売業者（前条の規定による変更の場合にあつては、当該様式に係る申請を行った製造販売業者）に通知するものとする。

(再生医療等製品の検定の申請及び検定機関)

第百九十七条の十一 (略)

2 4 (略)

5 第一項の申請については、第百九十七条第六項の規定を準用する。

(医療機器の検定の申請及び検定機関)

第百九十七条の十二 (略)

2 4 (略)

5 第一項の申請については、第百九十七条第六項の規定を準用する。

様式第九十五(第百九十七条、第百九十七条の十一、第百九十七条の十二関係)

検 定 申 請 書

製造販売業者又は選任製造販売業者の氏名		
製造販売業者又は選任製造販売業者の住所		
検定に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品を保有する施設の名称及び所在地		
医薬品、医療機器又は再生医療等製品の一般的名称		
医薬品、医療機器又は再生医療等製品の販売名		
製 造 番 号 又 は 製 造 記 号		
製 造 年 月 日		
容 器 又 は 被 包	種	類
	数	量
試 験 品 の 数 量		
手 数 料		
手 数 料 納 付 年 月 日		
備 考		

医 薬 品
 上記により、医 療 機 器 の検定を受けたく申請します。
 再生医療等製品
 年 月 日

住 所 (法人にあつては、主
 たる事務所の所在地)
 氏 名 (法人にあつては、名
 称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長
 国立健康危機管理研究機構理事長 殿
 国立医薬品食品衛生研究所所長

第 号 年 月 日 都道府県 経 由	知 事
薬 事 監 視 員 氏 名	
試 験 品 採 取 年 月 日	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 この申請書は、各品目の製造番号又は製造記号ごとに作成すること。
- 5 この申請に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品の検定が2以上の製造段階について行われるべき場合にあっては、この申請に係る製造段階の別について、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の一般的名称欄に併せて記載すること。
- 6 容器又は被包の数量には、試験品の容器又は被包の数量を含めないこと。

様式第九十五から様式第九十六までを次のように改める。

様式第九十五の二(第百九十七条の四関係)

製造・試験記録等要約書の様式作成申請書

製造販売業者又は選任製造販売業者の氏名	
製造販売業者又は選任製造販売業者の住所	
承認番号	
承認年月日又は承認申請年月日	
一般的名称	
販売名	
備考	

上記により、製造・試験記録等要約書の様式の作成を申請します。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主
たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長
国立健康危機管理研究機構理事長 殿
国立医薬品食品衛生研究所所長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 この申請書は、製造・試験記録等要約書の様式を作成する品目ごとに作成すること。
- 4 承認年月日又は承認申請年月日欄には、この申請が第 197 条の 4 第 1 項に基づく申請であるときは承認年月日を、第 197 条の 4 第 3 項に基づく申請であるときは承認申請年月日を記載すること。
- 5 この申請が第 197 条の 4 第 3 項に基づく申請であるときは、備考欄にその旨を記載し、同項に基づく申請を行う理由についても、同欄に記載すること。また、この場合、承認番号欄の記載は要しないこと。

様式第九十五の三(第百九十七条の五関係)

製造・試験記録等要約書の様式変更(確認)申請書

製造販売業者又は選任製造販売業者の氏名	
製造販売業者又は選任製造販売業者の住所	
承認番号	
承認年月日	
一般的名称	
販売名	
申請理由	
変更の必要	
備考	

上記により、製造・試験記録等要約書の様式変更(の確認)を申請します。

年 月 日

住所

法人にあつては、主

たる事務所の所在地

氏名

法人にあつては、名

称及び代表者の氏名

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長
国立健康危機管理研究機構理事長 殿
国立医薬品食品衛生研究所所長

- (注意)
- 用紙の大きさは、A4 とすること。
 - 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
 - この申請書は、変更又は変更に係る確認が必要な製造・試験記録等要約書の様式ごとに作成すること。
 - 承認年月日欄には、対象となる品目に係る当初の承認年月日を記載すること。
 - 申請理由欄については、第 197 条の 5 第 1 項各号のいずれに該当するかを記載すること。この申請が第 197 条の 5 第 3 項に基づく申請であるときは、同欄の記載は要しないこと。
 - 変更の必要欄には、対象となる品目の製造・試験記録等要約書の様式について、この申請によつて変更が必要と考えられる場合には「有」と、変更の必要がないと考えられる場合には「無」と記入すること。
 - この申請が第 197 条の 5 第 3 項に基づく申請であるときは、備考欄にその旨を記載し、同項に基づく申請を行う理由についても、同欄に記載すること。

様式第九十六(第二百条関係)

検 定 合 格 証 明 書

第 号

出願者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

出願者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

医薬品、医療機器又は再生 医療等製品の名称	合格番号	製造番号又は製造 記号	数量	備考

上記の $\left(\begin{array}{c} \text{医 薬 品} \\ \text{医 療 機 器} \\ \text{再生医療等製品} \end{array} \right)$ は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

第四十三条 $\left(\begin{array}{c} \text{第一項} \\ \text{第二項} \end{array} \right)$ に規定する検定に合格したことを証明する。

年 月 日

$\left(\begin{array}{c} \text{独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長} \\ \text{国立健康危機管理研究機構理事長} \\ \text{国立医薬品食品衛生研究所所長} \end{array} \right)$ 印

(注意) この用紙の大きさは、A4 とする。

(外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部改正)
第六条 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
(病院等の指定等) 第一条 (略) 2 (略) 3 法第二十三条の厚生労働省令で定める病院は、次に掲げる病院とする。 一・二 (略) 三 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターが開設する病院 四 国立健康危機管理研究機構が開設する病院 五 (略) 4 第二項の診療所が法第二条第五号の規定による指定を受ける場合又は前項第五号の病院が同条第十三号の規定による指定を受ける場合には、緊密な連携体制を確保する病院の管理者の同意書を厚生労働大臣に提出しなければならない。		(病院等の指定等) 第一条 (略) 2 (略) 3 法第二十三条の厚生労働省令で定める病院は、次に掲げる病院とする。 一・二 (略) 三 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センター 四 (略) 4 第二項の診療所が法第二条第五号の規定による指定を受ける場合又は前項第四号の病院が法第二条第十三号の規定による指定を受ける場合には、緊密な連携体制を確保する病院の管理者の同意書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	

(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正)

第七条 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成九年厚生省令第二十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
(治験審査委員会の設置) 第二十七条 実施医療機関の長は、治験を行うことの適否その他の治験に関する調査審議を次に掲げるいずれかの治験審査委員会に行わせなければならない。 一・六 (略) 七 特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。)(医療の提供等を主な業務とするものに限る。)が設置した治験審査委員会 八・九 (略) 2 (略) (治験審査委員会の審査) 第三十条 (略) 2 実施医療機関の長は、前項の治験審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した第二十七条第一項第一号に掲げる治験審査委員会及び同項第五号から第九号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものを除く。)に調査審議を行わせることとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により当該治験審査委員会の設置者との契約を締結しなければならない。 一・六 (略) 3 前項の契約の締結については、第十二条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「<u>実施医療機関の長</u>」と、「受託者」とあるのは「<u>第二十七条第一項の治験審査委員会</u>」(当該実施医療機関の長が設置した同項第一号に掲げる治験審査委員会及び同項第五号から第九号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものを除く。)の設置者」と読み替えるものとする。		(治験審査委員会の設置) 第二十七条 実施医療機関の長は、治験を行うことの適否その他の治験に関する調査審議を次に掲げるいずれかの治験審査委員会に行わせなければならない。 一・六 (略) (新設) 七・八 (略) 2 (略) (治験審査委員会の審査) 第三十条 (略) 2 実施医療機関の長は、前項の治験審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した第二十七条第一項第一号に掲げる治験審査委員会及び同項第五号から第八号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものを除く。)に調査審議を行わせることとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により当該治験審査委員会の設置者との契約を締結しなければならない。 一・六 (略) 3 前項の契約の締結については、第十二条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「<u>実施医療機関の長</u>」と、「受託者」とあるのは「<u>第二十七条第一項の治験審査委員会</u>」(当該実施医療機関の長が設置した同項第一号に掲げる治験審査委員会及び同項第五号から第八号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものを除く。)の設置者」と読み替えるものとする。	

4・5 (略) 6 実施医療機関の長は、第四項の規定により専門治験審査委員会（当該実施医療機関の長が設置した第二十七条第一項第一号に掲げる治験審査委員会及び同項第五号から第九号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものを除く。）の意見を聴く場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により当該専門治験審査委員会の設置者との契約を締結しなければならない。 一六 (略) 7 前項の契約の締結については、第十二条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「実施医療機関の長」と、「受託者」とあるのは「第三十条第五項に規定する専門治験審査委員会（当該実施医療機関の長が設置した第二十七条第一項第一号に掲げる治験審査委員会及び同項第五号から第九号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものを除く。）の設置者」と読み替えるものとする。 8 (略)	4・5 (略) 6 実施医療機関の長は、第四項の規定により専門治験審査委員会（当該実施医療機関の長が設置した第二十七条第一項第一号に掲げる治験審査委員会及び同項第五号から第八号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものを除く。）の意見を聴く場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により当該専門治験審査委員会の設置者との契約を締結しなければならない。 一六 (略) 7 前項の契約の締結については、第十二条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「実施医療機関の長」と、「受託者」とあるのは「第三十条第五項に規定する専門治験審査委員会（当該実施医療機関の長が設置した第二十七条第一項第一号に掲げる治験審査委員会及び同項第五号から第八号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものを除く。）の設置者」と読み替えるものとする。 8 (略)
（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正） 第八条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の表の表のように改める。 改 正 後 （厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標） 第一条の二 法第九条第二項第九号の厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標は、次のとおりとする。 一六 (略) 七 新型コロナウイルスエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者若しくは新感染症の所見がある者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の検体又は当該感染症の病原体の検査の実施能力及び地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十六条第二項に規定する地方衛生研究所等における検査機器の数 八十 (略) 二・三 (略) 第八条の三 法第十五条第十二項又は第六十五条の四第三項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第一による。 第十条の三 第十条の規定は、法第十六条の三第十一項において同条第五項及び第六項の規定を準用する場合又は法第六十五条の五の規定により厚生労働大臣が機構に法第十六条の三第四項の規定による検体の採取を行わせる場合について準用する。 （質問及び調査に携わる職員の身分を示す証明書） 第十八条 法第三十五条第二項又は第六十五条の五第五項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第二による。	改 正 前 （厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標） 第一条の二 法第九条第二項第九号の厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標は、次のとおりとする。 一六 (略) 七 新型コロナウイルスエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者若しくは新感染症の所見がある者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の検体又は当該感染症の病原体の検査の実施能力及び地方衛生研究所等（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十六条に規定する業務を行う同法第五条第一項に規定する地方公共団体の機関（当該地方公共団体が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関をいう。）における検査機器の数 八十 (略) 二・三 (略) 第八条の三 法第十五条第十二項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第一による。 第十条の三 第十条の規定は、法第十六条の三第十一項において同条第五項及び第六項の規定を準用する場合について準用する。 （質問及び調査に携わる職員の身分を示す証明書） 第十八条 法第三十五条第二項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第二による。

別記様式第一

(表 面)

第 号 年 月 日 厚生労働省 (都道府県、市又は特別区) 印	写真 ち ょう 付 面
--	--------------------

(A列6番)

(裏 面)

第 号 年 月 日 厚生労働省 (都道府県、市又は特別区) 印	写真 ち ょう 付 面
--	--------------------

別記様式第二

(表 面)

第 号	写真 ち よう 付 面
年 月 日	
厚生労働省（都道府県、市又は特別区） 印	
（職）氏 名 年 月 日生	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第三十五条又は第六十五条の五の規定による当該職員の証	

(A列6番)

(裏 面)

第三十五条（質問及び調査） 都道府県知事は、第二十六条の三から第三十三条までに規定する措置を実施するため必要があるときは、当該職員に当該感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所若しくは当該場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所若しくは当該場所、当該感染症を人に感染させるおそれがある動物がいる場所若しくは当該場所、当該感染症により死亡した動物の死体がある場所若しくは当該場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所若しくは汚染された疑いがある場所に立ち入り、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは当該感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。	第五十條（新感染症に係る消毒その他の措置） 都道府県知事は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第二十六条の三第一項及び第三項、第二十六条の四第一項及び第三項、第二十七条から第三十三条まで並びに第三十五条第一項に規定する措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させることができる。	第四・三（略） 第三十五条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が当該職員に同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。	第五・六（略） 厚生労働大臣は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第二十六条の三第二項及び第四項、第二十六条の四第二項及び第四項並びに第三十五条第四項において準用する同条第一項に規定する措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させることができる。	第八 第三十五条第四項において準用する同条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により当該職員に同条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。	第九・十（略） 市町村長は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第三十五条第五項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実施させることができる。	第十一 第三十五条第五項において準用する同条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により当該職員に同条第五項において準用する同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。	第十二・第十三（略）	（注意） 一 この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに厚生労働大臣（都道府県知事、市長又は特別区長）に届け出ること。 二 当該職員でなくなったときは、厚生労働大臣（都道府県知事、市長又は特別区長）に返還すること。
---	---	---	--	--	--	---	------------	--

(不動産登記の嘱託職員を指定する省令の一部改正)

第九条 不動産登記の嘱託職員を指定する省令(平成十二年厚生省令第五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号)第七条第二項の規定に基づき、厚生労働省の所管に属する不動産に関する権利の登記の嘱託については、次の職員を指定する。 大臣官房会計課長 大臣官房厚生科学課長 医政局長 労働基準局長 職業安定局長 年金局長 検疫所長 国立ハンセン病療養所長 国立医薬品食品衛生研究所長 国立保健医療科学院長 国立社会保障・人口問題研究所長 (削る) 国立障害者リハビリテーションセンター総長 地方厚生局長 四国厚生支局長 都道府県労働局長 中央労働委員会事務局長 財務局長(労働保険特別会計の労災勘定等(労働保険特別会計の労災勘定及び雇用勘定をいう。以下同じ。)、年金特別会計の国民年金勘定等(年金特別会計の国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定及び業務勘定をいう。以下同じ。))及び子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定の普通財産の処分について、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十九条の二第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が契約に委任した財務局長に限る。) 財務支局長(労働保険特別会計の労災勘定等、年金特別会計の国民年金勘定等及び子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定の普通財産の処分について、会計法第二十九条の二第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が契約に委任した財務支局長に限る。) 財務事務所長(労働保険特別会計の労災勘定等、年金特別会計の国民年金勘定等及び子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定の普通財産の処分について、会計法第二十九条の二第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が契約に委任した財務事務所長に限る。) 財務局、財務支局又は財務事務所の出張所長(労働保険特別会計の労災勘定等、年金特別会計の国民年金勘定等及び子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定の普通財産の処分について、会計法第二十九条の二第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が契約に委任した財務局、財務支局又は財務事務所の出張所長に限る。) 都道府県知事			不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号)第七条第二項の規定に基づき、厚生労働省の所管に属する不動産に関する権利の登記の嘱託については、次の職員を指定する。 大臣官房会計課長 大臣官房厚生科学課長 医政局長 労働基準局長 職業安定局長 年金局長 検疫所長 国立ハンセン病療養所長 国立医薬品食品衛生研究所長 国立保健医療科学院長 国立社会保障・人口問題研究所長 国立感染症研究所長 国立障害者リハビリテーションセンター総長 地方厚生局長 四国厚生支局長 都道府県労働局長 中央労働委員会事務局長 財務局長(労働保険特別会計の労災勘定等(労働保険特別会計の労災勘定及び雇用勘定をいう。以下同じ。))及び年金特別会計の国民年金勘定等(年金特別会計の国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定及び業務勘定をいう。以下同じ。))の普通財産の処分について、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十九条の二第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が契約に委任した財務局長に限る。) 財務支局長(労働保険特別会計の労災勘定等及び年金特別会計の国民年金勘定等の普通財産の処分について、会計法第二十九条の二第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が契約に委任した財務支局長に限る。) 財務事務所長(労働保険特別会計の労災勘定等及び年金特別会計の国民年金勘定等の普通財産の処分について、会計法第二十九条の二第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が契約に委任した財務事務所長に限る。) 財務局、財務支局又は財務事務所の出張所長(労働保険特別会計の労災勘定等及び年金特別会計の国民年金勘定等の普通財産の処分について、会計法第二十九条の二第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が契約に委任した財務局、財務支局又は財務事務所の出張所長に限る。) 都道府県知事		

(厚生労働省組織規則の一部改正)
第十條 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
目次			目次		
第一章 本省			第一章 本省		
第一節 (略)			第一節 (略)		
第二節 施設等機関			第二節 施設等機関		
第一款～第六款 (略)			第一款～第六款 (略)		
第七款 削除			第七款 国立感染症研究所(第五百七十四条―第六百二十二条の五)		
第八款 (略)			第八款 (略)		
第三節 (略)			第三節 (略)		
第二章～第四章 (略)			第二章～第四章 (略)		
附則			附則		
第七款 削除			第七款 国立感染症研究所 (国立感染症研究所の位置)		
第五百七十四条から第六百二十二条の五まで			第五百七十四条 国立感染症研究所は、東京都に置く。 (国立感染症研究所の位置)		
削除			(所長及び副所長)		
			第五百七十五条 国立感染症研究所に、所長及び副所長一人を置く。		
			2 所長は、国立感染症研究所の事務を掌理する。		
			3 副所長は、所長を助け、国立感染症研究所の事務を整理する。		
			第五百七十六条 削除		
			(国立感染症研究所に置く部等)		
			第五百七十七条 国立感染症研究所に、次の十二部及び一室並びに研究企画調整センター、感染症疫学センター、エイズ研究センター、病原体ゲノム解析研究センター、インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センター、薬剤耐性研究センター、感染症危機管理研究センター、治療薬・ワクチン開発研究センター、実地疫学研究センター、次世代生物学的製剤研究センター、安全管理研究センター及び品質管理研究センターを置く。		
			総務部		
			ウイルス第一部		
			ウイルス第二部		
			ウイルス第三部		
			細菌第一部		
			細菌第二部		
			寄生動物部		
			感染病理部		
			真菌部		
			細胞化学部		
			昆虫医学部		
			獣医科学部		
			国際協力室		

(傍線部分は改正部分)

(総務部の所掌事務)

第五百七十八条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員の人事、公印の保管、公文書類、会計、物品及び営繕に関すること。
- 二 調査及び研究、試験、検査、検定並びに製造に関する庶務を行うこと。
- 三 図書収集、保管及び閲覧並びに業績誌の編集に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、国立感染症研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(総務部に置く課)

第五百七十九条 総務部に、次の六課を置く。

総務課
人事課
会計課
調整課
業務管理課
施設管理課

(総務課の所掌事務)

第五百八十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公印の保管及び公文書類に関すること(調整課及び業務管理課の所掌に属するものを除く。)
- 二 図書の収集、保管及び閲覧並びに業績誌の編集に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、国立感染症研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(人事課の所掌事務)

第五百八十条の二 人事課は、職員に関する事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

第五百八十一条 会計課は、会計、物品及び営繕に関する事務(業務管理課及び施設管理課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(調整課の所掌事務)

第五百八十二条 調整課は、調査及び研究に関する庶務を行うことをつかさどる。

(業務管理課の所掌事務)

第五百八十二条の二 業務管理課は、試験、検査、検定及び製造に関する庶務、会計及び物品に関する事務をつかさどる。

(施設管理課の所掌事務)

第五百八十二条の三 施設管理課は、試験、検査、検定及び製造を行う建築物の営繕に関する事務をつかさどる。

(ウイルス第一部の所掌事務)

第五百八十三条 ウイルス第一部は、出血熱ウイルス、節足動物媒介性ウイルス、神経系ウイルス、ヒトヘルペスウイルス、リケッチア及びクラミジアに起因する感染症(ヒト免疫不全ウイルスその他のレトロウイルスに係るものを除く。)に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究(これらに関するレファレンス業務を含む。)及び講習を行うこと。

二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。

（ウイルス第二部の所掌事務）

第五百八十四条 ウイルス第二部は、腸管感染ウイルス、腫瘍ウイルス及び肝炎ウイルスに起因する感染症（ヒト免疫不全ウイルスその他のレトロウイルスに係るものを除く。）に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 病原及び病因の検査並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。

二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。

（ウイルス第三部の所掌事務）

第五百八十五条 ウイルス第三部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 発疹性ウイルスに起因する感染症（ヒト免疫不全ウイルスその他のレトロウイルスに係るものを除く。次号において同じ。）に関し、病原及び病因の検査並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。

二 インフルエンザウイルス及び呼吸器系ウイルス並びに発疹性ウイルスに起因する感染症に関し、予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の生物学的検査及び検定並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。

（細菌第一部の所掌事務）

第五百八十六条 細菌第一部は、腸管系細菌感染症、全身性細菌感染症、環境細菌由来感染症、口腔菌感染症及びスピロヘータに起因する感染症に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 病原及び病因の検査並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。

二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（細菌ワクチン及び細菌感染症診断薬に限る。）、抗菌性物質及びその製剤（抗生物質医薬品に限る。）並びに消毒剤の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品及び医薬部外品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。

（細菌第二部の所掌事務）

第五百八十七条 細菌第二部は、呼吸器系細菌感染症、毒素産生細菌感染症及び日和見感染症に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 病原及び病因の検査並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。

二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（細菌製剤及び抗毒素製剤に限る。）の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。

(寄生動物部の所掌事務)

第五百八十八条 寄生動物部は、寄生性の原虫、線虫、吸虫及び条虫類に起因する疾病に関し、

次に掲げる事務をつかさどる。

一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。

二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（免疫診断製剤に限る。）及び殺虫剤の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品及び医薬部外品の生物学的検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

(感染病理部の所掌事務)

第五百八十九条 感染病理部は、感染症その他の特定疾病（ヒト免疫不全ウイルスその他のレト

ロウイルスに起因する感染症を除く。）に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 予防衛生に関する病理解剖学的及び病理組織学的調査及び研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）を行うこと。

二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の生物学的検査及び検定（病理学的検査に係る部分に限る。）並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

第五百九十条 削除

(真菌部の所掌事務)

第五百九十一条 真菌部は、真菌に起因する感染症に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。

二 抗菌性物質及びその製剤（抗生物質医薬品に限る。）の生物学的検査及びこれらの医薬品の生物学的検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

(細胞化学部の所掌事務)

第五百九十二条 細胞化学部は、感染症その他の特定疾病（ヒト免疫不全ウイルスその他のレトロウイルスに起因する感染症を除く。）に関し、予防衛生に関する細胞化学的及び細胞生物学的調査及び研究を行うことをつかさどる。

(昆虫医科学部の所掌事務)

第五百九十三条 昆虫医科学部は、人体に対して有害な昆虫類、ダニ類その他の動物（寄生性の

原虫、線虫、吸虫及び条虫類を除く。）に起因する疾病に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。

二 予防、治療及び診断に関する殺虫剤及び殺そ剤の生物学的検査及び試験的製造並びにこれらの医薬品及び医薬部外品の生物学的検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

(獣医科学部の所掌事務)

第五百九十四条 獣医科学部は、動物由来感染症に関し、病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）及び講習を行うことをつかさどる。

第五百九十五条及び第五百九十六条 削除

(国際協力室の所掌事務)

第五百九十七条 国際協力室は、国立感染症研究所の所掌事務に係る国際的な調査及び研究の調整を行うことをつかさどる。

第五百九十八条 削除

(研究企画調整センターの所掌事務)

第五百九十九条 研究企画調整センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関すること。

二 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に関する特定事項の総括に関すること。(感染症疫学センターの所掌事務)

第六百条 感染症疫学センターは、感染症その他の特定疾病に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 予防衛生に関し、情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供並びに疫学に関する研究及び講習(実地疫学研究センターの所掌に属するものを除く。)を行うこと。

二 血清の収集、保存及び検査並びにこれらに必要な科学的調査及び研究並びにこれらに関する講習を行うこと。

(エイズ研究センターの所掌事務)

第六百一条 エイズ研究センターは、ヒト免疫不全ウイルスその他のレトロウイルスに起因する感染症に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究(これらに関するレファレンス業務を含む。)及び講習を行うこと。

二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

(病原体ゲノム解析研究センターの所掌事務)

第六百二条 病原体ゲノム解析研究センターは、国立感染症研究所の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一 遺伝子の探索及び解析に関する調査及び研究を行うこと。

二 病原体ゲノムに関し、情報の収集及び解析並びにこれらの結果の提供並びに調査及び研究を行うこと。

三 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤(肝炎ウイルスを除く小型DNAウイルスの構造蛋白質を抗原とするワクチンに限る。)の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと(他部の所掌に属するものを除く。)

(インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センターの所掌事務)

第六百三条 インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センターは、インフルエンザウイルス及び呼吸器系ウイルスに起因する感染症に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究(これらに関するレファレンス業務を含む。)に関すること。

二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の試験的製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、インフルエンザウイルス及び呼吸器系ウイルスに起因する感染症に関し、予防、治療及び診断に関する生物学的製剤(サイトカイン及びケモカインに係るものに限る。)の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

(薬剤耐性研究センターの所掌事務)

第六百三条の二

薬剤耐性研究センターは、薬剤耐性病原体に起因する感染症（ウイルスに係るものを除く。）に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。

二 抗菌性物質及びその製剤（抗生物質医薬品に限る。）の生物学的検査及びこれらの医薬品の生物学的検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

(感染症危機管理研究センターの所掌事務)

第六百三条の三

感染症危機管理研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 感染症その他の特定疾病の危機管理に関し、情報の収集及び分析、訓練並びに広報並びにこれらに必要な科学的調査及び研究並びにこれらに関する講習を行うこと。

二 感染症の判別のための検査並びにこれらに必要な科学的調査及び研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）並びにこれらに関する講習を行うこと。

(治療薬・ワクチン開発研究センターの所掌事務)

第六百三条の四

治療薬・ワクチン開発研究センターは、感染症その他の特定疾病に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 予防薬及び治療薬に関する研究、開発（これらに関するレファレンス業務を含む。）並びに講習を行うこと。

二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の生物学的検査及び検定（エンドトキシン試験に係る部分に限る。）並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

三 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（抗毒素製剤に限る。）の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。

(実地疫学研究センターの所掌事務)

第六百三条の五

実地疫学研究センターは、感染症その他の特定疾病の予防衛生に関し、実地疫学調査及び研究並びに講習を行うことをつかさどる。

(次世代生物学的製剤研究センターの所掌事務)

第六百三条の六

次世代生物学的製剤研究センターは、感染症その他の特定疾病に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤並びに抗菌性物質及びその製剤の生物学的検査及び検定（異常毒性否定試験、発熱試験、及び化学試験に係る部分に限る。）並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（血液製剤に限る。）及び次世代生物学的製剤の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造及び試験法の開発並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。

(安全管理研究センターの所掌事務)

第六百三条の七

安全管理研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 生物災害に係る安全管理に関する調査、研究及び講習を行うこと。

二 医学用実験動物の飼育及び健康管理並びにこれらに関する科学的調査、研究及び講習を行うこと。

三 研究用ウイルス及び細菌の確保及び管理並びにこれらに関する講習を行うこと。

(品質管理研究センターの所掌事務)

第六百三条の八 品質管理研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 放射線の安全管理及び放射性同位元素を用いた生物学的調査及び研究の方法の開発及び改良のための調査及び研究を行うこと。
- 二 感染症その他の特定疾病の予防、治療及び診断に関する生物学的製剤並びに抗菌性物質製剤の生物学的検査及び検定における成績の総合評価、これらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の管理及び評価並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。
- 三 感染症その他の特定疾病の検定検査に必要な基準、検定検査手法の精度管理及び生物学的製剤の品質保証に関する国際的な調整を行うこと(国際協力室の所掌に属するものを除く。)
- 四 国立感染症研究所の情報システムの整備及び管理並びにこれらに関する講習を行うこと。

(支所の名称及び位置)

第六百四条 国立感染症研究所支所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ハンセン病研究センター	東村山市

(支所の所掌事務)

第六百五条 ハンセン病研究センターは、ハンセン病その他の抗酸菌に起因する疾病に関し、予防衛生に関する科学的調査及び研究を行うことをつかさどる。

(支所長)

第六百六条 支所に、支所長を置く。

第六百七条から第六百十条まで 削除

(ハンセン病研究センターに置く課等)

第六百十一条 ハンセン病研究センターに、庶務課及び感染制御部を置く。

(庶務課の所掌事務)

第六百十二条 庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公印の保管、公文書類、会計、物品及び営繕に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、ハンセン病研究センターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(感染制御部の所掌事務)

第六百十三条 感染制御部は、ハンセン病その他の抗酸菌に起因する疾病に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 微生物学的、生化学的及び分子生物学的調査及び研究を行うこと。
- 二 実験動物学的及び免疫学的調査及び研究を行うこと。
- 三 抗らい菌療法の開発及び改良に関する調査及び研究を行うこと。

第六百十四条から第六百二十二条の五まで 削除

(医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正)
第十一条 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年厚生労働省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
(治療審査委員会の設置) 第四十六条 実施医療機関の長は、治療を行うことの適否その他の治療に関する調査審議を次に掲げるいずれかの治療審査委員会に行わせなければならない。 一 〆六 (略) 七 特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。)(医療の提供等を主な業務とするものに限る。)が設置した治療審査委員会 八 〆九 (略) 二 (略) (治療審査委員会の審査) 第四十九条 (略)			(治療審査委員会の設置) 第四十六条 実施医療機関の長は、治療を行うことの適否その他の治療に関する調査審議を次に掲げるいずれかの治療審査委員会に行わせなければならない。 一 〆六 (略) (新設) 七 〆八 (略) 二 (略) (治療審査委員会の審査) 第四十九条 (略)		
二 実施医療機関の長は、前項の治療審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した第四十六条第一項第一号に掲げる治療審査委員会及び同項第五号から第九号までに掲げる治療審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものを除く。)に調査審議を行わせることとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により当該治療審査委員会の設置者との契約を締結しなければならない。 一 〆六 (略) 三 前項の契約の締結については、第十二条第二項から第六項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治療の依頼をしようとする者」とあるのは「 <u>実施医療機関の長</u> 」と、「受託者」とあるのは「 <u>第四十六条第一項の治療審査委員会</u> 」(当該実施医療機関の長が設置した同項第一号に掲げる治療審査委員会及び同項第五号から第九号までに掲げる治療審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものを除く。)の設置者」と読み替えるものとする。 四 〆五 (略) 六 実施医療機関の長は、第四項の規定により専門治療審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した第四十六条第一項第一号に掲げる治療審査委員会及び同項第五号から第九号までに掲げる治療審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものを除く。)の意見を聴く場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により当該専門治療審査委員会の設置者との契約を締結しなければならない。 一 〆六 (略) 七 前項の契約の締結については、第十二条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治療の依頼をしようとする者」とあるのは「 <u>実施医療機関の長</u> 」と、「受託者」とあるのは「 <u>第四十九条第五項に規定する専門治療審査委員会</u> 」(当該実施医療機関の長が設置した第四十六条第一項第一号に掲げる治療審査委員会及び同項第五号から第九号までに掲げる治療審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものを除く。)の設置者」と読み替えるものとする。 八 (略)			二 実施医療機関の長は、前項の治療審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した第四十六条第一項第一号に掲げる治療審査委員会及び同項第五号から第八号までに掲げる治療審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものを除く。)に調査審議を行わせることとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により当該治療審査委員会の設置者との契約を締結しなければならない。 一 〆六 (略) 三 前項の契約の締結については、第十二条第二項から第六項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治療の依頼をしようとする者」とあるのは「 <u>実施医療機関の長</u> 」と、「受託者」とあるのは「 <u>第四十六条第一項の治療審査委員会</u> 」(当該実施医療機関の長が設置した同項第一号に掲げる治療審査委員会及び同項第五号から第八号までに掲げる治療審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものを除く。)の設置者」と読み替えるものとする。 四 〆五 (略) 六 実施医療機関の長は、第四項の規定により専門治療審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した第四十六条第一項第一号に掲げる治療審査委員会及び同項第五号から第八号までに掲げる治療審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものを除く。)の意見を聴く場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により当該専門治療審査委員会の設置者との契約を締結しなければならない。 一 〆六 (略) 七 前項の契約の締結については、第十二条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治療の依頼をしようとする者」とあるのは「 <u>実施医療機関の長</u> 」と、「受託者」とあるのは「 <u>第四十九条第五項に規定する専門治療審査委員会</u> 」(当該実施医療機関の長が設置した第四十六条第一項第一号に掲げる治療審査委員会及び同項第五号から第八号までに掲げる治療審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものを除く。)の設置者」と読み替えるものとする。 八 (略)		

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正)

第十二条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(医療等の用途)				(医療等の用途)			
第二条 法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。				第二条 法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。			
一 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途				一 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途			
イ 二 (略)				イ 二 (略)			
ホ 国立健康危機管理研究機構				(新設)			
二 七 (略)				二 七 (略)			

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第十三条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(令第一条の二第二項第二号の厚生労働省令で定める公共法人又は公益法人等)				(令第一条の二第二項第二号の厚生労働省令で定める公共法人又は公益法人等)			
第五条の十三 令第一条の二第二項第二号の厚生労働省令で定める公共法人又は公益法人等は、次のとおりとする。				第五条の十三 令第一条の二第二項第二号の厚生労働省令で定める公共法人又は公益法人等は、次のとおりとする。			
一 四 (略)				一 四 (略)			
(削る)				五 国立研究開発法人国立国際医療研究センター			
五 七 (略)				六 八 (略)			
八 国立健康危機管理研究機構				(新設)			
九 十八 (略)				九 十八 (略)			

(厚生労働省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部改正)

第十四条 厚生労働省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則(平成二十年厚生労働省令第五百十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
(令第三条第一項の命令で定める職)				(令第三条第一項の命令で定める職)			
第二条 令第三条第一項の命令で定める職は、次の表の上欄に掲げる試験研究機関等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職とする。				第二条 令第三条第一項の命令で定める職は、次の表の上欄に掲げる試験研究機関等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職とする。			
試験研究機関等				試験研究機関等			
(略)				(略)			
(削る)				国立感染症研究所			
(略)				(略)			
職				職			
(略)				(略)			
(削る)				副所長			
(略)				(略)			

(新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則の一部改正)
第十五条 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則(平成二十一年厚生労働省令第百五十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後
(令第五条第三項に規定する施設)		
第五条の二 令第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。		
一 (略)		
二 独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター若しくは国立健康危機管理研究機構の設置する医療機関又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第九号に規定する事業を行う施設であつて、進行性筋萎縮症者が入所又は入院をし、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの		
三 五 (略)		

(高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正)
第十六条 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成二十二年厚生労働省令第三十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後
(業務方法書の記載事項)		
第二条 (略)		
2・3 (略)		
(削る)		
4 国立研究開発法人国立成育医療研究センター(以下「国立成育医療研究センター」という。)に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。		
一 法第十六条第一号に規定する調査、研究及び技術の開発に関する事項		
二 法第十六条第二号に規定する医療の提供に関する事項		
三 法第十六条第三号に規定する技術者の研修に関する事項		

改	正	前
(業務方法書の記載事項)		
第二条 (略)		
2・3 (略)		
4 国立研究開発法人国立国際医療研究センター(以下「国立国際医療研究センター」という。)に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。		
一 法第十六条第一号に規定する調査、研究及び技術の開発に関する事項		
二 法第十六条第二号に規定する医療の提供に関する事項		
三 法第十六条第三号に規定する技術者の研修に関する事項		
四 法第十六条第四号に規定する技術者の研修に関する事項		
五 法第十六条第五号に規定する成果の普及及び政策の提言に関する事項		
六 法第十六条第六号に規定する施設の設置及び運営に関する事項		
七 法第十六条第七号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項		
八 国立国際医療研究センターの建物の一部、設備、器械及び器具を、国立国際医療研究センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることに関する事項		
九 業務委託の基準		
十 競争入札その他契約に関する基本的事項		
十一 その他国立国際医療研究センターの業務の執行に關して必要な事項		
5 国立研究開発法人国立成育医療研究センター(以下「国立成育医療研究センター」という。)に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。		
一 法第十七条第一号に規定する調査、研究及び技術の開発に関する事項		
二 法第十七条第二号に規定する医療の提供に関する事項		
三 法第十七条第三号に規定する技術者の研修に関する事項		

- 四 法第十六条第四号に規定する成果の普及及び政策の提言に関する事項
五 法第十六条第五号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項
六十九 (略)

5 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「国立長寿医療研究センター」という。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第十七条第一号に規定する調査及び研究に関する事項
二 法第十七条第二号に規定する調査、研究及び技術の開発に関する事項
三 法第十七条第三号に規定する医療の提供に関する事項
四 法第十七条第四号に規定する技術者の研修に関する事項
五 法第十七条第五号に規定する成果の普及及び政策の提言に関する事項
六 法第十七条第六号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項
七十九 (略)

(中長期計画の記載事項)

第四条 (略)

(他の省令の準用)

第十八条 次の省令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一七 (略)

八 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十三年厚生省令第十三号）第三条第一項第一号及び第六条第一項第一号

九 (略)

十 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十七号）第一条第一項

十一 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二百二十六条第一項及び第四百十条の十五第一項

十二・十三 (略)

附則

(国立看護大学校に対して行った認定に関する経過措置)

第三条 独立行政法人大学評価・学位授与機構が厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成二十二年厚生労働省令第五十八号）による改正前の厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第三百十四条第一項に規定する国立看護大学校に置かれる課程に対して行った学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条第二項の認定は、国立高度専門医療研究センター成立後は、同項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構が国立看護大学校（国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第四十七号）による改正前の法第十六条第六号に規定する施設をいう。）に置かれる課程に対して行った認定とみなす。

- 四 法第十七条第四号に規定する成果の普及及び政策の提言に関する事項
五 法第十七条第五号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項
六十九 (略)

6 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「国立長寿医療研究センター」という。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第十八条第一号に規定する調査及び研究に関する事項
二 法第十八条第二号に規定する調査、研究及び技術の開発に関する事項
三 法第十八条第三号に規定する医療の提供に関する事項
四 法第十八条第四号に規定する技術者の研修に関する事項
五 法第十八条第五号に規定する成果の普及及び政策の提言に関する事項
六 法第十八条第六号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項
七十九 (略)

(中長期計画の記載事項)

第四条 (略)

2 国立国際医療研究センターに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及びエイズ治療・研究開発センター（血液製剤の投与によるエイズ問題に関する訴訟に係る裁判上の和解（エイズウイルスに感染した者と国との間で平成八年三月二十九日に成立した裁判上の和解をいう。）に基づく恒久的な対策として、エイズに関する診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供を行うために国立国際医療研究センターに設置される施設をいう。）における業務の実施に関する計画」とする。

(他の省令の準用)

第十八条 次の省令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一七 (略)

八 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十三年厚生省令第十三号）第三条第一項第一号及び第六条第一項第一号

九 (略)

十 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則第一条第一項

十一 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二百二十六条第一項、第三百十八条第一項第五号及び第四百十条の十五第一項

十二・十三 (略)

附則

(国立看護大学校に対して行った認定に関する経過措置)

第三条 独立行政法人大学評価・学位授与機構が厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第三百十四条第一項に規定する国立看護大学校に置かれる課程に対して行った学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条第二項の認定は、国立高度専門医療研究センター成立後は、同項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構が国立看護大学校（法第十六条第六号に規定する施設をいう。）に置かれる課程に対して行った認定とみなす。

(再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正)
第十七条 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第八十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
(治験審査委員会の設置) 第四十六条 実施医療機関の長は、治験を行うことの適否その他の治験に関する調査審議を次に掲げるいずれかの治験審査委員会に行わせなければならない。 一〇六 (略) 七 特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。)(医療の提供等を主な業務とするものに限る。)が設置した治験審査委員会 八・九 (略) 2 (略) (治験審査委員会の審査) 第四十九条 (略) 2 実施医療機関の長は、前項の治験審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した第四十六条第一項第一号に掲げる治験審査委員会及び同項第五号から第九号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものを除く。)に調査審議を行わせることとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により当該治験審査委員会の設置者との契約を締結しなければならない。 一〇六 (略) 3 前項の契約の締結については、第十二条第二項から第六項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「<u>実施医療機関の長</u>」と、「受託者」とあるのは「<u>第四十六条第一項の治験審査委員会</u>」(当該実施医療機関の長が設置した同項第一号に掲げる治験審査委員会及び同項第五号から第九号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものを除く。)の設置者」と読み替えるものとする。 4・5 (略) 6 実施医療機関の長は、第四項の規定により専門治験審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した第四十六条第一項第一号に掲げる治験審査委員会及び同項第五号から第九号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものを除く。)の意見を聴く場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により当該専門治験審査委員会の設置者との契約を締結しなければならない。 一〇六 (略) 7 前項の契約の締結については、第十二条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「<u>実施医療機関の長</u>」と、「受託者」とあるのは「<u>第四十九条第五項に規定する専門治験審査委員会</u>」(当該実施医療機関の長が設置した第四十六条第一項第一号に掲げる治験審査委員会及び同項第五号から第九号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものを除く。)の設置者」と読み替えるものとする。 8 (略)			(治験審査委員会の設置) 第四十六条 実施医療機関の長は、治験を行うことの適否その他の治験に関する調査審議を次に掲げるいずれかの治験審査委員会に行わせなければならない。 一〇六 (略) (新設) 七・八 (略) 2 (略) (治験審査委員会の審査) 第四十九条 (略) 2 実施医療機関の長は、前項の治験審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した第四十六条第一項第一号に掲げる治験審査委員会及び同項第五号から第八号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものを除く。)に調査審議を行わせることとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により当該治験審査委員会の設置者との契約を締結しなければならない。 一〇六 (略) 3 前項の契約の締結については、第十二条第二項から第六項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「<u>実施医療機関の長</u>」と、「受託者」とあるのは「<u>第四十六条第一項の治験審査委員会</u>」(当該実施医療機関の長が設置した同項第一号に掲げる治験審査委員会及び同項第五号から第八号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものを除く。)の設置者」と読み替えるものとする。 4・5 (略) 6 実施医療機関の長は、第四項の規定により専門治験審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した第四十六条第一項第一号に掲げる治験審査委員会及び同項第五号から第八号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものを除く。)の意見を聴く場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により当該専門治験審査委員会の設置者との契約を締結しなければならない。 一〇六 (略) 7 前項の契約の締結については、第十二条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「<u>実施医療機関の長</u>」と、「受託者」とあるのは「<u>第四十九条第五項に規定する専門治験審査委員会</u>」(当該実施医療機関の長が設置した第四十六条第一項第一号に掲げる治験審査委員会及び同項第五号から第八号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものを除く。)の設置者」と読み替えるものとする。 8 (略)		

(再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正)
第十八条 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後
(再生医療等委員会を設置できる団体) 第四十二条 法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。 一 四 (略) 五 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人(医療の提供又は臨床研究(臨床研究法第二条第一項に規定する臨床研究をいう。次号において同じ。)若しくは医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験の支援を業務とするものに限る。) 六 特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。)(医療の提供又は臨床研究若しくは医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験の支援を業務とするものに限る。) 七・八 (略) 二 (略) (再生医療等委員会の認定の申請) 第四十三条 (略) 二 (略) 三 法第二十六条第三項第三号(法第二十七条第三項及び第二十八条第六項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。 一 (略) 二 医療機関の開設者又は前条第一項第四号から第八号までに掲げる団体が第一項の申請をしようとする場合 再生医療等委員会を設置する者に関する証明書類	(再生医療等委員会を設置できる団体) 第四十二条 法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。 一 四 (略) 五 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人(医療の提供又は臨床研究(臨床研究法第二条第一項に規定する臨床研究をいう。若しくは医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験の支援を業務とするものに限る。) (新設) 六・七 (略) 二 (略) (再生医療等委員会の認定の申請) 第四十三条 (略) 二 (略) 三 法第二十六条第三項第三号(法第二十七条第三項及び第二十八条第六項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。 一 (略) 二 医療機関の開設者又は前条第一項第四号から第七号までに掲げる団体が第一項の申請をしようとする場合 再生医療等委員会を設置する者に関する証明書類	(再生医療等委員会を設置できる団体) 第四十二条 法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。 一 四 (略) 五 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人(医療の提供又は臨床研究(臨床研究法第二条第一項に規定する臨床研究をいう。次号において同じ。)若しくは医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験の支援を業務とするものに限る。) 六 特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。)(医療の提供又は臨床研究若しくは医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験の支援を業務とするものに限る。) 七・八 (略) 二 (略) (再生医療等委員会の認定の申請) 第四十三条 (略) 二 (略) 三 法第二十六条第三項第三号(法第二十七条第三項及び第二十八条第六項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。 一 (略) 二 医療機関の開設者又は前条第一項第四号から第八号までに掲げる団体が第一項の申請をしようとする場合 再生医療等委員会を設置する者に関する証明書類

(臨床研究法施行規則の一部改正)

第十九条 臨床研究法施行規則(平成三十年厚生労働省令第百十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後
(認定臨床研究審査委員会を設置できる団体) 第六十四条 法第二十三条第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。 一 五 (略) 六 特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。)(医療の提供又は臨床研究若しくは医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験の支援を業務とするものに限る。) 七・八 (略) 二 (略)	(認定臨床研究審査委員会を設置できる団体) 第六十四条 法第二十三条第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。 (新設) 一 五 (略) 六・七 (略) 二 (略)	(認定臨床研究審査委員会を設置できる団体) 第六十四条 法第二十三条第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。 一 五 (略) 六 特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。)(医療の提供又は臨床研究若しくは医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験の支援を業務とするものに限る。) 七・八 (略) 二 (略)

(臨床研究審査委員会の認定の申請)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 法第二十三条第三項(法第二十五条第三項及び第二十六条第六項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 (略)

二 医療機関の開設者又は前条第一項第四号から第八号までに掲げる団体が第一項の申請をし
ようとする場合

イハ (略)

(臨床研究審査委員会の認定の申請)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 法第二十三条第三項(法第二十五条第三項及び第二十六条第六項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 (略)

二 医療機関の開設者又は前条第一項第四号から第七号までに掲げる団体が第一項の申請をし
ようとする場合

イハ (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

(検定等の申請に係る経過措置)

第二条 国立健康危機管理研究機構(以下この条において「機構」という。)の成立の日前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号)第五十八条の規定により国立感染症研究所に対してされている医薬品の検定の申請であつて、この省令の施行の際、検定をし、かつ、これに合格させるかどうかの処分がなされていないものは、機構の成立後は、同条の規定により機構に対して申請とみなす。

2 機構の成立の日前に第五条の規定による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(以下「旧医薬品医療機器等法施行規則」という。)第百九十七条の四第一項若しくは第三項又は第百九十七条の五第一項若しくは第三項の規定により国立感染症研究所に対してされている申請であつて、この省令の施行の際に旧医薬品医療機器等法施行規則第百九十七条の十の規定による通知がなされていないものは、機構の成立後は、旧医薬品医療機器等法施行規則第百九十七条の四第一項若しくは第三項の規定により機構に対してされている申請とみなす。

(様式に係る経過措置)

第三条 この省令の施行の際にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

○厚生労働省告示第五十二号
国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に
に基づき、国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を次のように定める。

令和七年三月七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示

第一条 次に掲げる告示は、廃止する。

一 国立感染症研究所試験検査依頼規程（昭和三十五年厚生省告示第八十二号）

二 国立感染症研究所製品交付規程（昭和三十五年厚生省告示第八十三号）

（地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部改正）

第二条 地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成六年厚生省告示第三百七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正		改正	
改	正	改	正
後	少子高齢化の更なる進展や人口の減少といった人口構造の変化に加え、単独世帯や共働き世帯の増加など住民の生活スタイルも大きく変化するとともに、がん、循環器病、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患等の非感染性疾患（NCDs）の増加、新興・再興感染症の感染拡大をはじめとする健康危機に関する事案の変容など地域保健を取り巻く状況は、大きく変化している。	前	少子高齢化の更なる進展や人口の減少といった人口構造の変化に加え、単独世帯や共働き世帯の増加など住民の生活スタイルも大きく変化するとともに、がん、循環器病、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患等の非感染性疾患（NCDs）の増加、新興・再興感染症の感染拡大をはじめとする健康危機に関する事案の変容など地域保健を取り巻く状況は、大きく変化している。
	一方、地方公共団体間において地域保健に係る役割の見直しが行われる中、地域保健の役割は多様化しており、行政を主体とした取組だけでは、今後、更に高度化、多様化していく国民のニーズに添えていくことが困難な状況となっている。		一方、地方公共団体間において地域保健に係る役割の見直しが行われる中、地域保健の役割は多様化しており、行政を主体とした取組だけでは、今後、更に高度化、多様化していく国民のニーズに添えていくことが困難な状況となっている。
後	また、保健事業の効果的な実施のほか、高齢化社会に加え、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、社会保障を維持・充実するため支え合う社会の回復が求められている。	前	また、保健事業の効果的な実施のほか、高齢化社会に加え、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、社会保障を維持・充実するため支え合う社会の回復が求められている。
	さらに、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴う対応に当たっては、保健所において業務負担が増大し、地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第二十六条第二項に規定する地方衛生研究所等（以下「地方衛生研究所等」という。）において感染初期の段階における検査体制が十分でなかったなどの課題が指摘された。これらの課題は、新興・再興感染症の感染拡大以外の健康危機やこれらの複合的に発生した場合への対応にも通じるものであり、これらの課題を克服し、保健所や地方衛生研究所等が健康危機に対応すると同時に地域保健対策の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な体制強化に向けた取組を着実に推進することが必要である。		こうした状況の変化に的確に対応するため、都道府県及び市町村（特別区を含む。第二の一の2及び3を除き、以下同じ。）において、地域保健対策を推進するための中核としての保健所、市町村保健センター、地方衛生研究所等を相互に機能させ、医療、介護、福祉等に係る関係機関との連携や、地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等（以下「ソーシャルキャピタル」という。）を活用した住民との協働による地域保健基盤を構築し、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指した地域保健対策を総合的に推進することが必要である。
後	こうした状況の変化に的確に対応するため、都道府県及び市町村（特別区を含む。第二の一の2及び3を除き、以下同じ。）において、地域保健対策を推進するための中核としての保健所、市町村保健センター、地方衛生研究所等を相互に機能させ、医療、介護、福祉等に係る関係機関との連携や、地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等（以下「ソーシャルキャピタル」という。）を活用した住民との協働による地域保健基盤を構築し、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指した地域保健対策を総合的に推進することが必要である。	前	こうした状況の変化に的確に対応するため、都道府県及び市町村（特別区を含む。第二の一の2及び3を除き、以下同じ。）において、地域保健対策を推進するための中核としての保健所、市町村保健センター、地方衛生研究所等を相互に機能させ、医療、介護、福祉等に係る関係機関との連携や、地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等（以下「ソーシャルキャピタル」という。）を活用した住民との協働による地域保健基盤を構築し、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指した地域保健対策を総合的に推進することが必要である。
	こうした状況の変化に的確に対応するため、都道府県及び市町村（特別区を含む。第二の一の2及び3を除き、以下同じ。）において、地域保健対策を推進するための中核としての保健所、市町村保健センター、地方衛生研究所等を相互に機能させ、医療、介護、福祉等に係る関係機関との連携や、地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等（以下「ソーシャルキャピタル」という。）を活用した住民との協働による地域保健基盤を構築し、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指した地域保健対策を総合的に推進することが必要である。		こうした状況の変化に的確に対応するため、都道府県及び市町村（特別区を含む。第二の一の2及び3を除き、以下同じ。）において、地域保健対策を推進するための中核としての保健所、市町村保健センター、地方衛生研究所等を相互に機能させ、医療、介護、福祉等に係る関係機関との連携や、地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等（以下「ソーシャルキャピタル」という。）を活用した住民との協働による地域保健基盤を構築し、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指した地域保健対策を総合的に推進することが必要である。

この指針は、地域保健体系の下で、市町村、都道府県、国等が取り組むべき方向を示すことにより、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図ることを目的とする。

第一 地域保健対策の推進の基本的な方向

一 (略)

二 地域における健康危機管理体制の確保

1・2 (略)

3 広域的な感染症のまん延への備え

(一) (略)

(二) 国における取組

国は、都道府県の区域を越えた応援職員の派遣の仕組みの整備、応援職員の人材育成支援などを通じて都道府県、政令市及び特別区の取組を支援する必要がある。感染症発生時には、全国の人員体制の状況を迅速に把握し、自治体間の応援職員派遣の調整等の支援を行う必要がある。また、国内の新たな感染症に係る知見を収集・分析し、関係する地方公共団体等に迅速に提供する必要がある。これらの実施に当たり、国は、国立健康危機管理研究機構と密接な連携を図ること。

(三) (略)

(四) 保健所を設置する都道府県、政令市及び特別区における取組

都道府県、政令市及び特別区は、広域的な感染症のまん延の防止の観点から、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集及び分析等の専門的業務を十分に実施するために、感染症のまん延を想定し、各保健所や地方衛生研究所等における人員体制や設備等を整備する必要がある。

また、感染症のまん延の際、迅速にまん延時の体制に移行し、対策が実行できるよう、感染症法に基づく予防計画を策定する際には、保健所体制や検査体制に留意する必要がある。

また、感染症のまん延に備え、国、都道府県及び国立健康危機管理研究機構の研修等を積極的に活用しつつ、保健所や地方衛生研究所等の人材育成に努めるとともに、保健所や地方衛生研究所等を含め、感染症のまん延を想定した実践型訓練を実施する必要がある。

さらに、感染症法に基づく都道府県連携協議会や地域保健医療協議会等を活用し平時から保健所、地方衛生研究所等の職員のみならず、管内の保健所設置市等以外の市町村、教育機関、学術機関、消防本部、検疫所などの関係機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する必要がある。

さらに、広域的な感染症のまん延の防止の観点から、都道府県、政令市及び特別区は、各管轄地域内での感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る疫学調査等による感染状況に係る情報の共有に努める必要がある。

4 (略)

この指針は、地域保健体系の下で、市町村、都道府県、国等が取り組むべき方向を示すことにより、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図ることを目的とする。

第一 地域保健対策の推進の基本的な方向

一 (略)

二 地域における健康危機管理体制の確保

1・2 (略)

3 広域的な感染症のまん延への備え

(一) (略)

(二) 国における取組

国は、都道府県の区域を越えた応援職員の派遣の仕組みの整備、応援職員の人材育成支援などを通じて都道府県、政令市及び特別区の取組を支援する必要がある。感染症発生時には、全国の人員体制の状況を迅速に把握し、自治体間の応援職員派遣の調整等の支援を行う必要がある。また、国内の新たな感染症に係る知見を収集・分析し、関係する地方公共団体等に迅速に提供する必要がある。

(三) (略)

(四) 保健所を設置する都道府県、政令市及び特別区における取組

都道府県、政令市及び特別区は、広域的な感染症のまん延の防止の観点から、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集及び分析等の専門的業務を十分に実施するために、感染症のまん延を想定し、各保健所や地方衛生研究所等における人員体制や設備等を整備する必要がある。

また、感染症のまん延の際、迅速にまん延時の体制に移行し、対策が実行できるよう、感染症法に基づく予防計画を策定する際には、保健所体制や検査体制に留意する必要がある。

また、感染症のまん延に備え、国や都道府県の研修等を積極的に活用しつつ、保健所や地方衛生研究所等の人材育成に努めるとともに、保健所や地方衛生研究所等を含め、感染症のまん延を想定した実践型訓練を実施する必要がある。

さらに、感染症法に基づく都道府県連携協議会や地域保健医療協議会等を活用し平時から保健所、地方衛生研究所等の職員のみならず、管内の保健所設置市等以外の市町村、教育機関、学術機関、消防本部、検疫所などの関係機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する必要がある。

さらに、広域的な感染症のまん延の防止の観点から、都道府県、政令市及び特別区は、各管轄地域内での感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る疫学調査等による感染状況に係る情報の共有に努める必要がある。

4 (略)

三 科学的根拠に基づいた地域保健の推進

1 (略)

2 計画の評価と公表の推進

国、都道府県及び市町村は、地域保健に関して、それぞれが共通して活用可能な標準化された情報の収集、分析及び評価を行い、その結果を計画に反映させるとともに、関係者や地域住民に広く公表することを通じて、地域の健康課題とその解決に向けた目標の共有化を図り、地域保健対策を一体的に推進することが重要である。なお、保健所及び地方衛生研究所等は、技術的中核機関として、情報の収集、分析及び評価を行い、積極的にその機能を果たす必要がある。

四 (略)

第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項

(略)

一 保健所

1・2 (略)

3 地域における健康危機管理の拠点としての体制・機能

(一)(略)

(二) 健康危機の発生に備え、保健所は、地域の保健医療の管理機関として、平時から、法令に基づく監視業務等を行うことにより、健康危機の発生の防止に努めるほか、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、地域医療とりわけ救急医療の量的及び質的な提供状況を把握し、評価するとともに、地域の医師会及び消防機関等の救急医療に係る関係機関と調整を行うことにより、地域における医療提供体制の確保に努め、また、保健衛生部門、警察等の関係機関及びボランティアを含む関係団体と調整することにより、これらの連携が確保された健康危機管理体制の整備に努めること。感染症については、国立健康危機管理研究機構、地方衛生研究所等の研究機関と連携の上、検査の精度管理に努めるとともに、感染情報の管理等のためのシステムを活用し、最新の科学的知見に基づき情報管理を推進すること。

(三)(略)

(四)(略)

第三 地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関する基本的事項

(略)

一 基本的な考え方

都道府県、政令市及び特別区は、地域保健法第二十六条第一項の規定に基づき、地域において専門的な調査及び研究並びに試験及び検査等のために必要な地方衛生研究所等の設置や人材の確保・育成等の体制の整備、近隣の他の地方公共団体との連携の確保等の必要な措置を講じなければならないこと。

保健所は、快適で安心できる生活の実現に資するため、地域の抱える課題に即した、先駆的又は模範的な調査及び研究並びに試験及び検査等を推進すること。

地方衛生研究所等は、保健所等と連携しながら、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として、その専門性を活用した地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査等を推進すること。また、これらの業務により得た感染症その他の疾患に係る情報並びに病原体及び毒素について、国立健康危機管理研究機構が行う収集に協力すること。

三 科学的根拠に基づいた地域保健の推進

1 (略)

2 計画の評価と公表の推進

国、都道府県及び市町村は、地域保健に関して、それぞれが共通して活用可能な標準化された情報の収集、分析及び評価を行い、その結果を計画に反映させるとともに、関係者や地域住民に広く公表することを通じて、地域の健康課題とその解決に向けた目標の共有化を図り、地域保健対策を一体的に推進することが重要である。なお、保健所及び地方衛生研究所は、技術的中核機関として、情報の収集、分析及び評価を行い、積極的にその機能を果たす必要がある。

四 (略)

第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項

(略)

一 保健所

1・2 (略)

3 地域における健康危機管理の拠点としての体制・機能

(1)(略)

(2) 健康危機の発生に備え、保健所は、地域の保健医療の管理機関として、平時から、法令に基づく監視業務等を行うことにより、健康危機の発生の防止に努めるほか、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、地域医療とりわけ救急医療の量的及び質的な提供状況を把握し、評価するとともに、地域の医師会及び消防機関等の救急医療に係る関係機関と調整を行うことにより、地域における医療提供体制の確保に努め、また、保健衛生部門、警察等の関係機関及びボランティアを含む関係団体と調整することにより、これらの連携が確保された健康危機管理体制の整備に努めること。感染症については、国立感染症研究所、地方衛生研究所等の研究機関と連携の上、検査の精度管理に努めるとともに、感染情報の管理等のためのシステムを活用し、最新の科学的知見に基づき情報管理を推進すること。

(3)(略)

(4)(略)

第三 地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関する基本的事項

(略)

一 基本的な考え方

都道府県、政令市及び特別区は、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第二十六条の規定に基づき、地域において専門的な調査及び研究並びに試験及び検査等のために必要な地方衛生研究所等の設置や人材の確保・育成等の体制の整備、近隣の他の地方公共団体との連携の確保等の必要な措置を講じなければならないこと。

保健所は、快適で安心できる生活の実現に資するため、地域の抱える課題に即した、先駆的又は模範的な調査及び研究並びに試験及び検査等を推進すること。

地方衛生研究所等は、保健所等と連携しながら、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として、その専門性を活用した地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査等を推進すること。

国は、地方衛生研究所等による国立健康危機管理研究機構への協力が円滑に実施されるよう必要な助言、指導その他の援助の実施に努めること。

都道府県及び政令指定都市は、関係部局、保健所、地方衛生研究所等の行政機関等による検討協議会を設置し、計画的に調査、研究等を実施するために必要な企画及び調整を行うこと。

国は、国立健康危機管理研究機構、国立試験研究機関等において、全国的規模で行うことが適当である又は高度の専門性が要求される調査及び研究を推進するとともに、国立健康危機管理研究機構、国立試験研究機関及び地方衛生研究所等との連携体制を構築すること等により、地方衛生研究所等に対する技術的支援を行うこと。

国立健康危機管理研究機構、国立試験研究機関、地方衛生研究所等における地域保健に関する調査及び研究については、新たな政策課題を認識した上で、その課題設定及び分析評価を行うとともに、検査精度及び検査件数等の規模の双方の要請を満たすものとする。

調査及び研究の成果等は、関係法令を踏まえつつ、関係機関及び国民に対して、積極的に提供すること。

二 地域保健法第二十六条第一項に規定する業務

地域保健法第二十六条第一項に規定する業務のうち、試験及び検査については、健康危機への対処に不可欠な機能であることから、人口規模や財政規模を勘案し、都道府県及び政令指定都市にあつては、地方衛生研究所等の設置等により自ら体制を整備することが求められること。

一方、調査及び研究、地域保健に関する情報の収集・整理・活用並びに地域保健に関する関係者に対する研修指導については、小規模な地方公共団体では実施が困難な場合もあることから、都道府県単位でこれらの機能を有する地方衛生研究所等の設置等を求め、当該都道府県内の地方衛生研究所等の関係機関に対してこれらの機能を提供することが求められること。

また、都道府県、政令市及び特別区は、平時から、関係部局、保健所、地方衛生研究所等の関係機関間の連携を図られるようにするとともに、管内の保健所設置市等以外の市町村、関係教育機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体等の地域保健に係る知見を有する人材が所属する機関及び民間の検査機関との連携を図ること。

三 地方衛生研究所等の機能強化

地方衛生研究所等は、病原体や毒劇物についての迅速な検査及び疫学調査の機能の強化を図るため、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実並びに研修の実施等による人材の育成、救命救急センター、他の地方衛生研究所等、国立健康危機管理研究機構、国立試験研究機関等との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図ること。

地方衛生研究所等は、健康危機管理においても科学的かつ技術的に中核となる機関として、調査及び研究並びに試験及び検査を通じて、都道府県、政令市及び特別区の本庁や保健所等に対し情報提供を行うとともにリスクコミュニケーションを行うこと。

都道府県及び政令指定都市は、関係部局、保健所、地方衛生研究所等の行政機関等による検討協議会を設置し、計画的に調査、研究等を実施するために必要な企画及び調整を行うこと。

国は、国立感染症研究所を含む国立試験研究機関等において、全国的規模で行うことが適当である又は高度の専門性が要求される調査及び研究を推進するとともに、国立感染症研究所を含む国立試験研究機関と地方衛生研究所等との連携体制を構築すること等により、地方衛生研究所等に対する技術的支援を行うこと。

国立感染症研究所を含む国立試験研究機関、地方衛生研究所等における地域保健に関する調査及び研究については、新たな政策課題を認識した上で、その課題設定及び分析評価を行うとともに、検査精度及び検査件数等の規模の双方の要請を満たすものとする。

調査及び研究の成果等は、関係法令を踏まえつつ、関係機関及び国民に対して、積極的に提供すること。

二 地域保健法第二十六条に規定する業務

地域保健法第二十六条に規定する業務のうち、試験及び検査については、健康危機への対処に不可欠な機能であることから、人口規模や財政規模を勘案し、都道府県及び政令指定都市にあつては、地方衛生研究所等の設置等により自ら体制を整備することが求められること。

一方、調査及び研究、地域保健に関する情報の収集・整理・活用並びに地域保健に関する関係者に対する研修指導については、小規模な地方公共団体では実施が困難な場合もあることから、都道府県単位でこれらの機能を有する地方衛生研究所等の設置等を求め、当該都道府県内の地方衛生研究所等の関係機関に対してこれらの機能を提供することが求められること。

また、都道府県、政令市及び特別区は、平時から、関係部局、保健所、地方衛生研究所等の関係機関間の連携を図られるようにするとともに、管内の保健所設置市等以外の市町村、関係教育機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体等の地域保健に係る知見を有する人材が所属する機関及び民間の検査機関との連携を図ること。

三 地方衛生研究所等の機能強化

地方衛生研究所等は、病原体や毒劇物についての迅速な検査及び疫学調査の機能の強化を図るため、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実並びに研修の実施等による人材の育成、救命救急センター、他の地方衛生研究所等、国立感染症研究所を含む国立試験研究機関等との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図ること。

地方衛生研究所等は、健康危機管理においても科学的かつ技術的に中核となる機関として、調査及び研究並びに試験及び検査を通じて、都道府県、政令市及び特別区の本庁や保健所等に対し情報提供を行うとともにリスクコミュニケーションを行うこと。

また、地方衛生研究所等を有する都道府県、政令市及び特別区は、地方衛生研究所等の計画的な人員の確保や配置を行うとともに、地方衛生研究所等は、国立健康危機管理研究機構及び国立試験研究機関との連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークの活用を通じて、その職員に対し研修等の機会を与えるなど継続的な人材育成を行うこと。さらに、国は、地方衛生研究所等によるその職員に対する研修等の機会の付与が円滑に実施されるよう必要な助言、指導その他の援助の実施に努めること。

地方衛生研究所等は、広域的な感染症のまん延の際、民間検査体制が十分に整うまでの間の必要な検査を実施するとともに、国立健康危機管理研究機構との連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新たな感染症に係る知見の収集、国立健康危機管理研究機構への地域の状況等の情報提供、地域の変異株の状況の分析、都道府県、政令市及び特別区の本庁や保健所等への情報提供、民間の検査機関等における検査等に対する技術支援等の実施などを通じてサーベイランス機能を発揮することが求められること。

これらを踏まえ、地方衛生研究所等は、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や政令市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえ、健康危機対処計画を策定すること。

第四 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに人材確保支援計画の策定に関する基本的事項

(略)

一 (略)

二 人材の資質の向上

1 5 4 (略)

5 国は、国立健康危機管理研究機構、国立試験研究機関における養成訓練を始め、総合的な企画及び調整の能力の養成並びに指導者としての資質の向上に重点を置いた研修の充実を図るとともに、効果的かつ効率的な教育方法の開発及び普及を行い、市町村及び都道府県に対する技術的及び財政的援助に努めること。こうした取組の実施に当たり、国は、国立健康危機管理研究機構と密接な連携を図ること。

三 健康危機に備えた人材の確保と資質の向上

1 2 (略)

3 広域的な感染症のまん延に備えた人材の確保と資質の向上

(一) I H E A T 要員による支援

国は、地域保健法第二十一条第一項に規定する者（以下「I H E A T 要員」という。）に係るシステムの整備や研修の実施等により、都道府県、政令市及び特別区がI H E A T 要員を活用するための基盤を整備すること。また、研修の実施等に当たり、国は、国立健康危機管理研究機構と密接な連携を図ること。

都道府県は、政令市及び特別区におけるI H E A T 要員による支援体制を確保するため、I H E A T 要員の確保や研修、I H E A T 要員の要請時の運用等について必要な支援を行うこと。

都道府県、政令市及び特別区は、I H E A T 要員の確保や研修、I H E A T 要員との連絡体制の整備やI H E A T 要員及びその所属機関との連携の強化などを通じて、I H E A T 要員による支援体制を確保すること。

また、地方衛生研究所等を有する都道府県、政令市及び特別区は、地方衛生研究所等の計画的な人員の確保や配置を行うとともに、地方衛生研究所等は、国立感染症研究所を含む国立試験研究機関との連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークの活用を通じて、継続的な人材育成を行うこと。

地方衛生研究所等は、広域的な感染症のまん延の際、民間検査体制が十分に整うまでの間の必要な検査を実施するとともに、国立感染症研究所との連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新たな感染症に係る知見の収集、国立感染症研究所への地域の状況等の情報提供、地域の変異株の状況の分析、都道府県、政令市及び特別区の本庁や保健所等への情報提供、民間の検査機関等における検査等に対する技術支援等の実施などを通じてサーベイランス機能を発揮することが求められること。

これらを踏まえ、地方衛生研究所等は、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や政令市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえ、健康危機対処計画を策定すること。

第四 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに人材確保支援計画の策定に関する基本的事項

(略)

一 (略)

二 人材の資質の向上

1 5 4 (略)

5 国は、国立感染症研究所を含む国立試験研究機関における養成訓練を始め、総合的な企画及び調整の能力の養成並びに指導者としての資質の向上に重点を置いた研修の充実を図るとともに、効果的かつ効率的な教育方法の開発及び普及を行い、市町村及び都道府県に対する技術的及び財政的援助に努めること。

三 健康危機に備えた人材の確保と資質の向上

1 2 (略)

3 広域的な感染症のまん延に備えた人材の確保と資質の向上

(一) I H E A T 要員による支援

国は、地域保健法第二十一条第一項に規定する者（以下「I H E A T 要員」という。）に係るシステムの整備や研修の実施等により、都道府県、政令市及び特別区がI H E A T 要員を活用するための基盤を整備すること。

都道府県は、政令市及び特別区におけるI H E A T 要員による支援体制を確保するため、I H E A T 要員の確保や研修、I H E A T 要員の要請時の運用等について必要な支援を行うこと。

都道府県、政令市及び特別区は、I H E A T 要員の確保や研修、I H E A T 要員との連絡体制の整備やI H E A T 要員及びその所属機関との連携の強化などを通じて、I H E A T 要員による支援体制を確保すること。

保健所においては、平時から、I H E A T 要員への実践的な訓練の実施やI H E A T 要員の支援を受けるための体制を整備するなどI H E A T 要員の活用を想定した準備を行うこと。 国、都道府県、政令市及び特別区は、地域保健法第二十二条の規定に基づき、I H E A T 要員に対し、研修等の実施が求められること。 (二) (略) 四 (略) 第五・第六 (略)	保健所においては、平時から、I H E A T 要員への実践的な訓練の実施やI H E A T 要員の支援を受けるための体制を整備するなどI H E A T 要員の活用を想定した準備を行うこと。 国、都道府県、政令市及び特別区は、地域保健法第二十二条の規定に基づき、I H E A T 要員に対し、研修等の実施が求められること。 (二) (略) 四 (略) 第五・第六 (略)
第三 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の一部改正 第三 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 (平成十一年厚生省告示第百十五号)	の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)
改 正 後 第一 (略) 一 感染症の予防の推進の基本的な方向 一 四 (略) 五 国及び地方公共団体の果たすべき役割 一 三 (略) 四 都道府県等においては、保健所については地域における感染症対策の中核的機関として、また、地方衛生研究所等(地域保健法第二十六条第二項に規定する地方衛生研究所等)をいう。以下同じ。)については都道府県等における感染症の技術的かつ専門的な機関として明確に位置付けるとともに、それぞれの役割が十分に果たされるよう、体制整備や人材育成等の取組を計画的に行うことが重要である。また、国において都道府県等が行う取組を支援することが重要である。 五 八 (略) 六 十 (略) 第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項 一 (略) 二 感染症発生動向調査 一 三 (略) 四 法第十三条の規定による届出を受けた都道府県知事、保健所を設置する市の長及び特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)は、当該届出に係る動物又はその死体が感染症を人に感染させることを防止するため、速やかに第三の五に定める積極的疫学調査の実施その他必要な措置を講ずることが重要である。この場合においては、当該都道府県等における保健所、地方衛生研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関等が相互に連携することが重要である。 五 六 (略) 七 感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であるが、さらに、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために極めて重要な意義を有している。したがって、国及び都道府県等は、国立健康危機管理研究機構及び地方衛生研究所等を中心として、病原体に関する情報が統一的に収集、分析及び公表される体	改 正 前 第一 (略) 一 感染症の予防の推進の基本的な方向 一 四 (略) 五 国及び地方公共団体の果たすべき役割 一 三 (略) 四 都道府県等においては、保健所については地域における感染症対策の中核的機関として、また、地方衛生研究所等(地域保健法第二十六条に規定する業務を行う同法第五条第一項に規定する地方公共団体の機関(当該地方公共団体が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関をいう。以下同じ。))については都道府県等における感染症の技術的かつ専門的な機関として明確に位置付けるとともに、それぞれの役割が十分に果たされるよう、体制整備や人材育成等の取組を計画的に行うことが重要である。また、国において都道府県等が行う取組を支援することが重要である。 五 八 (略) 六 十 (略) 第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項 一 (略) 二 感染症発生動向調査 一 三 (略) 四 法第十三条の規定による届出を受けた都道府県知事、保健所を設置する市の長及び特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)は、当該届出に係る動物又はその死体が感染症を人に感染させることを防止するため、速やかに第三の五に定める積極的疫学調査の実施その他必要な措置を講ずることが重要である。この場合においては、当該都道府県等における保健所、地方衛生研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関等が相互に連携することが重要である。 五 六 (略) 七 感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であるが、さらに、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために極めて重要な意義を有している。したがって、国及び都道府県等は、国立感染症研究所及び地方衛生研究所等を中心として、病原体に関する情報が統一的に収集、分析及び公表される体制を構築

制を構築するとともに、患者に関する情報とともに全国一律の基準及び体系で一元的に機能する感染症発生動向調査体制を構築する必要がある。また、国立健康危機管理研究機構及び地方衛生研究所等が必要に応じて医療機関等の協力も得ながら、病原体の収集・分析を行うことが望ましい。

8 (略)

9 世界のいずれかの地域において新型コロナウイルス等が出現し、又は流行した場合には、国は、世界保健機関等と連携した上で、感染症に関する早期警戒と対策のためのネットワークである「グローバル感染症警報・対応ネットワーク」を速やかに活用し、情報を収集する。この他、海外の感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集については、国立健康危機管理研究機構をはじめとして関係各機関の役割分担の下、積極的に進めていくことが重要である。

三〇八 (略)

第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

一 患者等発生後の対応時の対応に関する考え方

1〇6 (略)

7 複数の都道府県等にまたがるような広域的な感染症のまん延の場合には、国及び国立健康危機管理研究機構が技術的援助等の役割を積極的に果たすとともに、各都道府県等においても都道府県等相互の連携体制をあらかじめ構築しておくことが必要である。

8 (略)

二〇四 (略)

五 積極的疫学調査

1・2 (略)

3 積極的疫学調査は、①一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合、②五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合、③国内で発生していない感染症であつて国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、④動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、⑤その他都道府県知事等が必要と認める場合に的確に行うことが重要である。この場合においては、保健所、地方衛生研究所等、動物等取扱業者の指導を行う機関等と密接な連携を図ることにより、地域における流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速に進めていくことが重要である。

4 都道府県知事等が積極的疫学調査を実施する場合にあつては、必要に応じて国立健康危機管理研究機構、他の都道府県等の地方衛生研究所等の協力を求め、それを得ながら実施していくことが重要であり、協力の求めがあつた場合は、国や関係する地方公共団体は必要な支援を積極的にしていくことが必要である。

5 (略)

六・七 (略)

八 感染症のまん延の防止のための対策と食品保健対策の連携

1・3 (略)

4 原因となつた食品等の究明に当たつては、保健所等は、国立健康危機管理研究機構、地方衛生研究所等、国立試験研究機関等との連携を図ることが重要である。

九〇十二 (略)

するとともに、患者に関する情報とともに全国一律の基準及び体系で一元的に機能する感染症発生動向調査体制を構築する必要がある。また、国立感染症研究所及び地方衛生研究所等が必要に応じて医療機関等の協力も得ながら、病原体の収集・分析を行うことが望ましい。

8 (略)

9 世界のいずれかの地域において新型コロナウイルス等が出現し、又は流行した場合には、国は、世界保健機関等と連携した上で、感染症に関する早期警戒と対策のためのネットワークである「グローバル感染症警報・対応ネットワーク」を速やかに活用し、情報を収集する。この他、海外の感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集については、国立感染症研究所をはじめとして関係各機関の役割分担の下、積極的に進めていくことが重要である。

三〇八 (略)

第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

一 患者等発生後の対応時の対応に関する考え方

1〇6 (略)

7 複数の都道府県等にまたがるような広域的な感染症のまん延の場合には、国が技術的援助等の役割を積極的に果たすとともに、各都道府県等においても都道府県等相互の連携体制をあらかじめ構築しておくことが必要である。

8 (略)

二〇四 (略)

五 積極的疫学調査

1・2 (略)

3 積極的疫学調査は、①一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合、②五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合、③国内で発生していない感染症であつて国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、④動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、⑤その他都道府県知事等が必要と認める場合に的確に行うことが重要である。この場合においては、保健所、地方衛生研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関等と密接な連携を図ることにより、地域における流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速に進めていくことが重要である。

4 都道府県知事等が積極的疫学調査を実施する場合にあつては、必要に応じて国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、他の都道府県等の地方衛生研究所等の協力を求め、それを得ながら実施していくことが重要であり、協力の求めがあつた場合は、国や関係する地方公共団体は必要な支援を積極的にしていくことが必要である。

5 (略)

六・七 (略)

八 感染症のまん延の防止のための対策と食品保健対策の連携

1・3 (略)

4 原因となつた食品等の究明に当たつては、保健所等は、地方衛生研究所、国立試験研究機関等との連携を図ることが重要である。

九〇十二 (略)

第四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

一 (略)

二 国における感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進

1 国立健康危機管理研究機構、国立保健医療科学院、検疫所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、大学研究機関、地方衛生研究所等、感染症指定医療機関等が相互に連携を図りつつ、感染症及び病原体等に関する調査及び研究を積極的に進めていくことが必要である。

2 国は、諸外国のデータ等も含めた感染症及び病原体に関する情報収集、分析疫学研究、全国規模の調査や高度な検査技術等を必要とする研究、感染経路や宿主動物に関する調査、病原体等を迅速かつ簡便に検出する検査法の開発のための研究、保健衛生情報が社会に与える影響の人間行動学的な手法による実証的な研究等の感染症対策に直接結びつく応用研究をこれまで以上に推進する必要がある。このため、国立健康危機管理研究機構、大学研究機関、地方衛生研究所等のこの分野における機能を強化する必要がある。また、国は、海外及び民間との積極的な連携や地方公共団体における調査及び研究の支援を進めることが重要である。

3・4 (略)

5 国立健康危機管理研究機構は、研究協力機関（調査又は研究が特に必要と認められる感染症及び病原体等について、地方衛生研究所等、大学研究機関等のうち共同して研究等を行うものとして適当と認めるものをいう。）との共同研究、積極的疫学調査の共同実施等を行うものとする。また、緊急に対応が必要となる新感染症の出現時や感染症の大量発生時、新たな薬剤耐性菌の出現時等において、これらのつながりを通じて感染症及び病原体等に関する調査及び研究を推進していく体制を構築していくことが重要である。

三 地方公共団体における情報の収集、調査及び研究の推進

1・2 (略)

3 地方衛生研究所等においては、都道府県等における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、国立健康危機管理研究機構や他の地方衛生研究所等、検疫所、都道府県等の関係部局及び保健所との連携の下に、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表の業務を通じて感染症対策に重要な役割を果たしていくこととする。

4・7 (略)

四 関係各機関及び関係団体との連携

感染症及び病原体等に関する調査及び研究に当たっては、関係各機関及び関係団体が適切な役割分担を行うことが重要である。このため、国立健康危機管理研究機構、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、大学研究機関、地方衛生研究所等をはじめとする関係研究機関等は、相互に十分な連携を図ることが必要である。

五 (略)

第五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

一 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方

1 (略)

第四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

一 (略)

二 国における感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進

1 国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立保健医療科学院、検疫所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、大学研究機関、地方衛生研究所等、感染症指定医療機関等が相互に連携を図りつつ、感染症及び病原体等に関する調査及び研究を積極的に進めていくことが必要である。

2 国は、諸外国のデータ等も含めた感染症及び病原体に関する情報収集、分析疫学研究、全国規模の調査や高度な検査技術等を必要とする研究、感染経路や宿主動物に関する調査、病原体等を迅速かつ簡便に検出する検査法の開発のための研究、保健衛生情報が社会に与える影響の人間行動学的な手法による実証的な研究等の感染症対策に直接結びつく応用研究をこれまで以上に推進する必要がある。このため、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、大学研究機関、地方衛生研究所等のこの分野における機能を強化する必要がある。また、国は、海外及び民間との積極的な連携や地方公共団体における調査及び研究の支援を進めることが重要である。

3・4 (略)

5 国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センターは、研究協力機関（調査又は研究が特に必要と認められる感染症及び病原体等について、地方衛生研究所、大学研究機関等のうち共同して研究等を行うものとして適当と認めるものをいう。）との共同研究、積極的疫学調査の共同実施等を行うものとする。また、緊急に対応が必要となる新感染症の出現時や感染症の大量発生時、新たな薬剤耐性菌の出現時等において、これらのつながりを通じて感染症及び病原体等に関する調査及び研究を推進していく体制を構築していくことが重要である。

三 地方公共団体における情報の収集、調査及び研究の推進

1・2 (略)

3 地方衛生研究所等においては、都道府県等における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、国立感染症研究所や他の地方衛生研究所等、検疫所、都道府県等の関係部局及び保健所との連携の下に、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表の業務を通じて感染症対策に重要な役割を果たしていくこととする。

4・7 (略)

四 関係各機関及び関係団体との連携

感染症及び病原体等に関する調査及び研究に当たっては、関係各機関及び関係団体が適切な役割分担を行うことが重要である。このため、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、大学研究機関、地方衛生研究所等をはじめとする関係研究機関等は、相互に十分な連携を図ることが必要である。

五 (略)

第五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

一 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方

1 (略)

2 地方衛生研究所等をはじめとする各検査機関における病原体等の検査体制等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第百九十九号）に基づき整備し、管理することが重要である。このほか、国、都道府県等及び国立健康危機管理研究機構は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における検査等に対し技術支援や精度管理等を実施することが重要である。

3 (略)

二 国における病原体等の検査の推進

国においては、国内では発生がまれな感染症の病原体等の同定検査や病原体等のより詳細な解析等の役割を担うことが必要である。このため、病原体等安全管理基準のレベル4（バイオセーフティーレベル4）に対応する施設を有する国立健康危機管理研究機構における十分な体制の構築等を図る必要がある。

国立健康危機管理研究機構は、一類感染症の病原体等に関する検査について、その有する病原体等の検査能力に応じて、平時から国際的な精度基準で検証するなど適確かつ迅速に実施することが重要である。

国は、国立健康危機管理研究機構、国立試験研究機関等において、全国的規模で行うことが適当である又は高度の専門性が要求される調査及び研究を推進するとともに、国立健康危機管理研究機構、国立試験研究機関及び地方衛生研究所等との連携体制を構築すること等により、地方衛生研究所等に対する技術的支援を行うこと。

新興感染症の病原体等については、国立健康危機管理研究機構が検査法の迅速な開発等に努めるとともに、地方衛生研究所等が国立健康危機管理研究機構と連携して、人体から検出される病原体や、水、環境又は動物からの病原体の検出が可能となるよう、人材の養成及び必要な資器材の整備を行うよう努める。また、国及び国立健康危機管理研究機構は、検査試薬の確保に努める。

三 都道府県等における病原体等の検査の推進

1・2 (略)

3 地方衛生研究所等は、新興感染症の発生初期において検査を担うことを想定し、平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品の確保等を通じ、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、地域の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供や技術的指導を行い、質の向上を図ることが重要である。また、国立健康危機管理研究機構の検査手法を活用して地方衛生研究所等が検査実務を行うほか、保健所や他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ適確に検査を実施することが重要である。

4 (略)

四 (略)

五 関係機関及び関係団体との連携

国、都道府県等及び国立健康危機管理研究機構においては、病原体等の情報の収集に当たって、国、都道府県等及び国立健康危機管理研究機構が医師会等の医療関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら進めることが重要である。また、特別な技術が必要とされる検査については、国立健康危機管理研究機構、大学の研究機関、地方衛生研究所等が相互に連携を図って実施していくことが求められる。

六 (略)

2 地方衛生研究所等をはじめとする各検査機関における病原体等の検査体制等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第百九十九号）に基づき整備し、管理することが重要である。このほか、国及び都道府県等は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における検査等に対し技術支援や精度管理等を実施することが重要である。

3 (略)

二 国における病原体等の検査の推進

国においては、国内では発生がまれな感染症の病原体等の同定検査や病原体等のより詳細な解析等の役割を担うことが必要である。このため、病原体等安全管理基準のレベル4（バイオセーフティーレベル4）に対応する施設として整備した国立感染症研究所村山庁舎における十分な体制の構築等を図る必要がある。

国立感染症研究所は、一類感染症の病原体等に関する検査について、その有する病原体等の検査能力に応じて、平時から国際的な精度基準で検証するなど適確かつ迅速に実施することが重要である。

国は、国立試験研究機関等において、全国的規模で行うことが適当である又は高度の専門性が要求される調査及び研究を推進するとともに、国立試験研究機関と地方衛生研究所等との連携体制を構築すること等により、地方衛生研究所等に対する技術的支援を行うこと。

新興感染症の病原体等については、国立感染症研究所が検査法の迅速な開発等に努めるとともに、地方衛生研究所等が国立感染症研究所と連携して、人体から検出される病原体や、水、環境又は動物からの病原体の検出が可能となるよう、人材の養成及び必要な資器材の整備を行うよう努める。また、国は検査試薬の確保に努める。

三 都道府県等における病原体等の検査の推進

1・2 (略)

3 地方衛生研究所等は、新興感染症の発生初期において検査を担うことを想定し、平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品の確保等を通じ、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、地域の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供や技術的指導を行い、質の向上を図ることが重要である。また、国立感染症研究所の検査手法を活用して地方衛生研究所等が検査実務を行うほか、保健所や他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ適確に検査を実施することが重要である。

4 (略)

四 (略)

五 関係機関及び関係団体との連携

国及び都道府県等においては、病原体等の情報の収集に当たって、国及び都道府県等が医師会等の医療関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら進めることが重要である。また、特別な技術が必要とされる検査については、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、大学の研究機関、地方衛生研究所等が相互に連携を図って実施していくことが求められる。

六 (略)

第六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

一 感染症に係る医療提供の考え方

1・2 (略)

3 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、国立健康危機管理研究機構との連携体制を構築していく必要がある。

4 (略)

二、六 (略)

第七 (略)

第八 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

一 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する考え方

1 (略)

2 国は、平時より国立健康危機管理研究機構を中心とした感染症に関する医薬品等の治験及び研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等のネットワークを構築し、感染症の発生時にネットワークにおいて新興再興感染症データバンク事業（REBIND）などを活用して、迅速な開発が可能となるようにしていくこととする。

3 (略)

4 このため、国においては、国立健康危機管理研究機構等において、感染症に係る必要な医薬品に関する研究開発を推進していくとともに、民間においてもこのような医薬品の研究開発が適切に推進されるよう支援していくことが必要である。

二 国における研究開発の推進

国においては、資金力や技術力の面で民間では研究開発が困難なワクチン等の医薬品において、国が自ら研究を行うため、国立健康危機管理研究機構、国立試験研究機関、国立病院等の治験受託機関の機能強化を図るとともに、海外の研究機関及び民間との連携を進める。

また、民間においてもこのような研究開発が適切に推進されるよう、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。第七十七条の二に基づく希少疾病用医薬品指定制度、各種研究事業等の施策を着実に推進するほか、民間がこのような研究開発に取り組みやすい環境の整備に配慮することが必要である。

なお、これらの研究開発に当たっては、研究開発に係るワクチン等の副反応の減少等、安全性の向上に特に配慮されるようにする必要がある。

三、五 (略)

第九、第十四 (略)

第十五 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

一 (略)

二 国における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

1 都道府県、保健所及び地方衛生研究所等の職員等の資質の向上・維持のため及び感染症指定医療機関の医師等をはじめとした一般の医療機関の臨床医の感染症に関する知識の向上のため、国立保健医療科学院、国立健康危機管理研究機構等において、感染症に関する講習会を行うとともに、感染症に関する研修のため、関係学会等が実施するセミナーや海

第六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

一 感染症に係る医療提供の考え方

1・2 (略)

3 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センターとの連携体制を構築していく必要がある。

4 (略)

二、六 (略)

第七 (略)

第八 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

一 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する考え方

1 (略)

2 国は、平時より国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センターを中心とした感染症に関する医薬品等の治験及び研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等のネットワークを構築し、感染症の発生時にネットワークにおいて新興再興感染症データバンク事業（REBIND）などを活用して、迅速な開発が可能となるようにしていくこととする。

3 (略)

4 このため、国においては、国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センター等において、感染症に係る必要な医薬品に関する研究開発を推進していくとともに、民間においてもこのような医薬品の研究開発が適切に推進されるよう支援していくことが必要である。

二 国における研究開発の推進

国においては、資金力や技術力の面で民間では研究開発が困難なワクチン等の医薬品において、国が自ら研究を行うため、国立感染症研究所等の国立試験研究機関や国立病院等の治験受託機関の機能強化を図るとともに、海外の研究機関及び民間との連携を進める。

また、民間においてもこのような研究開発が適切に推進されるよう、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。第七十七条の二に基づく希少疾病用医薬品指定制度、各種研究事業等の施策を着実に推進するほか、民間がこのような研究開発に取り組みやすい環境の整備に配慮することが必要である。

なお、これらの研究開発に当たっては、研究開発に係るワクチン等の副反応の減少等、安全性の向上に特に配慮されるようにする必要がある。

三、五 (略)

第九、第十四 (略)

第十五 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

一 (略)

二 国における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

1 都道府県、保健所及び地方衛生研究所等の職員等の資質の向上・維持のため及び感染症指定医療機関の医師等をはじめとした一般の医療機関の臨床医の感染症に関する知識の向上のため、国立保健医療科学院、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター等において、感染症に関する講習会を行うとともに、感染症に関する研修のため、

外にこれらの者を派遣するといった取組を行っていく必要がある。また、国及び国立健康危機管理研究機構は感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラムや実地疫学専門家養成コース（FETPJ）、国際感染症危機管理対応人材育成・派遣事業等により、危機管理の基本的知見を有する感染症専門家を継続的に育成していくことが重要である。

254 (略)

5 国及び国立健康危機管理研究機構は、感染症対応について、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療従事者が習得することを目的として、医療機関向けの講習会の実施や全ての医療従事者向けの動画配信を行うほか、看護職員の養成研修等について取組の充実を図る。

6 (略)

三 都道府県等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

都道府県知事等は、国立保健医療科学院、国立健康危機管理研究機構等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース（FETPJ）等に保健所及び地方衛生研究所等の職員等を積極的に派遣するとともに、都道府県等が感染症に関する講習会等を開催すること等により保健所の職員等に対する研修の充実を図ることが重要である。さらに、これらにより感染症に関する知識を習得した者を地方衛生研究所等や保健所等において活用等を行うことが重要である。

加えて、都道府県等はIH EAT要員の確保や研修、IH EAT要員との連絡体制の整備やIH EAT要員及びその所属機関との連携の強化などを通じて、IH EAT要員による支援体制を確保することが重要である。

保健所においては、平時から、IH EAT要員への実践的な訓練の実施やIH EAT要員の支援を受けるための体制を整備するなどIH EAT要員の活用を想定した準備を行うことが重要である。

四・五 (略)

六 関係各機関及び関係団体との連携

国、都道府県等及び国立健康危機管理研究機構は、各関係機関及び関係団体が行う研修へ職員を積極的に参加させるとともに、その人材の活用等に努めることが重要である。

七 (略)

第十六 第十八 (略)

第十九 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

一・二 (略)

三 検疫所の機能強化

感染症対策における検疫の重要性に鑑み、国立健康危機管理研究機構との連携を含め、検疫所の機能強化のために必要な施策を講ずることとする。

四 動物由来感染症対策

154 (略)

5 国及び都道府県等は、積極的疫学調査の一環として動物の病原体保有状況調査（動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査をいう。）により広く情報を収集することが重要であるため、保健所、地方衛生研究所等、動物等取扱業者の指導を行う機関等が連携を図りながら調査に必要な体制について構築していくことが重要である。

6 (略)

関係学会等が実施するセミナーや海外にこれらの者を派遣するといった取組を行っていく必要がある。また、国は感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラムや実地疫学専門家養成コース（FETPJ）、国際感染症危機管理対応人材育成・派遣事業等により、危機管理の基本的知見を有する感染症専門家を継続的に育成していくことが重要である。

254 (略)

5 国は、感染症対応について、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療従事者が習得することを目的として、医療機関向けの講習会の実施や全ての医療従事者向けの動画配信を行うほか、看護職員の養成研修等について取組の充実を図る。

6 (略)

三 都道府県等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

都道府県知事等は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース（FETPJ）等に保健所及び地方衛生研究所職員等を積極的に派遣するとともに、都道府県等が感染症に関する講習会等を開催すること等により保健所の職員等に対する研修の充実を図ることが重要である。さらに、これらにより感染症に関する知識を習得した者を地方衛生研究所等や保健所等において活用等を行うことが重要である。

加えて、都道府県等はIH EAT要員の確保や研修、IH EAT要員との連絡体制の整備やIH EAT要員及びその所属機関との連携の強化などを通じて、IH EAT要員による支援体制を確保することが重要である。

保健所においては、平時から、IH EAT要員への実践的な訓練の実施やIH EAT要員の支援を受けるための体制を整備するなどIH EAT要員の活用を想定した準備を行うことが重要である。

四・五 (略)

六 関係各機関及び関係団体との連携

国及び都道府県等は、各関係機関及び関係団体が行う研修へ職員を積極的に参加させるとともに、その人材の活用等に努めることが重要である。

七 (略)

第十六 第十八 (略)

第十九 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

一・二 (略)

三 検疫所の機能強化

感染症対策における検疫の重要性に鑑み、国立感染症研究所との連携を含め、検疫所の機能強化のために必要な施策を講ずることとする。

四 動物由来感染症対策

154 (略)

5 国及び都道府県等は、積極的疫学調査の一環として動物の病原体保有状況調査（動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査をいう。）により広く情報を収集することが重要であるため、保健所、地方衛生研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関等が連携を図りながら調査に必要な体制について構築していくことが重要である。

6 (略)

五 (略)	六 世界保健機関との連携等国際協力
	1 国及び国立健康危機管理研究機構はマラリアをはじめとする寄生虫対策について、世界保健機関等と連携しながら、国際的な取組を積極的に行っていくことが重要である。
七・八 (略)	2 国及び国立健康危機管理研究機構は政府開発援助による二国間協力事業により、途上国の感染症対策のための人材の養成や研究の推進を図るとともに、これらの国との研究協力の構築や情報の共有に努めることが重要である。
	七・八 (略)

（インフルエンザに関する特定感染症予防指針の一部改正）
第四条 インフルエンザに関する特定感染症予防指針（平成十一年厚生省告示第二百四十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
第一・第二 (略)	第三 医療の提供	第一・第二 (略)	第三 医療の提供
一 基本的考え方	インフルエンザは、健康な人がり患した場合には、重症化することは少ないが、初期症状は普通の風邪と共通する点が多いことから、その鑑別診断は容易ではない。よって、インフル	一 基本的考え方	インフルエンザは、健康な人がり患した場合には、重症化することは少ないが、初期症状は普通の風邪と共通する点が多いことから、その鑑別診断は容易ではない。よって、インフル
二 医療機関向け学術情報の発信強化	国、都道府県等及び国立健康危機管理研究機構は、日進月歩で進んでいるインフルエンザに関する診断方法、治療方法等の研究成果について、医療機関に迅速に提供していくため、医師会等の関係団体との連携を図りながら、各種学術情報の発信強化を行うことが重要である。また、国は、関係団体と連携を図り、医療関係者からの相談にも応じられるよう相談機能の強化を図るべきである。	二 医療機関向け学術情報の発信強化	国及び都道府県等は、日進月歩で進んでいるインフルエンザに関する診断方法、治療方法等の研究成果について、医療機関に迅速に提供していくため、医師会等の関係団体との連携を図りながら、各種学術情報の発信強化を行うことが重要である。また、国は、関係団体と連携を図り、医療関係者からの相談にも応じられるよう相談機能の強化を図るべきである。
三 (略)	四 施設における発生事例への対応の強化	三 (略)	四 施設における発生事例への対応の強化
五 (略)	再発防止に役立てることが望ましい。また、国、都道府県等及び国立健康危機管理研究機構は、積極的疫学調査のほか、施設からの求めに応じて適切な支援及び助言を行うことが求められる。	五 (略)	再発防止に役立てることが望ましい。また、国、都道府県等は、積極的疫学調査のほか、施設からの求めに応じて適切な支援及び助言を行うことが求められる。

第四 研究開発の推進

一 基本的考え方

インフルエンザの特性に応じた発生の予防及びまん延の防止と良質かつ適切な医療の提供を推進していくためには、研究結果が感染の拡大抑制、また、良質かつ適切な医療の提供につながるような研究を行っていくべきである。特に、インフルエンザは、いまだ解明されていない点が多く、基礎、疫学、臨床等の各分野における知見の集積は不可欠であるが、これらの自然科学的側面のみならず、社会的側面や政策的側面にも配慮した研究を行っていくことが重要である。このため、国、都道府県等及び国立健康危機管理研究機構は、このような観点から、インフルエンザ研究の基盤整備を推進することが重要である。

二 インフルエンザワクチン等の研究開発

国及び国立健康危機管理研究機構は、より有効かつ安全なインフルエンザワクチン及び治療薬の開発に向けた研究、より迅速かつ確実な診断方法及び検査方法の開発に向けた研究、現行のインフルエンザワクチン及び治療薬等の使用に関する研究等を強化するとともに、戦略的な研究目標を設定することが重要である。

三 疫学研究の推進

国及び国立健康危機管理研究機構は、インフルエンザの発生及びまん延の状況の早期把握、流行予測の手法に関する研究を推進するとともに、高齢者に対するインフルエンザワクチンの接種の効果の検証、インフルエンザに罹患した場合における脳炎や脳症の発症の可能性があるためにインフルエンザの高危険群に属する可能性がある乳幼児に関する疫学研究等を推進することが重要である。

四 研究機関の連携体制の整備

国及び都道府県等は、研究の充実を図るため、国立健康危機管理研究機構、地方衛生研究所等（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十六条第二項に規定する地方衛生研究所等をいう。第六の二において同じ。）、大学、国立病院、国立療養所等から成る研究機関の連携体制を整備するとともに、研究成果が相互に活用できる体制を整備することが重要である。

五 （略）

第五 国際的な連携

一 （略）

二 国際機関との連携強化

国及び国立健康危機管理研究機構は、世界保健機関その他の国際機関への支援を通じて、国際的なインフルエンザの発生動向の調査の体制を構築するとともに、世界各地でインフルエンザが流行した場合には、その情報を迅速に収集できる体制を構築することが必要である。

三 先進国相互間の協力体制の整備

国及び国立健康危機管理研究機構は、インフルエンザの予防方法、診断方法及び検査方法の標準化、治療方法の開発等について、先進国相互間で情報交換を行うとともに、共同でこれらを行う等の政府間や研究者間の協力体制の整備を進めていくことが重要である。

四 （略）

第四 研究開発の推進

一 基本的考え方

インフルエンザの特性に応じた発生の予防及びまん延の防止と良質かつ適切な医療の提供を推進していくためには、研究結果が感染の拡大抑制、また、良質かつ適切な医療の提供につながるような研究を行っていくべきである。特に、インフルエンザは、いまだ解明されていない点が多く、基礎、疫学、臨床等の各分野における知見の集積は不可欠であるが、これらの自然科学的側面のみならず、社会的側面や政策的側面にも配慮した研究を行っていくことが重要である。このため、国及び都道府県等は、このような観点から、インフルエンザ研究の基盤整備を推進することが重要である。

二 インフルエンザワクチン等の研究開発

国は、より有効かつ安全なインフルエンザワクチン及び治療薬の開発に向けた研究、より迅速かつ確実な診断方法及び検査方法の開発に向けた研究、現行のインフルエンザワクチン及び治療薬等の使用に関する研究等を強化するとともに、戦略的な研究目標を設定することが重要である。

三 疫学研究の推進

国は、インフルエンザの発生及びまん延の状況の早期把握、流行予測の手法に関する研究を推進するとともに、高齢者に対するインフルエンザワクチンの接種の効果の検証、インフルエンザに罹患した場合における脳炎や脳症の発症の可能性があるためにインフルエンザの高危険群に属する可能性がある乳幼児に関する疫学研究等を推進することが重要である。

四 研究機関の連携体制の整備

国及び都道府県等は、研究の充実を図るため、国立感染症研究所、地方衛生研究所、大学、国立病院、国立療養所等から成る研究機関の連携体制を整備するとともに、研究成果が相互に活用できる体制を整備することが重要である。

五 （略）

第五 国際的な連携

一 （略）

二 国際機関との連携強化

国は、世界保健機関その他の国際機関への支援を通じて、国際的なインフルエンザの発生動向の調査の体制を構築するとともに、世界各地でインフルエンザが流行した場合には、その情報を迅速に収集できる体制を構築することが必要である。

三 先進国相互間の協力体制の整備

国は、インフルエンザの予防方法、診断方法及び検査方法の標準化、治療方法の開発等について、先進国相互間で情報交換を行うとともに、共同でこれらを行う等の政府間や研究者間の協力体制の整備を進めていくことが重要である。

四 （略）

改 正 後				改 正 前			
一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職 厚生労働大臣の所掌に係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律第二章に定める権限又は事務のうち、次の表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、それぞれ同表の下欄に掲げる職員に委任すること。				一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職 厚生労働大臣の所掌に係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律第二章に定める権限又は事務のうち、次の表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、それぞれ同表の下欄に掲げる職員に委任すること。			
機 関		職 員		機 関		職 員	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(削る)		(削る)		国立感染症研究所		国立感染症研究所長	
(略)		(略)		(略)		(略)	

第六條 平成十三年厚生労働省告示第八十七号の一部改正
(平成十三年厚生労働省告示第八十七号(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十五条第一項の規定に基づき、厚生労働省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部を委任した件)の一部を次の表のように改正する。)

改 正 後				改 正 前			
第六 (略)				第六 (略)			
第五 国際的な連携 (略) 第一 第四 (略) 一 諸外国との情報交換の推進 二 諸外国との情報交換の推進 国及び国立健康危機管理研究機構は、政府間、研究者間等における性感染症に関する予防方法や治療方法の開発、疫学研究や社会面と医学面における研究の成果等についての国際的な情報交換を推進し、我が国の対策に活かしていくことが重要である。また、性感染症に関連するHIV感染症・エイズの研究についても、情報交換に努めていくことが望ましい。 三 国際的な感染拡大抑制への貢献 国及び国立健康危機管理研究機構は、世界保健機関、国連合同エイズ計画(UNAIDS)、世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)等の活動への協力を強化することが重要である。				第五 国際的な連携 (略) 第一 第四 (略) 一 諸外国との情報交換の推進 二 諸外国との情報交換の推進 国は、政府間、研究者間等における性感染症に関する予防方法や治療方法の開発、疫学研究や社会面と医学面における研究の成果等についての国際的な情報交換を推進し、我が国の対策に活かしていくことが重要である。また、性感染症に関連するHIV感染症・エイズの研究についても、情報交換に努めていくことが望ましい。 三 国際的な感染拡大抑制への貢献 国は、世界保健機関、国連合同エイズ計画(UNAIDS)、世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)等の活動への協力を強化することが重要である。			

第五條 (性感染症に関する特定感染症予防指針の一部改正)
性感染症に関する特定感染症予防指針(平成十二年厚生省告示第十五号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
第六 関係機関との連携の強化等 (略) 二 保健所及び地方衛生研究所等の機能強化 地域における感染症対策の中核としての保健所の役割を強化するとともに、感染予防対策を推進する上での所管地域の特性等の留意点を分析できるよう保健所の機能強化を図ることが重要である。また、都道府県等における病原体検査の中心的な役割を果たす地方衛生研究所等の機能強化を図ることが重要である。 三・四 (略)				第六 関係機関との連携の強化等 (略) 二 保健所及び地方衛生研究所等の機能強化 地域における感染症対策の中核としての保健所の役割を強化するとともに、感染予防対策を推進する上での所管地域の特性等の留意点を分析できるよう保健所の機能強化を図ることが重要である。また、都道府県等における病原体検査の中心的な役割を果たす地方衛生研究所等の機能強化を図ることが重要である。 三・四 (略)			

(平成十七年厚生労働省告示第九十八号の一部改正)

第七條 平成十七年厚生労働省告示第九十八号(個人情報保護に関する法律に定める厚生労働大臣の権限又は事務の委任に関する件)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員 の官職 厚生労働大臣の所掌に係る個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第五章第二節から第五節まで(同法第六十八条第一項及び第七十四条並びに同法第四節第四款を除く。)に定める権限又は事務のうち、次の表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、それぞれ同表下欄に掲げる職員に委任すること。				一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員 の官職 厚生労働大臣の所掌に係る個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第五章第二節から第五節まで(同法第六十八条第一項及び第七十四条並びに同法第四節第四款を除く。)に定める権限又は事務のうち、次の表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、それぞれ同表下欄に掲げる職員に委任すること。			
機 関	(略)	職 員	(略)	機 関	職 員	国立感染症研究所	
	(削る)		(削る)			国立感染症研究所長	
	(略)		(略)			(略)	
	(略)		(略)			(略)	

(結核に関する特定感染症予防指針の一部改正)

第八條 結核に関する特定感染症予防指針(平成十九年厚生労働省告示第七十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
(略) 第一・第二 (略) 第三 医療の提供 一・二 (略) 三 その他結核に係る医療の提供のための体制 1 (略) 2 医療機関及び民間の検査機関においては、結核患者の診断のための結核菌検査の精度を適正に保つため、外部機関によって行われる系統的な結核菌検査の精度管理を定期的に受けるべきである。そのためには、公益財団法人結核予防会結核研究所(以下「結核研究所」という。)、地方衛生研究所等(地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第二十六条第二項に規定する地方衛生研究所等をいう。第四の三において同じ。)、医療機関及び民間の検査機関などの関係機関が相互に協力し、精度管理を連携して行う必要がある。		(略) 第一・第二 (略) 第三 医療の提供 一・二 (略) 三 その他結核に係る医療の提供のための体制 1 (略) 2 医療機関及び民間の検査機関においては、結核患者の診断のための結核菌検査の精度を適正に保つため、外部機関によって行われる系統的な結核菌検査の精度管理を定期的に受けるべきである。そのためには、公益財団法人結核予防会結核研究所(以下「結核研究所」という。)、地方衛生研究所、医療機関及び民間の検査機関などの関係機関が相互に協力し、精度管理を連携して行う必要がある。	
3 5 (略)		3 5 (略)	

第四 研究開発の推進 一 基本的考え方 1 結核対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきであることから、結核に関する調査及び研究は、結核対策の基本となるべきものである。このため、国としても、必要な調査及び研究の方向性の提示、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）や国立健康危機管理研究機構のみならず、民間団体、関連諸学会、海外の研究機関等も含めた関係機関との連携の確保、それぞれの研究成果の相互活用の推進、調査及び研究に携わる人材の育成等の取組を通じて、調査及び研究を積極的に推進することとする。 2 (略) 二 (略) 三 地方公共団体における研究開発の推進 地方公共団体における調査及び研究の推進に当たっては、保健所と都道府県等の関係部局が連携を図りつつ、計画的に取り組むことが重要である。また、保健所においては、地域における結核対策の中核的機関との位置付けから、地方衛生研究所等と連携し、結核対策に必要な疫学的な調査及び研究を進め、地域の結核対策の質の向上に努めるとともに、地域における総合的な結核の情報の発信拠点としての役割を果たしていくことが重要である。 四 (略) 第五 第九 (略)			第四 研究開発の推進 一 基本的考え方 1 結核対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきであることから、結核に関する調査及び研究は、結核対策の基本となるべきものである。このため、国としても、必要な調査及び研究の方向性の提示、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）や国立感染症研究所のみならず、民間団体、関連諸学会、海外の研究機関等も含めた関係機関との連携の確保、それぞれの研究成果の相互活用の推進、調査及び研究に携わる人材の育成等の取組を通じて、調査及び研究を積極的に推進することとする。 2 (略) 二 (略) 三 地方公共団体における研究開発の推進 地方公共団体における調査及び研究の推進に当たっては、保健所と都道府県等の関係部局が連携を図りつつ、計画的に取り組むことが重要である。また、保健所においては、地域における結核対策の中核的機関との位置付けから、地方衛生研究所等と連携し、結核対策に必要な疫学的な調査及び研究を進め、地域の結核対策の質の向上に努めるとともに、地域における総合的な結核の情報の発信拠点としての役割を果たしていくことが重要である。 四 (略) 第五 第九 (略)											
（麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正） 第九条 麻しんに関する特定感染症予防指針（平成十九年厚生労働省告示第四百四十二号）の一部を次の表のように改正する。 <table><tr><th>改</th><th>正</th><th>後</th></tr><tr><td> （略） 第一 (略) 第二 原因の究明 一・二 (略) 三 麻しんの届出 麻しんを診断した医師の届出については、感染症法第十二条に基づき、診断後直ちに届出を行うことを求めるものとする。また、我が国における麻しんの患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所等（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十六条第二項に規定する地方衛生研究所等をいう。以下同じ。）においてウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。 四 (略) </td><td> （略） 第一 (略) 第二 原因の究明 一・二 (略) 三 麻しんの届出 麻しんを診断した医師の届出については、感染症法第十二条に基づき、診断後直ちに届出を行うことを求めるものとする。また、我が国における麻しんの患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所等においてウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。 四 (略) </td><td> （傍線部分は改正部分） <table><tr><th>改</th><th>正</th><th>前</th></tr><tr><td> （略） 第一 (略) 第二 原因の究明 一・二 (略) 三 麻しんの届出 麻しんを診断した医師の届出については、感染症法第十二条に基づき、診断後直ちに届出を行うことを求めるものとする。また、我が国における麻しんの患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所等においてウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとし、麻しんではないと判断された場合は、届出を取り下げられることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。 四 (略) </td><td> （略） 第一 (略) 第二 原因の究明 一・二 (略) 三 麻しんの届出 麻しんを診断した医師の届出については、感染症法第十二条に基づき、診断後直ちに届出を行うことを求めるものとする。また、我が国における麻しんの患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所等においてウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとし、麻しんではないと判断された場合は、届出を取り下げられることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。 四 (略) </td><td> （略） 第一 (略) 第二 原因の究明 一・二 (略) 三 麻しんの届出 麻しんを診断した医師の届出については、感染症法第十二条に基づき、診断後直ちに届出を行うことを求めるものとする。また、我が国における麻しんの患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所等においてウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとし、麻しんではないと判断された場合は、届出を取り下げられることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。 四 (略) </td></tr></table></td></tr></table>			改	正	後	（略） 第一 (略) 第二 原因の究明 一・二 (略) 三 麻しんの届出 麻しんを診断した医師の届出については、感染症法第十二条に基づき、診断後直ちに届出を行うことを求めるものとする。また、我が国における麻しんの患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所等（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十六条第二項に規定する地方衛生研究所等をいう。以下同じ。）においてウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。 四 (略)	（略） 第一 (略) 第二 原因の究明 一・二 (略) 三 麻しんの届出 麻しんを診断した医師の届出については、感染症法第十二条に基づき、診断後直ちに届出を行うことを求めるものとする。また、我が国における麻しんの患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所等においてウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。 四 (略)	（傍線部分は改正部分） <table><tr><th>改</th><th>正</th><th>前</th></tr><tr><td> （略） 第一 (略) 第二 原因の究明 一・二 (略) 三 麻しんの届出 麻しんを診断した医師の届出については、感染症法第十二条に基づき、診断後直ちに届出を行うことを求めるものとする。また、我が国における麻しんの患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所等においてウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとし、麻しんではないと判断された場合は、届出を取り下げられることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。 四 (略) </td><td> （略） 第一 (略) 第二 原因の究明 一・二 (略) 三 麻しんの届出 麻しんを診断した医師の届出については、感染症法第十二条に基づき、診断後直ちに届出を行うことを求めるものとする。また、我が国における麻しんの患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所等においてウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとし、麻しんではないと判断された場合は、届出を取り下げられることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。 四 (略) </td><td> （略） 第一 (略) 第二 原因の究明 一・二 (略) 三 麻しんの届出 麻しんを診断した医師の届出については、感染症法第十二条に基づき、診断後直ちに届出を行うことを求めるものとする。また、我が国における麻しんの患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所等においてウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとし、麻しんではないと判断された場合は、届出を取り下げられることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。 四 (略) </td></tr></table>	改	正	前	（略） 第一 (略) 第二 原因の究明 一・二 (略) 三 麻しんの届出 麻しんを診断した医師の届出については、感染症法第十二条に基づき、診断後直ちに届出を行うことを求めるものとする。また、我が国における麻しんの患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所等においてウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとし、麻しんではないと判断された場合は、届出を取り下げられることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。 四 (略)	（略） 第一 (略) 第二 原因の究明 一・二 (略) 三 麻しんの届出 麻しんを診断した医師の届出については、感染症法第十二条に基づき、診断後直ちに届出を行うことを求めるものとする。また、我が国における麻しんの患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所等においてウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとし、麻しんではないと判断された場合は、届出を取り下げられることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。 四 (略)	（略） 第一 (略) 第二 原因の究明 一・二 (略) 三 麻しんの届出 麻しんを診断した医師の届出については、感染症法第十二条に基づき、診断後直ちに届出を行うことを求めるものとする。また、我が国における麻しんの患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所等においてウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとし、麻しんではないと判断された場合は、届出を取り下げられることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。 四 (略)
改	正	後												
（略） 第一 (略) 第二 原因の究明 一・二 (略) 三 麻しんの届出 麻しんを診断した医師の届出については、感染症法第十二条に基づき、診断後直ちに届出を行うことを求めるものとする。また、我が国における麻しんの患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所等（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十六条第二項に規定する地方衛生研究所等をいう。以下同じ。）においてウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。 四 (略)	（略） 第一 (略) 第二 原因の究明 一・二 (略) 三 麻しんの届出 麻しんを診断した医師の届出については、感染症法第十二条に基づき、診断後直ちに届出を行うことを求めるものとする。また、我が国における麻しんの患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所等においてウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。 四 (略)	（傍線部分は改正部分） <table><tr><th>改</th><th>正</th><th>前</th></tr><tr><td> （略） 第一 (略) 第二 原因の究明 一・二 (略) 三 麻しんの届出 麻しんを診断した医師の届出については、感染症法第十二条に基づき、診断後直ちに届出を行うことを求めるものとする。また、我が国における麻しんの患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所等においてウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとし、麻しんではないと判断された場合は、届出を取り下げられることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。 四 (略) </td><td> （略） 第一 (略) 第二 原因の究明 一・二 (略) 三 麻しんの届出 麻しんを診断した医師の届出については、感染症法第十二条に基づき、診断後直ちに届出を行うことを求めるものとする。また、我が国における麻しんの患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所等においてウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとし、麻しんではないと判断された場合は、届出を取り下げられることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。 四 (略) </td><td> （略） 第一 (略) 第二 原因の究明 一・二 (略) 三 麻しんの届出 麻しんを診断した医師の届出については、感染症法第十二条に基づき、診断後直ちに届出を行うことを求めるものとする。また、我が国における麻しんの患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所等においてウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとし、麻しんではないと判断された場合は、届出を取り下げられることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。 四 (略) </td></tr></table>	改	正	前	（略） 第一 (略) 第二 原因の究明 一・二 (略) 三 麻しんの届出 麻しんを診断した医師の届出については、感染症法第十二条に基づき、診断後直ちに届出を行うことを求めるものとする。また、我が国における麻しんの患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所等においてウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとし、麻しんではないと判断された場合は、届出を取り下げられることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。 四 (略)	（略） 第一 (略) 第二 原因の究明 一・二 (略) 三 麻しんの届出 麻しんを診断した医師の届出については、感染症法第十二条に基づき、診断後直ちに届出を行うことを求めるものとする。また、我が国における麻しんの患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所等においてウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとし、麻しんではないと判断された場合は、届出を取り下げられることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。 四 (略)	（略） 第一 (略) 第二 原因の究明 一・二 (略) 三 麻しんの届出 麻しんを診断した医師の届出については、感染症法第十二条に基づき、診断後直ちに届出を行うことを求めるものとする。また、我が国における麻しんの患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所等においてウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとし、麻しんではないと判断された場合は、届出を取り下げられることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。 四 (略)						
改	正	前												
（略） 第一 (略) 第二 原因の究明 一・二 (略) 三 麻しんの届出 麻しんを診断した医師の届出については、感染症法第十二条に基づき、診断後直ちに届出を行うことを求めるものとする。また、我が国における麻しんの患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所等においてウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとし、麻しんではないと判断された場合は、届出を取り下げられることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。 四 (略)	（略） 第一 (略) 第二 原因の究明 一・二 (略) 三 麻しんの届出 麻しんを診断した医師の届出については、感染症法第十二条に基づき、診断後直ちに届出を行うことを求めるものとする。また、我が国における麻しんの患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所等においてウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとし、麻しんではないと判断された場合は、届出を取り下げられることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。 四 (略)	（略） 第一 (略) 第二 原因の究明 一・二 (略) 三 麻しんの届出 麻しんを診断した医師の届出については、感染症法第十二条に基づき、診断後直ちに届出を行うことを求めるものとする。また、我が国における麻しんの患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所等においてウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとし、麻しんではないと判断された場合は、届出を取り下げられることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。 四 (略)												

五 麻しん発生時の迅速な対応

都道府県等は、麻しんの患者が一例でも発生した場合に感染症法第十五条に規定する感染経路の把握等の調査（以下「積極的疫学調査」という。）及びまん延防止策を迅速に実施するよう努めることが必要であり、普段から医療機関等の関係機関とのネットワーク構築に努めるものとする。このため、国は、国立健康危機管理研究機構に依頼し、当該調査及びまん延防止策の実務上の手順等を示した手引きの作成並びに職員の派遣要請に応えられる人材の養成を行わせるとともに、医療機関内で麻しんが発生した場合の対応の手順等を示した手引きを作成させるものとする。

また、国は、複数の都道府県等にまたがって広域的に感染症が発生した場合に備え、都道府県等間での情報共有及び連携体制の方針を示し、技術的援助の役割を積極的に果たすとともに、各都道府県等においても都道府県等相互の連携体制をあらかじめ構築しておくことが必要である。

六 ウイルス遺伝子検査等の実施

都道府県等は、医師から検体が提出された場合は、都道府県等が設置する地方衛生研究所等において、原則として全例にウイルス遺伝子検査等を実施するとともに、その結果の記録を保存することとする。検査の結果、麻しんウイルスが検出された場合は、可能な限り、地方衛生研究所等において麻しんウイルスの遺伝子配列の解析を実施し、国に報告する又は国立健康危機管理研究機構に検体を送付し、同機構が遺伝子配列の解析を実施することとする。国立健康危機管理研究機構は、解析されたウイルスの遺伝子情報を適切に管理し、流行状況の把握や感染伝播の制御等に役立てることとする。

第三 発生の予防及びまん延の防止

一・二 （略）

三 予防接種法に基づかない予防接種の推奨

1 5 8 （略）

9 国は、国内で麻しんの患者が一例でも発生した場合には、国立健康危機管理研究機構に依頼し、周囲の感受性者に対して予防接種を推奨することも含めた対応について検討させ、具体的な実施方法等を示した手引きの作成を行わせるものとする。また、国立健康危機管理研究機構は、都道府県等から要請があつた場合には、適宜技術的支援を行うものとする。

四 その他必要な措置

1 5 5 （略）

6 厚生労働省は、本省、国立健康危機管理研究機構及び検疫所のホームページ等を通じ、国内外の麻しんの発生状況、海外で麻しんが発症した場合の影響及び麻しんに関する情報の提供を行うとともに、外務省及び国土交通省に対し、海外に渡航する者に、これらの情報の提供を行うよう協力を依頼するものとする。また、国土交通省に協力を求め、旅行会社等に対し、海外に渡航する者に、国内外の麻しんの発生状況及び麻しんに関する情報の提供を行うよう依頼するとともに、文部科学省に対し、学校等の設置者に、海外に修学旅行等をする際に、これらの情報の提供を行うよう依頼するものとする。

7 5 9 （略）

第四・第五 （略）

五 麻しん発生時の迅速な対応

都道府県等は、麻しんの患者が一例でも発生した場合に感染症法第十五条に規定する感染経路の把握等の調査（以下「積極的疫学調査」という。）及びまん延防止策を迅速に実施するよう努めることが必要であり、普段から医療機関等の関係機関とのネットワーク構築に努めるものとする。このため、国は、国立感染症研究所において、当該調査及びまん延防止策の実務上の手順等を示した手引きの作成並びに職員の派遣要請に応えられる人材の養成を行うとともに、医療機関内で麻しんが発生した場合の対応の手順等を示した手引きを作成するものとする。

また、国は、複数の都道府県等にまたがって広域的に感染症が発生した場合に備え、都道府県等間での情報共有及び連携体制の方針を示し、技術的援助の役割を積極的に果たすとともに、各都道府県等においても都道府県等相互の連携体制をあらかじめ構築しておくことが必要である。

六 ウイルス遺伝子検査等の実施

都道府県等は、医師から検体が提出された場合は、都道府県等が設置する地方衛生研究所等において、原則として全例にウイルス遺伝子検査等を実施するとともに、その結果の記録を保存することとする。検査の結果、麻しんウイルスが検出された場合は、可能な限り、地方衛生研究所において麻しんウイルスの遺伝子配列の解析を実施し、国に報告する又は国立感染症研究所に検体を送付し、同研究所が遺伝子配列の解析を実施することとする。国立感染症研究所は、解析されたウイルスの遺伝子情報を適切に管理し、流行状況の把握や感染伝播の制御等に役立てることとする。

第三 発生の予防及びまん延の防止

一・二 （略）

三 予防接種法に基づかない予防接種の推奨

1 5 8 （略）

9 国は、国内で麻しんの患者が一例でも発生した場合には、国立感染症研究所において、周囲の感受性者に対して予防接種を推奨することも含めた対応について検討し、具体的な実施方法等を示した手引きの作成を行うものとする。また、国立感染症研究所は、都道府県等から要請があつた場合には、適宜技術的支援を行うものとする。

四 その他必要な措置

1 5 5 （略）

6 厚生労働省は、本省、国立感染症研究所及び検疫所のホームページ等を通じ、国内外の麻しんの発生状況、海外で麻しんが発症した場合の影響及び麻しんに関する情報の提供を行うとともに、外務省及び国土交通省に対し、海外に渡航する者に、これらの情報の提供を行うよう協力を依頼するものとする。また、国土交通省に協力を求め、旅行会社等に対し、海外に渡航する者に、国内外の麻しんの発生状況及び麻しんに関する情報の提供を行うよう依頼するとともに、文部科学省に対し、学校等の設置者に、海外に修学旅行等をする際に、これらの情報の提供を行うよう依頼するものとする。

7 5 9 （略）

第四・第五 （略）

			第六 国際的な連携	
			一 基本的考え方	
			国及び国立健康危機管理研究機構は、世界保健機関をはじめ、その他の国際機関との連携を強化し、情報交換等を積極的に行うことにより、世界的な麻しんの発生動向の把握、麻しんの排除の達成国の施策の研究等に努め、我が国の麻しん対策の充実を図っていくことが重要である。	
			二 (略)	
			三 国際機関への協力	
			国際機関と協力し、麻しんの流行国における対策を推進することは、国際保健水準の向上に貢献するのみならず、海外で感染し、国内で発症する患者の発生を予防することにも寄与する。そのため、国及び国立健康危機管理研究機構は、世界保健機関等と連携しながら、国際的な麻しん対策の取組に積極的に関与する必要がある。	
			第七 評価及び推進体制と普及啓発の充実	
			一・二 (略)	
			三 都道府県等における麻しん・風しん対策の会議及びアドバイザー制度の整備	
			1 都道府県は、感染症の専門家、医療関係者、保護者、市町村の担当者、学校関係者及び事業者団体の関係者等と協働して、麻しん・風しん対策の会議を設置し、関係機関の協力を得ながら、定期的に麻しん及び風しんの発生動向、各市町村における定期の予防接種の接種率及び副反応の発生事例等を把握し、地域における施策の進捗状況を評価するものとする。同会議は、各市町村における定期の予防接種について、第一期に接種した者の割合及び第二期に接種した者の割合がそれぞれ九十五%以上となるように定期接種率の向上策の提言を行い、都道府県は当該提言を踏まえ各市町村に対して働きかけるものとする。また、国は、国立健康危機管理研究機構に依頼し、同会議の活動内容及び役割等を示した手引きの作成を行わせるものとし、都道府県等は、必要に応じ、医師会等の関係団体と連携して、麻しんの診断等に関する助言を行うアドバイザー制度の整備を検討する。	
			2 (略)	
			四・五 (略)	
			第六 国際的な連携	
			一 基本的考え方	
			国は、世界保健機関をはじめ、その他の国際機関との連携を強化し、情報交換等を積極的に行うことにより、世界的な麻しんの発生動向の把握、麻しんの排除の達成国の施策の研究等に努め、我が国の麻しん対策の充実を図っていくことが重要である。	
			二 (略)	
			三 国際機関への協力	
			国際機関と協力し、麻しんの流行国における対策を推進することは、国際保健水準の向上に貢献するのみならず、海外で感染し、国内で発症する患者の発生を予防することにも寄与する。そのため、国は、世界保健機関等と連携しながら、国際的な麻しん対策の取組に積極的に関与する必要がある。	
			第七 評価及び推進体制と普及啓発の充実	
			一・二 (略)	
			三 都道府県等における麻しん・風しん対策の会議及びアドバイザー制度の整備	
			1 都道府県は、感染症の専門家、医療関係者、保護者、市町村の担当者、学校関係者及び事業者団体の関係者等と協働して、麻しん・風しん対策の会議を設置し、関係機関の協力を得ながら、定期的に麻しん及び風しんの発生動向、各市町村における定期の予防接種の接種率及び副反応の発生事例等を把握し、地域における施策の進捗状況を評価するものとする。同会議は、各市町村における定期の予防接種について、第一期に接種した者の割合及び第二期に接種した者の割合がそれぞれ九十五%以上となるように定期接種率の向上策の提言を行い、都道府県は当該提言を踏まえ各市町村に対して働きかけるものとする。また、国は、国立感染症研究所において、同会議の活動内容及び役割等を示した手引きの作成を行うものとし、都道府県等は、必要に応じ、医師会等の関係団体と連携して、麻しんの診断等に関する助言を行うアドバイザー制度の整備を検討する。	
			2 (略)	
			四・五 (略)	
			第六 画像診断	
			一・二 (略)	
			三 ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピュータ断層複合撮影及び乳房用ポジトロン断層撮影の施設基準	
			(1)・(2) (略)	
			(3) 適合していない場合には所定点数の百分の八十に相当する点数により算定することとなる施設基準	
			次のいずれかに該当すること。	
			イ (略)	
			第六 画像診断	
			一・二 (略)	
			三 ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピュータ断層複合撮影及び乳房用ポジトロン断層撮影の施設基準	
			(1)・(2) (略)	
			(3) 適合していない場合には所定点数の百分の八十に相当する点数により算定することとなる施設基準	
			次のいずれかに該当すること。	
			イ (略)	

第十條 (特掲診療料の施設基準等の一部改正)
特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

四〇七 (略)	□ 特定機能病院、がん診療の拠点となる病院、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関又は国立健康危機管理研究機構の設置する医療機関であること。
	□ 特定機能病院、がん診療の拠点となる病院又は高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であること。

（厚生労働大臣が指定する病院の病床並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部改正）

第十一條 厚生労働大臣が指定する病院の病床並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後						改正前									
別表第二						別表第二									
	都道府県	病	院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数		都道府県	病	院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
20050	東京	国立健康危機管理研究機構国立国際医療センター		1.0718	0.0681	0.0288	0.0000	20050	東京	国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院		1.0718	0.0681	0.0288	0.0000
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第三						別表第三									
	都道府県	病	院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数		都道府県	病	院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
30378	千葉	国立健康危機管理研究機構国立国府台医療センター		1.0451	0.0538	0.0287	0.0000	30378	千葉	国立研究開発法人国立国際医療研究センター国府台病院		1.0451	0.0538	0.0287	0.0000
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

（新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八條第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第十二條 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八條第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十五年厚生労働省告示第百六十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十八條第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の表の上欄及び中欄に掲げる事業の種類及び事業の種類の詳細目に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる対象業務に従事する者であつて、法第十八條第一項に規定する基本的対処方針で定める法第二十八條第一項第一号の規定による予防接種の対象者であることとする。			新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十八條第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の表の上欄及び中欄に掲げる事業の種類及び事業の種類の詳細目に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる対象業務に従事する者であつて、法第十八條第一項に規定する基本的対処方針で定める法第二十八條第一項第一号の規定による予防接種の対象者であることとする。		
事業の種類	事業の種類の詳細目	対象業務	事業の種類	事業の種類の詳細目	対象業務
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

（略） 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員が従事する事務に相当する事務（前各項に掲げるものを除く。中欄及び下	（略）	重大かつ緊急の生命保護に関する医療の提供（以下「重大緊急医療提供」という。）を行う事業 国立ハンセン病療養所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康安全機構の病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の病院、国立健康危機管理研究機構の病院、公立病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、救命救急センター、災害拠点病院、地域医療支援病院、入院を要する救急医療機関、救急病院若しくは救急診療所、分娩を扱う病院若しくは診療所若しくは助産所又は透析を扱う病院若しくは診療所において重大緊急医療提供を行う事業
（略） 独立行政法人（行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）を除く。）国立健康危機管理研究機構又は地方独立行政法人（特定地方独立行政法人（地	（略）	（略）
（略） 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員が従事する事務に相当する事務（前各項に掲げるものを除く。中欄及び下	（略）	重大かつ緊急の生命保護に関する医療の提供（以下「重大緊急医療提供」という。）を行う事業 国立ハンセン病療養所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康安全機構の病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の病院、公立病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、救命救急センター、災害拠点病院、地域医療支援病院、入院を要する救急医療機関、救急病院若しくは救急診療所、分娩を扱う病院若しくは診療所若しくは助産所又は透析を扱う病院若しくは診療所において重大緊急医療提供を行う事業
（略） 独立行政法人（行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）を除く。）又は地方独立行政法人（特定地方独立行政法人（地	（略）	（略）
（略） 独立行政法人（行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）を除く。）又は地方独立行政法人（特定地方独立行政法人（地	（略）	（略）
（略） 独立行政法人（行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）を除く。）又は地方独立行政法人（特定地方独立行政法人（地	（略）	（略）

欄において「公務員と同様の事務」という。）を行う事業		方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）において公務員と同様の事務を行う事業	
（略）		（略）	

（風しんに関する特定感染症予防指針の一部改正）		（傍線部分は改正部分）	
第十三条 風しんに関する特定感染症予防指針（平成二十六年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次の表のように改正する。			
第一（略） 第二 原因の究明 一・二 （略） 三 風しん及び先天性風しん症候群の届出	改	正	後
	風しんを診断した医師の届出については、法第十二条に基づき、診断後直ちに行うこととされている。また、我が国における風しん患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、類似の症状の疾病から風しんを正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、臨床診断をした時点でまず臨床診断例として届出を行うとともに、血清IgM抗体検査等の血清抗体価の測定の実施と、都道府県等が設置する地方衛生研究所等（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十六条第二項に規定する地方衛生研究所等をいう。以下同じ。）でのウイルス遺伝子検査等の実施のための検体の提出を求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、風しんと判断された場合は、風しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとし、風しんではないと診断された場合は、届出を取り下げを求めることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。		
	また、先天性風しん症候群については、風しん発生地域において、妊娠初期の感染が疑われる妊婦又は妊娠初期検査で風しん抗体陰性又は低抗体価の妊婦から出生した新生児に対し、先天性風しん症候群を念頭に置き注意深い対応を行うとともに、可能な限り早期に診断する必要がある。このため、国は、国立健康危機管理研究機構に依頼し、風しん及び先天性風しん症候群の届出の手順等を示した手引きを作成させるものとする。		
	四 （略）		
第一（略） 第二 原因の究明 一・二 （略） 三 風しん及び先天性風しん症候群の届出	改	正	前
	風しんを診断した医師の届出については、法第十二条に基づき、診断後直ちに行うこととされている。また、我が国における風しん患者の発生数が大幅に減少したことを踏まえ、類似の症状の疾病から風しんを正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるものとする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、臨床診断をした時点でまず臨床診断例として届出を行うとともに、血清IgM抗体検査等の血清抗体価の測定の実施と、都道府県等が設置する地方衛生研究所でのウイルス遺伝子検査等の実施のための検体の提出を求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、風しんと判断された場合は、風しん（検査診断例）への届出の変更を求めることとし、風しんではないと診断された場合は、届出を取り下げを求めることとする。また、都道府県等は、届出が取り下げられた場合は、その旨を記録し、国に報告するものとする。		
	また、先天性風しん症候群については、風しん発生地域において、妊娠初期の感染が疑われる妊婦又は妊娠初期検査で風しん抗体陰性又は低抗体価の妊婦から出生した新生児に対し、先天性風しん症候群を念頭に置き注意深い対応を行うとともに、可能な限り早期に診断する必要がある。このため、国は、国立感染症研究所において、風しん及び先天性風しん症候群の届出の手順等を示した手引きの作成を行うものとする。		
	四 （略）		

五 風しん及び先天性風しん症候群の発生時の迅速な対応

都道府県等は、風しん患者が一例でも発生した場合に法第十五条に規定する感染経路の把握等の調査を迅速に実施するよう努めることが必要であり、普段から医療機関等の関係機関とのネットワーク構築に努めるものとする。このため、国は、国立健康危機管理研究機構に依頼し、当該調査の実務上の手順等を示した手引きの作成や職員の派遣要請に応えられる人材の養成を行わせるとともに、医療機関内で風しんが発生した場合の対応の手順等を示した手引きを作成させるものとする。

国及び地方公共団体は、先天性風しん症候群の患者が発生した場合に医療関係者が保護者に対し適切な対応ができるよう必要な情報提供を行う。先天性風しん症候群の児から一定期間ウイルスの排出が認められることから、地方衛生研究所等及び国立健康危機管理研究機構は、必要に応じてPCR検査により先天性風しん症候群と診断された児のウイルス排出の有無について評価を行う。

六 ウイルス遺伝子検査等の実施

都道府県等は、医師から検体が提出された場合は、都道府県等が設置する地方衛生研究所等において、原則として全例にウイルス遺伝子検査等を実施するとともに、その結果の記録を保存することとする。検査の結果、風しんウイルスが検出された場合は、可能な限り、地方衛生研究所等において風しんウイルスの遺伝子配列の解析を実施する、又は国立健康危機管理研究機構に検体を送付し、同機構が遺伝子配列の解析を実施することとする。国立健康危機管理研究機構は、解析されたウイルスの遺伝子情報を適切に管理し、流行状況の把握や感染伝播の制御等に役立てることとする。

第三 発生の予防及びまん延の防止

一 四 (略)

五 その他必要な措置

1 4 (略)

5 厚生労働省は、関係省庁及び事業者団体に協力を求め、事業者等に対し、風しんに関する情報の提供等を依頼するものとする。また、雇入れ時等の様々な機会を利用して、主として、業務により海外に渡航する者、昭和三十七年度から平成元年度に出生した男性の従業員等及び昭和五十四年度から平成元年度に出生した女性の従業員等の罹患歴及び予防接種歴のいずれも確認できない者に対する風しんの抗体検査や予防接種を受けやすい環境の整備及び風しんに罹患した際の適切な休業等の対応等の措置を依頼するものとする。また、国立健康危機管理研究機構に依頼し、関係団体と協力の上で、当該措置に関する職場における風しんの感染及び予防対策の手引きを作成させ、必要となる具体的な対策について示すものとする。

6 厚生労働省は、本省、国立健康危機管理研究機構及び検疫所のホームページ等を通じ、国内外の風しんの発生状況、海外で風しんを発症した場合の影響及び風しんに関する情報の提供を行うとともに、外務省に協力を求め、海外へ渡航する者に、これらの情報提供を行うよう依頼するものとする。また、国土交通省に協力を求め、旅行会社等に対し、海外へ渡航する者に、国内外の風しんの発生状況や風しんに関する情報の提供を行うよう依頼すること、文部科学省に協力を求め、学校で海外へ修学旅行等をする際に、これらの情報提供を行うよう依頼するものとする。

7 8 (略)

五 風しん及び先天性風しん症候群の発生時の迅速な対応

都道府県等は、風しん患者が一例でも発生した場合に法第十五条に規定する感染経路の把握等の調査を迅速に実施するよう努めることが必要であり、普段から医療機関等の関係機関とのネットワーク構築に努めるものとする。このため、国は、国立感染症研究所において、当該調査の実務上の手順等を示した手引きの作成や職員の派遣要請に応えられる人材の養成を行うとともに、医療機関内で風しんが発生した場合の対応の手順等を示した手引きを作成するものとする。

国及び地方公共団体は、先天性風しん症候群の患者が発生した場合に医療関係者が保護者に対し適切な対応ができるよう必要な情報提供を行う。先天性風しん症候群の児から一定期間ウイルスの排出が認められることから、地方衛生研究所及び国立感染症研究所は、必要に応じてPCR検査により先天性風しん症候群と診断された児のウイルス排出の有無について評価を行う。

六 ウイルス遺伝子検査等の実施

都道府県等は、医師から検体が提出された場合は、都道府県等が設置する地方衛生研究所等において、原則として全例にウイルス遺伝子検査等を実施するとともに、その結果の記録を保存することとする。検査の結果、風しんウイルスが検出された場合は、可能な限り、地方衛生研究所において風しんウイルスの遺伝子配列の解析を実施する、又は国立感染症研究所に検体を送付し、同研究所が遺伝子配列の解析を実施することとする。国立感染症研究所は、解析されたウイルスの遺伝子情報を適切に管理し、流行状況の把握や感染伝播の制御等に役立てることとする。

第三 発生の予防及びまん延の防止

一 四 (略)

五 その他必要な措置

1 4 (略)

5 厚生労働省は、関係省庁及び事業者団体に協力を求め、事業者等に対し、風しんに関する情報の提供等を依頼するものとする。また、雇入れ時等の様々な機会を利用して、主として、業務により海外に渡航する者、昭和三十七年度から平成元年度に出生した男性の従業員等及び昭和五十四年度から平成元年度に出生した女性の従業員等の罹患歴及び予防接種歴のいずれも確認できない者に対する風しんの抗体検査や予防接種を受けやすい環境の整備及び風しんに罹患した際の適切な休業等の対応等の措置を依頼するものとする。また、国立感染症研究所において、関係団体と協力の上で、当該措置に関する職場における風しんの感染及び予防対策の手引きを作成し、必要となる具体的な対策について示すものとする。

6 厚生労働省は、本省、国立感染症研究所及び検疫所のホームページ等を通じ、国内外の風しんの発生状況、海外で風しんを発症した場合の影響及び風しんに関する情報の提供を行うとともに、外務省に協力を求め、海外へ渡航する者に、これらの情報提供を行うよう依頼するものとする。また、国土交通省に協力を求め、旅行会社等に対し、海外へ渡航する者に、国内外の風しんの発生状況や風しんに関する情報の提供を行うよう依頼すること、文部科学省に協力を求め、学校で海外へ修学旅行等をする際に、これらの情報提供を行うよう依頼するものとする。

7 8 (略)

第四・第五 (略) 第六 国際的な連携 一 基本的考え方 国及び国立健康危機管理研究機構は、世界保健機関をはじめ、その他の国際機関との連携を強化し、情報交換等を積極的に行うことにより、世界的な風しんの発生動向の把握、風しんの排除の達成国の施策の研究等に努め、我が国の風しん対策の充実を図っていくことが重要である。 二 (略) 三 国際機関への協力 国際機関と協力し、風しんの流行国の風しん対策を推進することは、国際保健水準の向上に貢献するのみならず、海外で感染し、国内で発症する患者の発生を予防することにも寄与する。そのため、国及び国立健康危機管理研究機構は、世界保健機関等と連携しながら、国際的な風しん対策の取組に積極的に関与する必要がある。 第七 評価及び推進体制と普及啓発の充実 一・二 (略) 三 都道府県における風しん対策の会議 1 都道府県は、感染症の専門家、医療関係者、保護者、市町村の担当者、学校関係者及び事業者団体の関係者等と協働して、風しん対策の会議を設置し、関係機関の協力を得ながら、定期的に風しんの発生動向、定期の予防接種の接種率及び副反応の発生事例等を把握し、地域における施策の進捗状況を評価するものとする。なお、同会議は麻しん対策の会議と合同で開催することも可能であるものとする。また、国は、国立健康危機管理研究機構に依頼し、同会議の活動内容や役割等を示した手引きを作成させるものとする。 2 (略) 四・五 (略)			第四・第五 (略) 第六 国際的な連携 一 基本的考え方 国は、世界保健機関をはじめ、その他の国際機関との連携を強化し、情報交換等を積極的に行うことにより、世界的な風しんの発生動向の把握、風しんの排除の達成国の施策の研究等に努め、我が国の風しん対策の充実を図っていくことが重要である。 二 (略) 三 国際機関への協力 国際機関と協力し、風しんの流行国の風しん対策を推進することは、国際保健水準の向上に貢献するのみならず、海外で感染し、国内で発症する患者の発生を予防することにも寄与する。そのため、国は、世界保健機関等と連携しながら、国際的な風しん対策の取組に積極的に関与する必要がある。 第七 評価及び推進体制と普及啓発の充実 一・二 (略) 三 都道府県における風しん対策の会議 1 都道府県は、感染症の専門家、医療関係者、保護者、市町村の担当者、学校関係者及び事業者団体の関係者等と協働して、風しん対策の会議を設置し、関係機関の協力を得ながら、定期的に風しんの発生動向、定期の予防接種の接種率及び副反応の発生事例等を把握し、地域における施策の進捗状況を評価するものとする。なお、同会議は麻しん対策の会議と合同で開催することも可能であるものとする。また、国は、国立感染症研究所において、同会議の活動内容や役割等を示した手引きの作成を行うものとする。 2 (略) 四・五 (略)		
第十四条 (蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針の一部改正) 蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針(平成二十七年厚生労働省告示第二百六十号)の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)					
改 正 後			改 正 前		
第一 (略) 第二 発生動向の調査の強化 一・四 (略) 五 病原体の遺伝子検査等の実施 国、都道府県等及び国立健康危機管理研究機構は、輸入感染症例及び国内感染症例のいずれにおいても、提出された全ての検体について、可能な限り病原体の遺伝子検査を実施し、病原体の血清型等を解析するとともに、必要に応じて病原体の遺伝子配列の解析を行うことにより、感染経路の究明等に努めるものとする。都道府県等は、病原体の遺伝子検査等を実施した場合、その結果を速やかに国に報告するものとする。			第一 (略) 第二 発生動向の調査の強化 一・四 (略) 五 病原体の遺伝子検査等の実施 国及び都道府県等は、輸入感染症例及び国内感染症例のいずれにおいても、提出された全ての検体について、可能な限り病原体の遺伝子検査を実施し、病原体の血清型等を解析するとともに、必要に応じて病原体の遺伝子配列の解析を行うことにより、感染経路の究明等に努めるものとする。都道府県等は、病原体の遺伝子検査等を実施した場合、その結果を速やかに国に報告するものとする。		

六 国際的な発生動向の把握等

蚊媒介感染症は我が国のみならず世界中で発生していることから、国は、国際的な蚊媒介感染症の発生及び流行の状況を常時把握し、必要に応じて、国民、特に海外へ渡航する者に注意喚起を行うとともに、国及び国立健康危機管理研究機構は、新興の蚊媒介感染症については診断検査法を整備するなど、対策に努めるものとする。

第三 国内感染のまん延防止対策

一 (略)

二 国内発生時の対応

国内に常在しない蚊媒介感染症の国内感染症例が発生した場合、当該症例が発生した市町村、都道府県等及び国等の中で、迅速に情報共有を行うとともに、必要に応じ、住民等への注意喚起を実施することとする。

都道府県等は、国内感染症例については、可能な限り全ての症例に対して積極的疫学調査を実施し、国内で蚊媒介感染症にかかったと推定される場所（以下「推定感染地」という。）に関する情報を収集する。また、国や国立健康危機管理研究機構の協力を得つつ、必要に応じて、推定感染地の周辺の媒介蚊の密度調査等を実施することとする。積極的疫学調査の結果、他の都道府県等への情報提供を要すると判断した場合には、迅速に情報提供を行い、必要に応じ、他の都道府県等との間で連携を取りつつ、対策を講じることとする。また、蚊媒介感染症と診断された患者に対しては、病原体血症期の蚊の刺咬歴等を確認するとともに、医療機関と連携し、病原体血症期のまん延防止のための防蚊対策や献血の回避の重要性について指導することとする。

都道府県等は、国内の同一地点、同一期間又は同一集団内で複数の国内感染症例が発生すること、異なる患者の検体から分離された病原体の遺伝子配列が一致することなどにより、推定感染地がある程度特定された場合、現地における法第三十五条に基づく蚊の密度調査等の結果や、当該推定感染地が公園等の公共施設であるときは、利用者の状況等を踏まえ、蚊媒介感染症の感染が拡大する蓋然性の評価を実施する。さらに、都道府県等は、蚊媒介感染症の感染が拡大する蓋然性に関する評価の結果に応じ、法第二十八条に基づき施設等の管理者等や市町村への有効かつ適切な蚊の駆除の指示を行うとともに、当該推定感染地の管理者等や市町村と連携して、一定の区域の立入制限等を含む媒介蚊の対策を実施することとする。都道府県等及び市町村は、平時から殺虫剤の備蓄や散布機の整備について考慮し、市町村は、必要に応じて、都道府県の指示の下、有効かつ適切な蚊の駆除を行うこととする。なお、その際に事業者が委託する場合は、適切な知識及び技術を有すると判断される事業者を選定し、当該事業者との連携に努めることとする。

また、都道府県等及び市町村は、媒介蚊の密度調査等を実施する場合、当該調査等に従事する者が蚊媒介感染症にかかることを防止するための防蚊対策を徹底するものとする。

国民は、蚊媒介感染症の発生動向に留意するとともに、蚊媒介感染症に感染したものと診断された際は、医師や行政機関の助言に従い、病原体血症期においては、まん延防止のための防蚊対策を確実に実施して蚊に刺されないようにすること、献血を控えること、行政機関が実施する積極的疫学調査に協力することなど、感染の拡大の防止に必要な協力を行うよう努めることとする。

六 国際的な発生動向の把握等

蚊媒介感染症は我が国のみならず世界中で発生していることから、国は、国際的な蚊媒介感染症の発生及び流行の状況を常時把握し、必要に応じて、国民、特に海外へ渡航する者に注意喚起を行うとともに、新興の蚊媒介感染症については診断検査法を整備するなど、対策に努めるものとする。

第三 国内感染のまん延防止対策

一 (略)

二 国内発生時の対応

国内に常在しない蚊媒介感染症の国内感染症例が発生した場合、当該症例が発生した市町村、都道府県等及び国等の中で、迅速に情報共有を行うとともに、必要に応じ、住民等への注意喚起を実施することとする。

都道府県等は、国内感染症例については、可能な限り全ての症例に対して積極的疫学調査を実施し、国内で蚊媒介感染症にかかったと推定される場所（以下「推定感染地」という。）に関する情報を収集する。また、国や国立健康危機管理研究機構の協力を得つつ、必要に応じて、推定感染地の周辺の媒介蚊の密度調査等を実施することとする。積極的疫学調査の結果、他の都道府県等への情報提供を要すると判断した場合には、迅速に情報提供を行い、必要に応じ、他の都道府県等との間で連携を取りつつ、対策を講じることとする。また、蚊媒介感染症と診断された患者に対しては、病原体血症期の蚊の刺咬歴等を確認するとともに、医療機関と連携し、病原体血症期のまん延防止のための防蚊対策や献血の回避の重要性について指導することとする。

都道府県等は、国内の同一地点、同一期間又は同一集団内で複数の国内感染症例が発生すること、異なる患者の検体から分離された病原体の遺伝子配列が一致することなどにより、推定感染地がある程度特定された場合、現地における法第三十五条に基づく蚊の密度調査等の結果や、当該推定感染地が公園等の公共施設であるときは、利用者の状況等を踏まえ、蚊媒介感染症の感染が拡大する蓋然性の評価を実施する。さらに、都道府県等は、蚊媒介感染症の感染が拡大する蓋然性に関する評価の結果に応じ、法第二十八条に基づき施設等の管理者等や市町村への有効かつ適切な蚊の駆除の指示を行うとともに、当該推定感染地の管理者等や市町村と連携して、一定の区域の立入制限等を含む媒介蚊の対策を実施することとする。都道府県等及び市町村は、平時から殺虫剤の備蓄や散布機の整備について考慮し、市町村は、必要に応じて、都道府県の指示の下、有効かつ適切な蚊の駆除を行うこととする。なお、その際に事業者が委託する場合は、適切な知識及び技術を有すると判断される事業者を選定し、当該事業者との連携に努めることとする。

また、都道府県等及び市町村は、媒介蚊の密度調査等を実施する場合、当該調査等に従事する者が蚊媒介感染症にかかることを防止するための防蚊対策を徹底するものとする。

国民は、蚊媒介感染症の発生動向に留意するとともに、蚊媒介感染症に感染したものと診断された際は、医師や行政機関の助言に従い、病原体血症期においては、まん延防止のための防蚊対策を確実に実施して蚊に刺されないようにすること、献血を控えること、行政機関が実施する積極的疫学調査に協力することなど、感染の拡大の防止に必要な協力を行うよう努めることとする。

第四 医療の提供

一 (略)

二 診断及び治療体制の整備

一部の蚊媒感染症の国内感染症例は現時点ではまれな事例であることから、国は、診療に当たる医師が早期の診断と適切な治療を実施できるよう、他の感染症との鑑別診断や治療方針等について、診断から治療までに至る一連の手順等を示した手引を作成するとともに、日本医師会の協力を得つつ医師に周知する。また、国は、ジカウイルス感染症及びチクングニア熱を始めとする現時点では国内感染症例の報告がない蚊媒感染症についても、地域医療を担う医師が感染症の専門家に円滑に相談できるよう、国立健康危機管理研究機構、日本医師会、関係諸学会等と連携しつつ、協力体制の構築に努めるものとする。

三 医療関係者に対する普及啓発

国及び都道府県等は、日本医師会、国立健康危機管理研究機構を始めとする感染症指定医療機関等と連携し、医療機関に対して、蚊媒感染症の国内外での発生・流行状況に関する情報、輸入感染症例及び国内感染症例の疫学情報、媒介蚊や蚊媒感染症の診断・治療に関する知見、院内での防蚊対策の実施方法等について積極的に提供するものとする。

第五 研究開発の推進

一 基本的考え方

国及び国立健康危機管理研究機構は、蚊媒感染症の特性に応じた発生の予防及びまん延の防止のための対策を実施するとともに、良質かつ適切な医療を提供するため、必要な研究を推進することが重要である。

二 ワクチン等の研究開発の推進

デング熱及びチクングニア熱については、現在、ワクチンの実用化に向けた研究開発が進められているところである。国及び国立健康危機管理研究機構は、必要に応じて蚊媒感染症のワクチンの研究開発を推進していくものとする。また、蚊媒感染症について、迅速診断検査法の開発、媒介蚊を駆除すべき場所の選定方法、薬剤の選択や散布方法などを含めた有効かつ適切な媒介蚊の駆除方法の検討、薬剤によらない新たな媒介蚊の駆除方法の開発、地理情報システム(GIS)や植生図を活用した媒介蚊の分布調査、モニタリングシステムの構築など、蚊媒感染症への対策に資する研究を推進するものとする。

三 疫学研究の推進

国及び国立健康危機管理研究機構は、人及び環境における詳細なリスク因子の解明に関する研究、蚊媒感染症に罹患した場合における重症化の要因の究明に関する研究等を推進するものとする。

四 研究機関の連携体制の整備

国は、国立健康危機管理研究機構、地方衛生研究所等(地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第二十六条第二項に規定する地方衛生研究所等をいう)、大学等からなる研究機関の連携体制を整備し、それぞれの研究成果の相互活用を推進を図るものとする。

五 (略)

第四 医療の提供

一 (略)

二 診断及び治療体制の整備

一部の蚊媒感染症の国内感染症例は現時点ではまれな事例であることから、国は、診療に当たる医師が早期の診断と適切な治療を実施できるよう、他の感染症との鑑別診断や治療方針等について、診断から治療までに至る一連の手順等を示した手引を作成するとともに、日本医師会の協力を得つつ医師に周知する。また、国は、ジカウイルス感染症及びチクングニア熱を始めとする現時点では国内感染症例の報告がない蚊媒感染症についても、地域医療を担う医師が感染症の専門家に円滑に相談できるよう、国立研究開発法人国立国際医療研究センター(以下「国立国際医療研究センター」という。)、日本医師会、関係諸学会等と連携しつつ、協力体制の構築に努めるものとする。

三 医療関係者に対する普及啓発

国及び都道府県等は、日本医師会、国立国際医療研究センターを始めとする感染症指定医療機関等と連携し、医療機関に対して、蚊媒感染症の国内外での発生・流行状況に関する情報、輸入感染症例及び国内感染症例の疫学情報、媒介蚊や蚊媒感染症の診断・治療に関する知見、院内での防蚊対策の実施方法等について積極的に提供するものとする。

第五 研究開発の推進

一 基本的考え方

国は、蚊媒感染症の特性に応じた発生の予防及びまん延の防止のための対策を実施するとともに、良質かつ適切な医療を提供するため、必要な研究を推進することが重要である。

二 ワクチン等の研究開発の推進

デング熱及びチクングニア熱については、現在、ワクチンの実用化に向けた研究開発が進められているところである。国は、必要に応じて蚊媒感染症のワクチンの研究開発を推進していくものとする。また、蚊媒感染症について、迅速診断検査法の開発、媒介蚊を駆除すべき場所の選定方法、薬剤の選択や散布方法などを含めた有効かつ適切な媒介蚊の駆除方法の検討、薬剤によらない新たな媒介蚊の駆除方法の開発、地理情報システム(GIS)や植生図を活用した媒介蚊の分布調査、モニタリングシステムの構築など、蚊媒感染症への対策に資する研究を推進するものとする。

三 疫学研究の推進

国は、人及び環境における詳細なリスク因子の解明に関する研究、蚊媒感染症に罹患した場合における重症化の要因の究明に関する研究等を推進するものとする。

四 研究機関の連携体制の整備

国は、国立感染症研究所、国立国際医療研究センター、地方衛生研究所、大学等からなる研究機関の連携体制を整備し、それぞれの研究成果の相互活用を推進を図るものとする。

五 (略)

			第六 人材の養成 一 基本的考え方 蚊媒介感染症や媒介蚊に関する幅広い知識や技術を有する人材を養成することが必要である。 人材の養成に当たっては、国及び都道府県等のほか、国立健康危機管理研究機構等の研究機関及び感染症指定医療機関、大学、日本医師会、関係諸学会等の関係機関が連携し、研修を実施することが重要である。 二 (略) 三 医療分野における人材の養成 国及び都道府県等は、日本医師会、国立健康危機管理研究機構を始めとする感染症指定医療機関等の関係機関と連携し、蚊媒介感染症に対する医療に関して専門的知識を有する医師等の医療関係者の養成に努めることとする。 四 国による支援及び人材の養成 国は、国立健康危機管理研究機構、国立保健医療科学院等を通じて、都道府県等及び市町村に対して必要な支援を行うとともに、必要に応じて、都道府県等及び市町村が実施する研修の中核を担う人材の養成を行うものとする。 第七 国際的な連携 一 基本的考え方 国及び国立健康危機管理研究機構は、世界保健機関を始めとする国際機関や諸外国の政府機関との連携を強化することにより、我が国の蚊媒介感染症の対策の充実を図っていくことが重要である。 二 諸外国との情報交換の推進 国及び国立健康危機管理研究機構は、世界保健機関を始めとする国際機関や諸外国の政府機関へ情報発信するとともに、これらの機関との間で情報交換等を積極的に行うことにより、国際的な蚊媒介感染症の発生動向の把握、諸外国において効果を上げている対策の研究等に努め、国や研究者等との間において、蚊媒介感染症に関する研究や取組の成果等について、国際的な情報交換を推進するものとする。 三 国際機関への協力 蚊媒介感染症の流行国における対策を推進することは、国際的な保健水準の向上に貢献するのみならず、輸入感染症例の発生の低減につながり、ひいては、国内感染症例の発生の予防にも寄与することから、国及び国立健康危機管理研究機構は、世界保健機関を始めとする国際機関や諸外国の政府機関と連携しながら、国際的な蚊媒介感染症の対策の取組に関与し続けていく必要がある。 第八 (略)	
第十五条	医療法第六條の十一第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体の一部改正)	医療法第六條の十一第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体(平成二十七年厚生労働省告示第三百四十三号)の一部を次の表のように改正する。		
	改 正 後	改 正 前	(傍線部分は改正部分)	
医療法第六條の十一第二項の厚生労働大臣が定める団体は、公益社団法人日本医師会及び都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人たる医師会、公益社団法人日本歯科医師会及び都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人たる歯科医師会、公益社団法人日本薬剤師会及び都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人たる薬剤師会、一般社団法人日本病		医療法第六條の十一第二項の厚生労働大臣が定める団体は、公益社団法人日本医師会及び都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人たる医師会、公益社団法人日本歯科医師会及び都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人たる歯科医師会、公益社団法人日本薬剤師会及び都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人たる薬剤師会、一般社団法人日本病	第六 人材の養成 一 基本的考え方 蚊媒介感染症や媒介蚊に関する幅広い知識や技術を有する人材を養成することが必要である。 人材の養成に当たっては、国及び都道府県等のほか、国立感染症研究所等の研究機関、国立国際医療研究センターを始めとする感染症指定医療機関、大学、日本医師会、関係諸学会等の関係機関が連携し、研修を実施することが重要である。 二 (略) 三 医療分野における人材の養成 国及び都道府県等は、日本医師会、国立国際医療研究センターを始めとする感染症指定医療機関等の関係機関と連携し、蚊媒介感染症に対する医療に関して専門的知識を有する医師等の医療関係者の養成に努めることとする。 四 国による支援及び人材の養成 国は、国立感染症研究所、国立保健医療科学院等を通じて、都道府県等及び市町村に対して必要な支援を行うとともに、必要に応じて、都道府県等及び市町村が実施する研修の中核を担う人材の養成を行うものとする。 第七 国際的な連携 一 基本的考え方 国は、世界保健機関を始めとする国際機関や諸外国の政府機関との連携を強化することにより、我が国の蚊媒介感染症の対策の充実を図っていくことが重要である。 二 諸外国との情報交換の推進 国は、世界保健機関を始めとする国際機関や諸外国の政府機関へ情報発信するとともに、これらの機関との間で情報交換等を積極的に行うことにより、国際的な蚊媒介感染症の発生動向の把握、諸外国において効果を上げている対策の研究等に努め、国や研究者等との間において、蚊媒介感染症に関する研究や取組の成果等について、国際的な情報交換を推進するものとする。 三 国際機関への協力 蚊媒介感染症の流行国における対策を推進することは、国際的な保健水準の向上に貢献するのみならず、輸入感染症例の発生の低減につながり、ひいては、国内感染症例の発生の予防にも寄与することから、国は、世界保健機関を始めとする国際機関や諸外国の政府機関と連携しながら、国際的な蚊媒介感染症の対策の取組に関与し続けていく必要がある。 第八 (略)	

院薬剤師会、公益社団法人日本看護協会及び都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる看護協会、公益社団法人日本助産師会及び都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人たる助産師会、公益社団法人日本診療放射線技師会、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会、公益社団法人日本臨床工学技士会、一般社団法人日本病院会及びその会員が代表者である病院、公益社団法人全日本病院協会及びその会員が代表者である病院、一般社団法人日本医療法人協会、公益社団法人日本精神科病院協会、公益社団法人全国自治体病院協議会及びその会員が代表者である病院、一般社団法人全国医学部長病院長会議及びその会員が代表者である大学の医学部又は病院、公益財団法人日本医療機能評価機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立健康危機管理研究機構、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、国家公務員共済組合連合会、一般社団法人日本病理学会、特定非営利活動法人日本法医学会、一般社団法人日本血液学会、一般社団法人日本内分泌学会、一般社団法人日本内科学会、公益社団法人日本小児科学会、一般社団法人日本感染症学会、一般社団法人日本結核・非結核性抗酸菌症学会、一般財団法人日本消化器病学会、一般社団法人日本循環器学会、公益社団法人日本精神神経学会、一般社団法人日本外科学会、公益社団法人日本整形外科学会、公益社団法人日本産科婦人科学会、公益財団法人日本眼科学会、一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会、公益社団法人日本皮膚科学会、一般社団法人日本泌尿器科学会、特定非営利活動法人日本口腔科学会、公益社団法人日本医学放射線学会、日本ハンセン病学会、特定非営利活動法人日本気管食道科学会、一般社団法人日本アレルギー学会、公益社団法人日本化学療法学会、公益社団法人日本麻酔科学会、一般社団法人日本胸部外科学会、一般社団法人日本脳神経外科学会、一般社団法人日本輸血・細胞治療学会、一般社団法人日本糖尿病学会、一般社団法人日本神経学会、一般社団法人日本老年医学会、公益社団法人日本リハビリテーション医学会、一般社団法人日本呼吸器学会、一般社団法人日本腎臓学会、一般社団法人日本リウマチ学会、公益社団法人日本生体医工学学会、日本先天異常学会、一般社団法人日本小児外科学会、一般社団法人日本形成外科学会、一般社団法人日本熱帯医学学会、一般社団法人日本小児人工臓器学会、一般社団法人日本消化器外科学会、一般社団法人日本臨床検査医学会、一般社団法人日本核医学学会、一般社団法人日本救急医学学会、一般社団法人日本心身医学会、一般社団法人日本消化器内視鏡学会、一般社団法人日本移植学会、特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会、一般社団法人日本リンパ網内系学会、一般社団法人日本大腸肛門病学会、公益社団法人日本超音波医学学会、一般社団法人日本動脈硬化学会、特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会、一般社団法人日本集中治療医学会、一般社団法人日本臨床薬理学会、特定非営利活動法人日本高血圧学会、公益社団法人日本肥満学会、一般社団法人日本透析医学会、特定非営利活動法人日本内視鏡外科学会、特定非営利活動法人日本肥満学会、一般社団法人日本血栓止血学会、特定非営利活動法人日本血管外科学会、特定非営利活動法人日本レーザー医学会、公益社団法人日本臨床腫瘍学会、特定非営利活動法人日本呼吸器内視鏡学会、一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会、一般社団法人日本脊椎脊髄病学会、特定非営利活動法人日本緩和医療学会、公益社団法人日本放射線腫瘍学会、一般社団法人日本熱傷

院薬剤師会、公益社団法人日本看護協会及び都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる看護協会、公益社団法人日本助産師会及び都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人たる助産師会、公益社団法人日本診療放射線技師会、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会、公益社団法人日本臨床工学技士会、一般社団法人日本病院会及びその会員が代表者である病院、公益社団法人全日本病院協会及びその会員が代表者である病院、一般社団法人日本医療法人協会、公益社団法人日本精神科病院協会、公益社団法人全国自治体病院協議会及びその会員が代表者である病院、一般社団法人全国医学部長病院長会議及びその会員が代表者である大学の医学部又は病院、公益財団法人日本医療機能評価機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、国家公務員共済組合連合会、一般社団法人日本病理学会、特定非営利活動法人日本法医学会、一般社団法人日本血液学会、一般社団法人日本内分泌学会、一般社団法人日本内科学会、公益社団法人日本小児科学会、一般社団法人日本感染症学会、一般社団法人日本結核・非結核性抗酸菌症学会、一般財団法人日本消化器病学会、一般社団法人日本循環器学会、公益社団法人日本精神神経学会、一般社団法人日本外科学会、公益社団法人日本整形外科学会、公益社団法人日本産科婦人科学会、公益財団法人日本眼科学会、一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会、公益社団法人日本皮膚科学会、一般社団法人日本泌尿器科学会、特定非営利活動法人日本口腔科学会、公益社団法人日本医学放射線学会、日本ハンセン病学会、特定非営利活動法人日本気管食道科学会、一般社団法人日本アレルギー学会、公益社団法人日本化学療法学会、公益社団法人日本麻酔科学会、一般社団法人日本胸部外科学会、一般社団法人日本脳神経外科学会、一般社団法人日本輸血・細胞治療学会、一般社団法人日本糖尿病学会、一般社団法人日本神経学会、一般社団法人日本老年医学会、公益社団法人日本リハビリテーション医学会、一般社団法人日本呼吸器学会、一般社団法人日本腎臓学会、一般社団法人日本リウマチ学会、公益社団法人日本生体医工学学会、日本先天異常学会、一般社団法人日本小児外科学会、一般社団法人日本形成外科学会、一般社団法人日本熱帯医学学会、一般社団法人日本小児人工臓器学会、一般社団法人日本消化器外科学会、一般社団法人日本臨床検査医学会、一般社団法人日本核医学学会、一般社団法人日本救急医学学会、一般社団法人日本心身医学会、一般社団法人日本消化器内視鏡学会、一般社団法人日本移植学会、特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会、一般社団法人日本リンパ網内系学会、一般社団法人日本大腸肛門病学会、公益社団法人日本超音波医学学会、一般社団法人日本動脈硬化学会、特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会、一般社団法人日本集中治療医学会、一般社団法人日本臨床薬理学会、特定非営利活動法人日本高血圧学会、公益社団法人日本肥満学会、一般社団法人日本透析医学会、特定非営利活動法人日本内視鏡外科学会、特定非営利活動法人日本肥満学会、一般社団法人日本血栓止血学会、特定非営利活動法人日本血管外科学会、特定非営利活動法人日本レーザー医学会、公益社団法人日本臨床腫瘍学会、特定非営利活動法人日本呼吸器内視鏡学会、一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会、一般社団法人日本脊椎脊髄病学会、特定非営利活動法人日本緩和医療学会、公益社団法人日本放射線腫瘍学会、一

学会、特定非営利活動法人日本小児循環器学会、一般社団法人日本磁気共鳴医学会、特定非営利活動法人日本肺病学会、一般社団法人日本胃癌学会、一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会、一般社団法人日本ペインクリニック学会、一般社団法人日本病態栄養学会、一般社団法人日本災害医学会、一般社団法人日本臨床栄養代謝学会、一般社団法人日本再生医療学会、一般社団法人日本インターベンショナルラジオロジー学会、一般社団法人日本内分沁外科学会、公益社団法人日本婦人科腫瘍学会、一般社団法人日本肝胆膵外科学会、特定非営利活動法人日本食道学会、一般社団法人日本美容外科学会（Japan Society of Aesthetic Surgery）、一般社団法人日本美容外科学会（JAPAN SOCIETY OF AESTHETIC SURGERY）、日本歯科医学会、一般社団法人日本医療薬学会、一般社団法人日本看護系学会協議会の社員である学会、一般社団法人医療の質・安全学会、一般社団法人医療安全全国共同行動並びに一般社団法人日本医療安全学会とする。														
（肝炎対策の推進に関する基本的な指針の一部改正） 第十六条 肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成二十八年厚生労働省告示第二百七十八号）の一部を次の表のように改正する。														
<table><tr><td>改</td><td>正</td><td>後</td></tr><tr><td colspan="3"> （略） 第一・第二（略） 第三 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項 （1）（略） （2）今後取組が必要な事項について ア エ（略） オ 国、国立健康危機管理研究機構の肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という）、地方公共団体、拠点病院等は、相互に連携を図りながら、肝炎ウイルス検査の受検前及び結果通知時において、受検者各自が、病態、治療及び予防について正しく認識できるよう、肝炎の病態、治療及び予防に関する情報について、受検者等への普及啓発を行う。 カ キ（略） 第四 第九（略） </td></tr><tr><td>改</td><td>正</td><td>前</td></tr><tr><td colspan="3"> （略） 第一・第二（略） 第三 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項 （1）（略） （2）今後取組が必要な事項について ア エ（略） オ 国、国立健康危機管理研究機構の肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という）、地方公共団体、拠点病院等は、相互に連携を図りながら、肝炎ウイルス検査の受検前及び結果通知時において、受検者各自が、病態、治療及び予防について正しく認識できるよう、肝炎の病態、治療及び予防に関する情報について、受検者等への普及啓発を行う。 カ キ（略） 第四 第九（略） </td></tr></table>			改	正	後	（略） 第一・第二（略） 第三 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項 （1）（略） （2）今後取組が必要な事項について ア エ（略） オ 国、国立健康危機管理研究機構の肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という）、地方公共団体、拠点病院等は、相互に連携を図りながら、肝炎ウイルス検査の受検前及び結果通知時において、受検者各自が、病態、治療及び予防について正しく認識できるよう、肝炎の病態、治療及び予防に関する情報について、受検者等への普及啓発を行う。 カ キ（略） 第四 第九（略）			改	正	前	（略） 第一・第二（略） 第三 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項 （1）（略） （2）今後取組が必要な事項について ア エ（略） オ 国、国立健康危機管理研究機構の肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という）、地方公共団体、拠点病院等は、相互に連携を図りながら、肝炎ウイルス検査の受検前及び結果通知時において、受検者各自が、病態、治療及び予防について正しく認識できるよう、肝炎の病態、治療及び予防に関する情報について、受検者等への普及啓発を行う。 カ キ（略） 第四 第九（略）		
改	正	後												
（略） 第一・第二（略） 第三 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項 （1）（略） （2）今後取組が必要な事項について ア エ（略） オ 国、国立健康危機管理研究機構の肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という）、地方公共団体、拠点病院等は、相互に連携を図りながら、肝炎ウイルス検査の受検前及び結果通知時において、受検者各自が、病態、治療及び予防について正しく認識できるよう、肝炎の病態、治療及び予防に関する情報について、受検者等への普及啓発を行う。 カ キ（略） 第四 第九（略）														
改	正	前												
（略） 第一・第二（略） 第三 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項 （1）（略） （2）今後取組が必要な事項について ア エ（略） オ 国、国立健康危機管理研究機構の肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という）、地方公共団体、拠点病院等は、相互に連携を図りながら、肝炎ウイルス検査の受検前及び結果通知時において、受検者各自が、病態、治療及び予防について正しく認識できるよう、肝炎の病態、治療及び予防に関する情報について、受検者等への普及啓発を行う。 カ キ（略） 第四 第九（略）														
（後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の一部改正） 第十七条 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成三十年厚生労働省告示第九号）の一部を次の表のように改正する。														
<table><tr><td>改</td><td>正</td><td>後</td></tr><tr><td colspan="3"> （略） 第一 原因の究明 一 基本的考え方 国及び都道府県等は、感染者等の人権及び個人の情報保護に十分に配慮した上で、<u>国立健康危機管理研究機構、研究班（厚生労働科学研究費補助金等）</u>に関する研究班をいう。以下同じ。及びNGO等と協力し、感染者等に関する情報の収集に努め、感染の予防及び良質かつ適切な医療の提供を行うための施策を立案及び実行することが重要である。 二 四（略） </td></tr><tr><td>改</td><td>正</td><td>前</td></tr><tr><td colspan="3"> （略） 第一 原因の究明 一 基本的考え方 国及び都道府県等は、感染者等の人権及び個人の情報保護に十分に配慮した上で、<u>国立感染症研究所、研究班（厚生労働科学研究費補助金等）</u>に関する研究班をいう。以下同じ。及びNGO等と協力し、感染者等に関する情報の収集に努め、感染の予防及び良質かつ適切な医療の提供を行うための施策を立案及び実行することが重要である。 二 四（略） </td></tr></table>			改	正	後	（略） 第一 原因の究明 一 基本的考え方 国及び都道府県等は、感染者等の人権及び個人の情報保護に十分に配慮した上で、<u>国立健康危機管理研究機構、研究班（厚生労働科学研究費補助金等）</u>に関する研究班をいう。以下同じ。及びNGO等と協力し、感染者等に関する情報の収集に努め、感染の予防及び良質かつ適切な医療の提供を行うための施策を立案及び実行することが重要である。 二 四（略）			改	正	前	（略） 第一 原因の究明 一 基本的考え方 国及び都道府県等は、感染者等の人権及び個人の情報保護に十分に配慮した上で、<u>国立感染症研究所、研究班（厚生労働科学研究費補助金等）</u>に関する研究班をいう。以下同じ。及びNGO等と協力し、感染者等に関する情報の収集に努め、感染の予防及び良質かつ適切な医療の提供を行うための施策を立案及び実行することが重要である。 二 四（略）		
改	正	後												
（略） 第一 原因の究明 一 基本的考え方 国及び都道府県等は、感染者等の人権及び個人の情報保護に十分に配慮した上で、<u>国立健康危機管理研究機構、研究班（厚生労働科学研究費補助金等）</u>に関する研究班をいう。以下同じ。及びNGO等と協力し、感染者等に関する情報の収集に努め、感染の予防及び良質かつ適切な医療の提供を行うための施策を立案及び実行することが重要である。 二 四（略）														
改	正	前												
（略） 第一 原因の究明 一 基本的考え方 国及び都道府県等は、感染者等の人権及び個人の情報保護に十分に配慮した上で、<u>国立感染症研究所、研究班（厚生労働科学研究費補助金等）</u>に関する研究班をいう。以下同じ。及びNGO等と協力し、感染者等に関する情報の収集に努め、感染の予防及び良質かつ適切な医療の提供を行うための施策を立案及び実行することが重要である。 二 四（略）														

第二 発生の予防及びまん延の防止 一 (略) 二 普及啓発及び教育 1・2 (略) 3 医療従事者等に対する教育 医療・介護の現場では、標準感染予防策をとることが、感染制御の観点から重要である。国立健康危機管理研究機構のエイズ治療・研究開発センター(以下「ACC」という。)は、医療従事者等に対する最新の知見の普及に当たって、中心的役割を担うとともに、国及び都道府県等は、ACC、地方ブロック拠点病院、中核拠点病院及びエイズ治療拠点病院との連携の下、全ての医療機関、介護施設等において感染者等への対応が可能となるよう、医療従事者等に対する教育を継続する必要がある。 4 (略) 三 (略) 第三 (略) 第四 研究開発の推進 一 基本的考え方 国、都道府県等及び国立健康危機管理研究機構は、感染者等への良質かつ適切な医療の提供等を充実していくため、感染の拡大の抑制やより良質かつ適切な医療の提供につながるような研究を行っていくべきである。特に、各種指針等の作成等のための研究は、国において優先的に考慮されるべきであり、研究の方向性を検討する際には、発生動向を踏まえ、各研究班からの研究成果を定期的に確認することが重要である。 また、国は、長期的展望に立ち、継続性のある研究を推進するとともに、若手研究者の育成及び研究者の安定した研究継続のための環境整備を支援していく必要がある。 二 医薬品等の研究開発 国及び国立健康危機管理研究機構は、ワクチン、HIV根治療法、抗HIV薬並びにゲノム医療を活用した治療法、診断法及び検査法の開発に向けた研究を強化するとともに、研究目標については戦略的に設定することが重要である。この場合、研究環境を充実させることが前提であり、そのためには、関係各方面の若手の研究者の参入を促すことが重要である。 また、HIV感染症・エイズの予防及びまん延の防止の方法として、HIVの感染の危険性が高い人々に対する抗HIV薬の曝露前予防投与が有用であることが、近年海外において報告されている。したがって、我が国においてもこれらの人々に対する曝露前予防投与を行うことが適当かどうかに関して研究を進める必要がある。 三 (略) 第五 国際的な連携 一 基本的考え方 国及び国立健康危機管理研究機構は、政府間、研究者間及びNGO等間の情報交換の機会を拡大し、感染の予防、治療法の開発、感染者等の置かれた社会的状況等に関する国際的な情報交流を推進し、日本のHIV対策に活かしていくことが重要である。 二・三 (略) 第六・第七 (略)	第二 発生の予防及びまん延の防止 一 (略) 二 普及啓発及び教育 1・2 (略) 3 医療従事者等に対する教育 医療・介護の現場では、標準感染予防策をとることが、感染制御の観点から重要である。国立研究開発法人国立国際医療研究センターエイズ治療・研究開発センター(以下「ACC」という。)は、医療従事者等に対する最新の知見の普及に当たって、中心的役割を担うとともに、国及び都道府県等は、ACC、地方ブロック拠点病院、中核拠点病院及びエイズ治療拠点病院との連携の下、全ての医療機関、介護施設等において感染者等への対応が可能となるよう、医療従事者等に対する教育を継続する必要がある。 4 (略) 三 (略) 第三 (略) 第四 研究開発の推進 一 基本的考え方 国及び都道府県等は、感染者等への良質かつ適切な医療の提供等を充実していくため、感染の拡大の抑制やより良質かつ適切な医療の提供につながるような研究を行っていくべきである。特に、各種指針等の作成等のための研究は、国において優先的に考慮されるべきであり、研究の方向性を検討する際には、発生動向を踏まえ、各研究班からの研究成果を定期的に確認することが重要である。 また、国は、長期的展望に立ち、継続性のある研究を推進するとともに、若手研究者の育成及び研究者の安定した研究継続のための環境整備を支援していく必要がある。 二 医薬品等の研究開発 国は、ワクチン、HIV根治療法、抗HIV薬並びにゲノム医療を活用した治療法、診断法及び検査法の開発に向けた研究を強化するとともに、研究目標については戦略的に設定することが重要である。この場合、研究環境を充実させることが前提であり、そのためには、関係各方面の若手の研究者の参入を促すことが重要である。 また、HIV感染症・エイズの予防及びまん延の防止の方法として、HIVの感染の危険性が高い人々に対する抗HIV薬の曝露前予防投与が有用であることが、近年海外において報告されている。したがって、我が国においてもこれらの人々に対する曝露前予防投与を行うことが適当かどうかに関して研究を進める必要がある。 三 (略) 第五 国際的な連携 一 基本的考え方 国は、政府間、研究者間及びNGO等間の情報交換の機会を拡大し、感染の予防、治療法の開発、感染者等の置かれた社会的状況等に関する国際的な情報交流を推進し、日本のHIV対策に活かしていくことが重要である。 二・三 (略) 第六・第七 (略)
--	--

(日本薬局方の一部改正)
第十八条 日本薬局方(令和三年厚生労働省告示第二百二十号)の一部を次のように改正する。
本則中「国立感染症研究所」を「国立健康危機管理研究機構」に改める。
(医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の一部改正)
第十九条 医療費適正化に関する施策についての基本的な方針(令和五年厚生労働省告示第二百三十四号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
はじめに (略)			はじめに (略)		
第 1 都道府県医療費適正化計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項			第 1 都道府県医療費適正化計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項		
一 (略)			一 (略)		
二 計画の内容に関する基本的事項			二 計画の内容に関する基本的事項		
1・2 (略)			1・2 (略)		
3 目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項			3 目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項		
第四期都道府県医療費適正化計画において、1及び2で設定した目標値の達成のために、都道府県が講ずることが必要な施策としては、以下のものが考えられる。			第四期都道府県医療費適正化計画において、1及び2で設定した目標値の達成のために、都道府県が講ずることが必要な施策としては、以下のものが考えられる。		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 医療の効率的な提供の推進			(2) 医療の効率的な提供の推進		
①～③ (略)			①～③ (略)		
④ 医療資源の効率的・効率的な活用			④ 医療資源の効率的・効率的な活用		
医療資源の効果的かつ効率的な活用については、個別の診療行為としては医師の判断に基づき必要な場合があること、地域の医療提供体制の現状を踏まえると診療行為を行うことが困難であること等の事情が考えられるため、医療関係者と連携して取り組むことが重要である。都道府県は、保険者協議会等において、地域における医療サービスの提供状況を把握するとともに、住民や医療関係者に対する普及啓発等について検討し、実施することが考えられる。			医療資源の効果的かつ効率的な活用については、個別の診療行為としては医師の判断に基づき必要な場合があること、地域の医療提供体制の現状を踏まえると診療行為を行うことが困難であること等の事情が考えられるため、医療関係者と連携して取り組むことが重要である。都道府県は、保険者協議会等において、地域における医療サービスの提供状況を把握するとともに、住民や医療関係者に対する普及啓発等について検討し、実施することが考えられる。		
効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療については、急性気道感染症や急性下痢症に対する抗菌薬処方の適正化に取り組むことが考えられる。抗菌薬については、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2016―2020）」（平成28年4月5日国際的に脅威となる感染症対策閣僚会議決定）に基づく取組によってその使用量が減少してきており、今後は「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023―2027）」（令和5年4月7日国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係閣僚会議決定）に基づき、その適正使用に向けて更なる取組が進められていくところである。地域の抗菌薬処方の現状及び動向については、国が提供するデータに加えて、 <u>国立健康危機管理研究機構による「薬剤耐性ワンプヘルス動向調査」</u> の結果により把握することが可能であり、これを踏まえ、都道府県においては、AMR臨床リファレンスセンターが提供する資料等を活用した住民に対する抗菌薬の適正使用等に関する普及啓発や、医療関係者に対する「抗微生物薬適正使用の手引き 第二版（令和元年12月）の周知等を行うことが考えられる。			効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療については、急性気道感染症や急性下痢症に対する抗菌薬処方の適正化に取り組むことが考えられる。抗菌薬については、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2016―2020）」（平成28年4月5日国際的に脅威となる感染症対策閣僚会議決定）に基づく取組によってその使用量が減少してきており、今後は「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023―2027）」（令和5年4月7日国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係閣僚会議決定）に基づき、その適正使用に向けて更なる取組が進められていくところである。地域の抗菌薬処方の現状及び動向については、国が提供するデータに加えて、 <u>国立国際医療研究センターによる「薬剤耐性ワンプヘルス動向調査」</u> の結果により把握することが可能であり、これを踏まえ、都道府県においては、AMR臨床リファレンスセンターが提供する資料等を活用した住民に対する抗菌薬の適正使用等に関する普及啓発や、医療関係者に対する「抗微生物薬適正使用の手引き 第二版（令和元年12月）の周知等を行うことが考えられる。		

(傍線部分は改正部分)

医療資源の投入量に地域差のある医療については、外来での実施状況に地域差があることが指摘されている白内障手術や外来化学療法の適正化に取り組むことが考えられる。例えば、がん患者が、病態や生活背景等、それぞれの状況に応じた適切かつ安全な薬物療法を外来でも受けられるようにすることで、患者とその家族等の療養生活の質の向上につながるるとともに、結果として病床のより効率的な活用にもつながることが期待されるため、専門的な治療を実施する医療従事者や外来での治療の実施に必要な施設の不足、患者の医療機関へのアクセスといった地域の実情について分析した上で、地域医療介護総合確保基金（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第6条の基金をいう。以下同じ。）等を活用して、不足している診療科の医師確保支援、がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備や医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の整備等を行うことが考えられる。また、リファイル処方箋については、保険者、都道府県、医師、薬剤師などの必要な取組を検討し、実施することにより活用を進める必要がある。その際、分割調剤等その他の長期処方も併せて、地域の実態を確認しながら取り組むことが考えられる。	
⑤（略） 4～9（略） 三（略） 第2～第5（略）	⑤（略） 4～9（略） 三（略） 第2～第5（略）

（医療法第三十条の十二の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者の一部改正）

第二十条 医療法第三十条の十二の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者（令和六年厚生労働省告示第百六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改	正	後	改	正	前
一・二（略） 三 国立健康危機管理研究機構 四（略）			一・二（略） 三 独立行政法人国立病院機構 四（略）		

附 則

（適用期日）

1 この告示は、令和七年四月一日から適用する。
（経過措置）

2 この告示の適用前にこの告示による廃止前の国立感染症研究所試験検査依頼規程及び国立感染症研究所製品交付規程の規定により国立感染症研究所に対しされている依頼、申請その他の行為であつて、国立健康危機管理研究機構法附則第十二条第一項の規定により国立健康危機管理研究機構が承継することとなる権利及び義務に係るものは、この告示の適用後は、廃止前のこれらの告示の規定により国立健康危機管理研究機構に対しされている依頼、申請その他の行為とみなす。

読替表

「日本DMA T活動要領について」（平成 18 年 4 月 7 日付け医政指発第 0407001 号）

読替前	読替後
I 概要 1. (略) 2. 運用の基本方針 (略) ・ 厚生労働省は、通常時にDMA T活動要領を策定するとともに、標準化された研修・訓練の実施及びDMA Tを構成する要員の認証・登録により、DMA Tの質の維持及び向上を図る。また、厚生労働省は、災害時に、初動期からの積極的な情報収集等により都道府県に対し必要な支援を行うものとし、DMA Tの活動に関わる情報集約、総合調整、関連省庁との必要な調整及び被災地域外の都道府県等に対するDMA Tの派遣要請を行う。厚生労働省は、災害時に被災地域の都道府県が管内のDMA T指定医療機関に対しDMA Tの派遣要請を行わない場合において、緊急の必要があると認めるときは、当該都道府県に対し、管内のDMA T指定医療機関にDMA Tの派遣要請を行うよう求めることができる。これらの通常時及び災害時の対応を円滑に行うため、厚生労働省は<u>独立行政法人国立病院機構本部</u>にDMA T事務局を設置する。 (略)	I 概要 1. (略) 2. 運用の基本方針 (略) ・ 厚生労働省は、通常時にDMA T活動要領を策定するとともに、標準化された研修・訓練の実施及びDMA Tを構成する要員の認証・登録により、DMA Tの質の維持及び向上を図る。また、厚生労働省は、災害時に、初動期からの積極的な情報収集等により都道府県に対し必要な支援を行うものとし、DMA Tの活動に関わる情報集約、総合調整、関連省庁との必要な調整及び被災地域外の都道府県等に対するDMA Tの派遣要請を行う。厚生労働省は、災害時に被災地域の都道府県が管内のDMA T指定医療機関に対しDMA Tの派遣要請を行わない場合において、緊急の必要があると認めるときは、当該都道府県に対し、管内のDMA T指定医療機関にDMA Tの派遣要請を行うよう求めることができる。これらの通常時及び災害時の対応を円滑に行うため、厚生労働省は<u>国立健康危機管理研究機構</u>にDMA T事務局を設置する。 (略)

別紙 6 の読替表により読み替えて適用する通知の一覧

1. 「ウイルス行政検査について」（平成 12 年 5 月 8 日付け健医感発第 43 号各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長宛て厚生労働省保険医療局結核感染症課長通知）
2. 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条に基づく類鼻疽の届出事例について」（平成 22 年 2 月 5 日付け各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長宛て厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）
3. 「カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症に関する Q & A について」（平成 22 年 5 月 21 日付け各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）宛て厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）
4. 「ダニ媒介脳炎に関する Q & A について」（平成 22 年 6 月 14 日付け各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長宛て厚生労働省健康局結核課事務連絡）
5. 「ボレリア・ミヤモトイによる回帰熱の国内症例の確認及びライム病を含むボレリア感染症の病原体診断検査について（情報提供及び協力依頼）」（平成 25 年 9 月 3 日付け健感発 0903 第 1 号各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）宛て厚生労働省健康局結核感染症課長通知）
6. 「デング熱の国内感染疑いの症例について（情報提供及び協力依頼）」（平成 26 年 1 月 10 日健感発 0110 第 1 号各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛て厚生労働省健康局結核感染症課長通知）
7. 「E 型肝炎発生届受理時の検体の確保等について」（平成 28 年 8 月 16 日付け健感発 0816 第 3 号、生食監発 0816 第 2 号各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛て厚生労働省健康局結核感染症課長、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長通知）
8. 「中東呼吸器症候群（MERS）の国内発生時の対応に関する Q & A について（一部改正）」（平成 29 年 7 月 7 日付け各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部局宛て厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）
9. 「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に係る注意喚起について」（平成 29 年 7 月 24 日付け健感発 0724 第 1 号公益社団法人日本医師会会長宛て厚生労働省健康結核感染症課長通知）
10. 「コリネバクテリウム・ウルセランスによるジフテリア様症状を呈する感染症患者に関する情報について」（平成 30 年 1 月 10 日付け健感発 0110 第 2 号各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長宛て厚生労働省健康局結核感染症課長通知）
11. 「A 型肝炎発生届受理時の検体の確保等について」（平成 31 年 2 月 6 日付け健感発 0206 第 1 号薬生食監発 0206 第 2 号各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛て厚生労働省健康局結核感染症課長、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視完全課長通知）

12. 「一類感染症に係る患者及び検体の搬送について」（平成 31 年 3 月 25 日付け各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛て厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）
13. 「類鼻疽に関する周知啓発について」（令和 3 年 12 月 27 日付け各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）宛て厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）
14. 「エムボックスに関する情報提供及び協力依頼について」（令和 4 年 5 月 20 日付け各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）
15. 「医療法第 6 条の 11 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体」の一部改正について（周知依頼）」（令和 4 年 12 月 7 日付け各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）宛て厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室事務連絡）
16. 「2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に伴う感染症サーベイランスの取組強化について」（令和 6 年 9 月 6 日付け各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）宛て厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）
17. 「「病原体検出マニュアル（動物由来検体）」の作成について」（令和 6 年 10 月 9 日付け感感発 1009 第 1 号各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛て厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）
18. 「侵襲性 A 群溶血性連鎖球菌感染症に係る研究について（協力依頼）」（令和 6 年 12 月 3 日付け厚生労働科学研究費補助金（振興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業）「成人の侵襲性細菌感染症サーベイランスの強化のための研究」地方公共団体宛て厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）
19. 「エコーウイルス 11 型（E-11）感染症の実態把握について（協力依頼）」（令和 7 年 2 月 6 日付け各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）宛て厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）

読替表

1. 「ウイルス行政検査について」（平成 12 年 5 月 8 日付け健医感発第 43 号各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長宛て厚生労働省保健医療局結核感染症課長通知）

読替前	読替後
今般、<u>国立感染症研究所長</u>へ行政検査を依頼する際の厚生省保健医療局長あての検査依頼通知を当課経由としていた事務処理を改め、今後は当課を経由することなく直接、<u>国立感染症研究所長</u>あてに検査依頼をすることとし、検査結果通知までの事務処理の効率化を図るとともに、今後のウイルス行政検査については下記により取り扱うこととしたので、管下関係機関に対して周知徹底をお願いしたい。 記 1 検査の対象 ウイルスの行政検査の対象は、次のとおりとする。 (1) <u>地方衛生研究所</u>において実施不可能な検査で特に病原体の分離同定を必要とする検査 (2) 感染症発生に際し、特に結核感染症課長が実施を指示した検査 2 検査の依頼及び検体の送付 (1) 行政検査を依頼しようとするときは、<u>地方衛生研究所等</u>の所長又は当該検査を所管する部局の長以上の者の公印の押印された別紙様式とともに検体を直接、<u>国立感染症研究所長</u>あてに送付すること。 (2) （略） (3) (1)の送付先は<u>国立感染症研究所総務部業務課</u>あてとすること。 3 検査の選択 行政検査の依頼があった場合において、検査を効率的に行うために検体及び検査種類の選択を行なうことがある。 4 検査の拒絶 行政検査の依頼があった場合において、<u>国立感染症研究所長</u>が検査を行うことができない場合又は検査を行うことが不適当であると認めたときは、その依頼に応じないことがある。	今般、<u>国立健康危機管理研究機構理事長</u>へ行政検査を依頼する際の厚生省保健医療局長あての検査依頼通知を当課経由としていた事務処理を改め、今後は当課を経由することなく直接、<u>国立健康危機管理研究機構理事長</u>あてに検査依頼をすることとし、検査結果通知までの事務処理の効率化を図るとともに、今後のウイルス行政検査については下記により取り扱うこととしたので、管下関係機関に対して周知徹底をお願いしたい。 記 1 検査の対象 ウイルスの行政検査の対象は、次のとおりとする。 (1) <u>地方衛生研究所等</u>において実施不可能な検査で特に病原体の分離同定を必要とする検査 (2) 感染症発生に際し、特に結核感染症課長が実施を指示した検査 2 検査の依頼及び検体の送付 (1) 行政検査を依頼しようとするときは、<u>地方衛生研究所等</u>の所長又は当該検査を所管する部局の長以上の者の公印の押印された別紙様式とともに検体を直接、<u>国立健康危機管理研究機構理事長</u>あてに送付すること。 (2) （略） (3) (1)の送付先は<u>国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所総務部業務課</u>あてとすること。 3 検査の選択 行政検査の依頼があった場合において、検査を効率的に行うために検体及び検査種類の選択を行なうことがある。 4 検査の拒絶 行政検査の依頼があった場合において、<u>国立健康危機管理研究機構理事長</u>が検査を行うことができない場合又は検査を行うことが不適当であると認めたときは、その依頼に応じないこと

5 検査結果の通知 <u>国立感染症研究所</u>は検査成績書に基づいてその検査結果を依頼した者に通知するものとする。 別添様式 ウイルス行政検査依頼書 1～5（略） 上記のとおり検査を依頼します。 平成年月日 氏名（職氏名）印 <u>国立感染症研究所</u>長殿 様式 1 検体送付表（1） （略） 備考 1 被験者が10名までの場合にはこの用紙を使用し、被検者1名に1枚記入して下さい。 2※1は<u>国立感染症研究所</u>にて記入します。 3※2の患者番号と患者氏名等患者の個人情報との対照対応表は、依頼機関で作成して保管して下さい。 4※3は、発病年月日における満年齢を記入して下さい。 5被検材料についての検査で特に希望する事項がありましたら連絡事項に記入して下さい。できる限り希望にそった検査をすすめます。 6記入の際は黒インク、ボールペンでお願いします。 様式 2 検体送付表（2） （略） 備考 1 この用紙は10名以上の場合に限り使用して下さい。 2※1は<u>国立感染症研究所</u>にて記入します。	がある。 5 検査結果の通知 <u>国立健康危機管理研究機構</u>理事長は検査成績書に基づいてその検査結果を依頼した者に通知するものとする。 別添様式 ウイルス行政検査依頼書 1～5（略） 上記のとおり検査を依頼します。 平成年月日 氏名（職氏名）印 <u>国立健康危機管理研究機構</u>理事長殿 様式 1 検体送付表（1） （略） 備考 1 被験者が10名までの場合にはこの用紙を使用し、被検者1名に1枚記入して下さい。 2※1は<u>国立健康危機管理研究機構</u>にて記入します。 3※2の患者番号と患者氏名等患者の個人情報との対照対応表は、依頼機関で作成して保管して下さい。 4※3は、発病年月日における満年齢を記入して下さい。 5被検材料についての検査で特に希望する事項がありましたら連絡事項に記入して下さい。できる限り希望にそった検査をすすめます。 6記入の際は黒インク、ボールペンでお願いします。 様式 2 検体送付表（2） （略） 備考 1 この用紙は10名以上の場合に限り使用して下さい。 2※1は<u>国立健康危機管理研究機構</u>にて記入します。
--	---

3※2の患者番号と患者氏名等患者の個人情報との対応表は、依頼機関で作成して保管して下さい。 4※3は、発病年月日における満年齢を記入して下さい。 5記入の際は黒インク、ボールペンでお願いします。 (略) 様式3 同定依頼票 (略) 備考 1※1は<u>国立感染症研究所</u>にて記入します。 2※2の患者番号と患者氏名等患者の個人情報との対照対応表は、依頼機関で作成して保管して下さい。検査希望事項（ウイルスの種類など）がありましたら連絡事項に記入して下さい。 3※3は、発病年月日における満年齢を記入して下さい。 4被検材料1件につき必ず1枚記入し、流行などで多数の場合はこれに準じて記入して下さい。 5記入の際は黒インク、ボールペンでお願いします。	3※2の患者番号と患者氏名等患者の個人情報との対応表は、依頼機関で作成して保管して下さい。 4※3は、発病年月日における満年齢を記入して下さい。 5記入の際は黒インク、ボールペンでお願いします。 (略) 様式3 同定依頼票 (略) 備考 1※1は<u>国立健康危機管理研究機構</u>にて記入します。 2※2の患者番号と患者氏名等患者の個人情報との対照対応表は、依頼機関で作成して保管して下さい。検査希望事項（ウイルスの種類など）がありましたら連絡事項に記入して下さい。 3※3は、発病年月日における満年齢を記入して下さい。 4被検材料1件につき必ず1枚記入し、流行などで多数の場合はこれに準じて記入して下さい。 5記入の際は黒インク、ボールペンでお願いします。
---	---

2. 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条に基づく類鼻疽の届出事例について」（平成22年2月5日付け各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）宛て厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）

読替前	読替後
(略) 記 1. (略) 2. 病原体診断等に関する問い合わせ先 <u>国立感染症研究所村山庁舎 細菌第二部 担当：堀野敦子、山根一和</u> 電話番号：042-561-0771 3. (略)	(略) 記 1. (略) 2. 病原体診断等に関する問い合わせ先 <u>国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所 細菌第二部</u> 電話番号：042-561-0771 3. (略)

3. 「カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症に関するQ&Aについて」（平成22年5月21日付け各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）宛て厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）

読替前	読替後
(略) カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症に関するQ&A (略) <専門家の方へ> Q 8・9 (略) Q10 カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症と診断した場合に、行政機関への報告は必要ですか？ A10 カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症は、感染症法の届出対象疾病ではありませんので、保健所等への届出は不要です。しかし、本菌の調査研究の進展のためにも、<u>国立感染症研究所獣医科学部第一室</u>への情報提供にご協力をお願いします。 Q11 相談窓口を教えてください。 A11 <u>国立感染症研究所獣医科学部第一室</u>（03-5285-1111 内線 2622）にお問い合わせください。 <参考文献&リンク> (略) Capnocytophaga canimorsus が分離された、敗血症・多臓器不全で搬送され救命し得たイヌ咬傷の1例（<u>国立感染症研究所感染症情報センター</u>） (略) イヌ・ネコの咬傷感染による Capnocytophaga canimorsus 敗血症の4症例（<u>国立感染症研究所感染症情報センター</u>） (略) 厚生労働省「愛玩動物の衛生管理の徹底に関するガイドライン 2006 ―愛玩動物由来感染症の予防のために―」 (略)	(略) カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症に関するQ&A (略) <専門家の方へ> Q 8・9 (略) Q10 カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症と診断した場合に、行政機関への報告は必要ですか？ A10 カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症は、感染症法の届出対象疾病ではありませんので、保健所等への届出は不要です。しかし、本菌の調査研究の進展のためにも、<u>国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所獣医科学部第一室</u>への情報提供にご協力をお願いします。 Q11 相談窓口を教えてください。 A11 <u>国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所獣医科学部第一室</u>（03-5285-1111）にお問い合わせください。 <参考文献&リンク> (略) Capnocytophaga canimorsus が分離された、敗血症・多臓器不全で搬送され救命し得たイヌ咬傷の1例（<u>国立感染症研究所感染症情報センター</u>） (略) イヌ・ネコの咬傷感染による Capnocytophaga canimorsus 敗血症の4症例（<u>国立感染症研究所感染症情報センター</u>） (略) 厚生労働省「愛玩動物の衛生管理の徹底に関するガイドライン 2006 ―愛玩動物由来感染症の予防のために―」 (略)

4. 「ダニ媒介脳炎に関するQ&Aについて」（平成22年6月14日付け各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長宛て厚生労働省健康局結核課事務連絡）

読替前	読替後
(略) Q10 相談窓口を教えてください A10 <u>国立感染症研究所ウイルス第一部第二室</u>（電話：03-5285-1111（内線）2526、FAX：03-	(略) Q10 相談窓口を教えてください A10 <u>国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所ウイルス第一部第二室</u>（電話：03-5285-

5285-1188) にお問い合わせください。 (略)	1111) にお問い合わせください。 (略)
--------------------------------	---------------------------

5. 「ボレリア・ミヤモトイによる回帰熱の国内症例の確認及びライム病を含むボレリア感染症の病原体診断検査について（情報提供及び協力依頼）」（平成 25 年 9 月 3 日付け健感発 0903 第 1 号各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）宛て厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

読替前	読替後
(略) よって、国内における回帰熱とライム病の発生動向を正確に把握するためにも、今後、貴管内医療機関から、回帰熱又はライム病を疑う症例について、病原体診断のための検査依頼があった場合は、回帰熱・ライム病両方の検査を実施するよう、御協力よろしくお願いいたします。なお、検査については、<u>国立感染症研究所細菌第一部</u>において実施することが可能です。 (略) 本疾患に関する技術的な問い合わせ：<u>国立感染症研究所細菌第一部第四室</u> 電話：03-5285-1111（内線 2224）	(略) よって、国内における回帰熱とライム病の発生動向を正確に把握するためにも、今後、貴管内医療機関から、回帰熱又はライム病を疑う症例について、病原体診断のための検査依頼があった場合は、回帰熱・ライム病両方の検査を実施するよう、御協力よろしくお願いいたします。なお、検査については、<u>国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所細菌第一部</u>において実施することが可能です。 (略) 本疾患に関する技術的な問い合わせ：<u>国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所細菌第一部第四室</u> 電話：03-5285-1111

6. 「デング熱の国内感染疑いの症例について（情報提供及び協力依頼）」（平成 26 年 1 月 10 日健感発 0110 第 1 号各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛て厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

読替前	読替後
(略) デング熱に関する技術的な問い合わせ先：<u>国立感染症研究所ウイルス第一部第二室長 高崎智彦</u> 電話：03-5285-1111	(略) デング熱に関する技術的な問い合わせ先：<u>国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所ウイルス第一部第二室</u> 電話：03-5285-1111

7. 「E 型肝炎発生届受理時の検体の確保等について」（平成 28 年 8 月 16 日付け健感発 0816 第 3 号、生食監発 0816 第 2 号各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛て厚生労働省健康局結核感染症課長、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長通知）

読替前	読替後
(略)	(略)

なお、分子疫学的手法による検査方法に関する照会（PCR プライマー及び陽性コントロールの供与についての相談を含みます。）は、以下の連絡先をお願いします。 <u>国立感染症研究所ウイルス第二部第五室長 石井孝司</u> 電話番号 042-561-0771 電子メールアドレス kishii@nih. go. jp	なお、分子疫学的手法による検査方法に関する照会（PCR プライマー及び陽性コントロールの供与についての相談を含みます。）は、以下の連絡先をお願いします。 <u>国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所ウイルス第二部第五室</u> 電話番号 042-561-0771 （削る）
---	---

8. 「中東呼吸器症候群（MERS）の国内発生時の対応に関するQ & Aについて（一部改正）」（平成 29 年 7 月 7 日付け各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部局宛て厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）

読替前	読替後
（国への検体の搬送手段） 問 11 <u>国立感染症研究所</u>へ検体を送付する際は、どこに送付すればいいですか？ 答 <u>国立感染症研究所ウイルス第三部（村山庁舎、東京都武蔵村山市学園 4-7-1）</u>へ送付してください。 車両で搬送する際には、事前に「搬送者の所属、氏名、連絡先、搬送車の車種及びナンバー、到着予定時刻」について、<u>厚生労働省健康局結核感染症課宛てに御連絡をお願いします</u>。搬送時に、搬送者は身分証明書を携行し、<u>国立感染症研究所の職員の求めに応じて身分証明書の提示をしてください</u>。 問 12 <u>国立感染症研究所</u>へ検体を送付する際は、ゆうパックで送付してもいいですか？また、警察車両による伴走は必要ですか？ 答 （略） （院内感染対策） 問 1 5 MERS 患者と接触する際には、どのような感染予防策をとる必要がありますか？ 答 MERS の主な感染経路は飛沫感染又は接触感染と考えられています。そのため、標準予防策・飛沫感染予防策を徹底してください。特に、エアロゾル発生の可能性が考えられる	（国への検体の搬送手段） 問 11 <u>国立健康危機管理研究機構</u>へ検体を送付する際は、どこに送付すればいいですか？ 答 <u>国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所呼吸器系ウイルス研究部（村山キャンパス、東京都武蔵村山市学園 4-7-1）</u>へ送付してください。 車両で搬送する際には、事前に「搬送者の所属、氏名、連絡先、搬送車の車種及びナンバー、到着予定時刻」について、<u>厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課宛てに御連絡をお願いします</u>。搬送時に、搬送者は身分証明書を携行し、<u>国立健康危機管理研究機構の職員の求めに応じて身分証明書の提示をしてください</u>。 問 12 <u>国立健康危機管理研究機構</u>へ検体を送付する際は、ゆうパックで送付してもいいですか？また、警察車両による伴走は必要ですか？ 答 （略） （院内感染対策） 問 1 5 MERS 患者と接触する際には、どのような感染予防策をとる必要がありますか？ 答 MERS の主な感染経路は飛沫感染又は接触感染と考えられています。そのため、標準予防策・飛沫感染予防策を徹底してください。特に、エアロゾル発生の可能性が考えられる

処置を実施する場合（患者の気道吸引、気管内挿管等）には、N95 マスク、手袋、フェイスシールド、ゴーグル、ガウン（適宜エプロンを追加）を着用するなどの空気感染予防策を行ってください。また、患者の移動は可能な限り限定し、移動する場合にはサージカルマスクを着用させてください。詳細につきましては、「中東呼吸器症候群(MERS)・鳥インフルエンザ(H7N9)に対する院内感染対策（2014 年 7 月 25 日・<u>国立感染症研究所感染症疫学センター、国立国際医療研究センター病院国際感染症センター</u>）」 https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers/2186-idsc/4853-mers-h7-hi.html を参照してください。	処置を実施する場合（患者の気道吸引、気管内挿管等）には、N95 マスク、手袋、フェイスシールド、ゴーグル、ガウン（適宜エプロンを追加）を着用するなどの空気感染予防策を行ってください。また、患者の移動は可能な限り限定し、移動する場合にはサージカルマスクを着用させてください。詳細につきましては、「中東呼吸器症候群(MERS)・鳥インフルエンザ(H7N9)に対する院内感染対策（2014 年 7 月 25 日・<u>国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所感染症疫学センター、国立国際医療センター国際感染症センター</u>）」 https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers/2186-idsc/4853-mers-h7-hi.html を参照してください。
--	--

9. 「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に係る注意喚起について」（平成 29 年 7 月 24 日付け健感発 0724 第 1 号公益社団法人日本医師会会長宛て厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

読替前	読替後
(略) 1 明確な基準はないが、患者において発熱、白血球減少症、血小板減少症、食欲消失等の症状が認められ、さらに入院を要するほど重症（自力採餌困難等）で、かつ他の感染症が否定された場合に、SFTS ウイルスの感染についても疑う。 ※確定診断にはウイルス学的な検査が必要です。検査方法等、技術的な内容の相談は<u>国立感染症研究所（info@niid.go.jp）</u>にお問い合わせください。 2・3 (略) (略)	(略) 1 明確な基準はないが、患者において発熱、白血球減少症、血小板減少症、食欲消失等の症状が認められ、さらに入院を要するほど重症（自力採餌困難等）で、かつ他の感染症が否定された場合に、SFTS ウイルスの感染についても疑う。 ※確定診断にはウイルス学的な検査が必要です。検査方法等、技術的な内容の相談は<u>国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所</u>にお問い合わせください。 2・3 (略) (略)

10. 「コリネバクテリウム・ウルセランスによるジフテリア様症状を呈する感染症患者に関する情報について」（平成 30 年 1 月 10 日付け健感発 0110 第 2 号各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長宛て厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

読替前	読替後
(略) 今般、<u>国立感染症研究所</u>における研究結果により、本感染症の事例が集積したことから、別添のとおり Q & A を更新しましたので、ご了解願いますとともに、関係者への周知方願います。	(略) 今般、<u>国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所</u>における研究結果により、本感染症の事例が集積したことから、別添のとおり Q & A を更新しましたので、ご了解願いますとともに、関係者への周知方願います。

(略) 別添 コリネバクテリウム・ウルセランス感染症に関するQ&A 【一般の方向け】 Q 1～6 (略) Q 7 日本での発生状況は？ 2001 年から 2017 年 11 月末までに国立感染症研究所で発生を確認しているものは、25 例です。公表されているものは以下のとおりです。(国立感染症研究所調べ) 別紙 2 獣医師の方へ サンプリング時の注意事項及び後の検体処理方法について Corynebacterium ulcerans 感染疑い動物の検査連絡先 <table><tr><th>担当者</th><th>組織</th><th>連絡先</th></tr><tr><td>岩城正昭</td><td>国立感染症研究所細菌第二部第三室</td><td>042-561-0771</td></tr><tr><td>山本明彦</td><td>国立感染症研究所バイオセーフティ管理室</td><td>042-561-0771</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	担当者	組織	連絡先	岩城正昭	国立感染症研究所細菌第二部第三室	042-561-0771	山本明彦	国立感染症研究所バイオセーフティ管理室	042-561-0771	(略)	(略)	(略)	(略) 別添 コリネバクテリウム・ウルセランス感染症に関するQ&A 【一般の方向け】 Q 1～6 (略) Q 7 日本での発生状況は？ 2001 年から 2017 年 11 月末までに国立健康危機管理研究機構で発生を確認しているものは、25 例です。公表されているものは以下のとおりです。(国立健康危機管理研究機構調べ) 別紙 2 獣医師の方へ サンプリング時の注意事項及び後の検体処理方法について Corynebacterium ulcerans 感染疑い動物の検査連絡先 <table><tr><th>担当者</th><th>組織</th><th>連絡先</th></tr><tr><td>(削る)</td><td>国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所細菌第二部第三室</td><td>042-561-0771</td></tr><tr><td>(削る)</td><td>国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所安全管理研究センター第一室</td><td>042-561-0771</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	担当者	組織	連絡先	(削る)	国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所細菌第二部第三室	042-561-0771	(削る)	国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所安全管理研究センター第一室	042-561-0771	(略)	(略)	(略)
担当者	組織	連絡先																							
岩城正昭	国立感染症研究所細菌第二部第三室	042-561-0771																							
山本明彦	国立感染症研究所バイオセーフティ管理室	042-561-0771																							
(略)	(略)	(略)																							
担当者	組織	連絡先																							
(削る)	国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所細菌第二部第三室	042-561-0771																							
(削る)	国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所安全管理研究センター第一室	042-561-0771																							
(略)	(略)	(略)																							

11. 「A型肝炎発生届受理時の検体の確保等について」(平成 31 年 2 月 6 日付け健感発 0206 第 1 号薬生食監発 0206 第 2 号各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部(局)長宛て厚生労働省健康局結核感染症課長、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視完全課長通知)

読替前 (略) 従来、「A型肝炎発生届受理時の検体の確保等について」(平成 22 年 4 月 26 日付け健感発第 0426 第 2 号食安監発 0426 第 4 号)等に基づき、患者の糞便検体の確保や感染症法第 15 条の規定に基づく積極的疫学調査を速やかに実施していただくことについて、特段の御配慮をお願いしているところです。最近のA型肝炎患者	読替後 (略) 従来、「A型肝炎発生届受理時の検体の確保等について」(平成 22 年 4 月 26 日付け健感発第 0426 第 2 号食安監発 0426 第 4 号)等に基づき、患者の糞便検体の確保や感染症法第 15 条の規定に基づく積極的疫学調査を速やかに実施していただくことについて、特段の御配慮をお願いしているところです。最近のA型肝炎患者
---	---

の届出状況に鑑み、引き続き、A型肝炎の患者発生届を受理した場合はウイルス株の分子疫学的手法による解析が実施できるよう、患者の糞便検体の確保に努めていただき、ウイルス株の分子疫学的手法による解析並びにライブラリーとの照合を行うため<u>国立感染症研究所</u>への塩基配列情報等の送付について一層の御配慮をよろしくお願いします。なお、<u>国立感染症研究所</u>の連絡先については、以下の通り変更がございましたので、ご留意をお願い致します。 <u>国立感染症研究所ウイルス第二部第五室（担当：鈴木亮介、清原知子）</u> 電話番号：042-561-0771（<u>村山庁舎</u>） メールアドレス：ryosuke@nih.go.jp、 <u>kiyohara@nih.go.jp</u>	の届出状況に鑑み、引き続き、A型肝炎の患者発生届を受理した場合はウイルス株の分子疫学的手法による解析が実施できるよう、患者の糞便検体の確保に努めていただき、ウイルス株の分子疫学的手法による解析並びにライブラリーとの照合を行うため<u>国立健康危機管理研究機構</u>への塩基配列情報等の送付について一層の御配慮をよろしくお願いします。なお、<u>国立健康危機管理研究機構</u>の連絡先については、以下の通り変更がございましたので、ご留意をお願い致します。 <u>国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所ウイルス第二部第五室</u> 電話番号：042-561-0771（<u>村山キャンパス</u>） （削る）
---	--

12. 「一類感染症に係る患者及び検体の搬送について」（平成 31 年 3 月 25 日付け各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛て厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）

読替前	読替後
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 2 項に定める一類感染症の患者又は一類感染症の疑いのある患者が、海空港の検疫所又は国内医療機関で確認された場合の当該患者の特定感染症指定医療機関や第一種感染症指定医療機関等への搬送（以下「一類感染症に係る患者の搬送」という。）及び当該患者に係る検体の医療機関から<u>国立感染症研究所（東京都武蔵村山市及び東京都新宿区戸山所在）</u>への搬送（以下「一類感染症に係る検体の搬送」という。）について、別添 1 のとおり警察庁生活安全局地域課長宛て協力を依頼し、別添 2 のとおり各都道府県警察の支援をいただけることとなったところであります。 （略） 別添 1 （略） 検疫所又は都道府県若しくは保健所設置市の衛生主管部局が、実際に一類感染症に係る患者の搬送や一類感染症に係る検体の搬送を行う必要が発生した場合に、当該業務をより確実に遂	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 2 項に定める一類感染症の患者又は一類感染症の疑いのある患者が、海空港の検疫所又は国内医療機関で確認された場合の当該患者の特定感染症指定医療機関や第一種感染症指定医療機関等への搬送（以下「一類感染症に係る患者の搬送」という。）及び当該患者に係る検体の医療機関から<u>国立健康危機管理研究機構</u>への搬送（以下「一類感染症に係る検体の搬送」という。）について、別添 1 のとおり警察庁生活安全局地域課長宛て協力を依頼し、別添 2 のとおり各都道府県警察の支援をいただけることとなったところであります。 （略） 別添 1 （略） 検疫所又は都道府県若しくは保健所設置市の衛生主管部局が、実際に一類感染症に係る患者の搬送や一類感染症に係る検体の搬送を行う必要が発生した場合に、当該業務をより確実に遂

行できるようにお願いするとともに、今般、昨今の状況に鑑み、<u>国立感染症研究所戸山庁舎</u>においても対応可能な病原体について整理の上、下記 3 を追記することとしました。 (略) 記 1・2 (略) 3. 一類感染症のうち、ペスト以外の検体は、<u>国立感染症研究所村山庁舎</u>に搬送すること。 一類感染症のうち、ペストの検体は、<u>国立感染症研究所戸山庁舎</u>に搬送すること。 (略)	行できるようにお願いするとともに、今般、昨今の状況に鑑み、<u>国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所戸山キャンパス</u>においても対応可能な病原体について整理の上、下記 3 を追記することとしました。 (略) 記 1・2 (略) 3. 一類感染症のうち、ペスト以外の検体は、<u>国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所村山キャンパス</u>に搬送すること。 一類感染症のうち、ペストの検体は、<u>国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所戸山キャンパス</u>に搬送すること。 (略)
--	---

13. 「類鼻疽に関する周知啓発について」（令和 3 年 12 月 27 日付け各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）宛て厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）

読替前	読替後
(略) なお、本感染症の病原体診断等については、国立感染症研究所において相談を受け付けているので併せてお知らせいたします (※)。 ※病原体の検査等に関する問い合わせ先 <u>国立感染症研究所村山庁舎細菌第二部担当：堀野敦子、森茂太郎</u> 電話番号：042-561-0771 別添 1 参考資料 水槽の取り扱いに当たっては、類鼻疽菌以外にも、これまでに「サルモネラ菌（注 1）」や「非結核抗酸菌症（注 2）」等の感染事例も報告されております。 注 1：ミドリガメ等のハ虫類の取扱い Q&A（厚生労働省 HP） 注 2：非結核抗酸菌症（<u>国立感染症研究所</u> HP）	(略) なお、本感染症の病原体診断等については、国立感染症研究所において相談を受け付けているので併せてお知らせいたします (※)。 ※病原体の検査等に関する問い合わせ先 <u>国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所細菌第二部</u> 電話番号：042-561-0771 別添 1 参考資料 水槽の取り扱いに当たっては、類鼻疽菌以外にも、これまでに「サルモネラ菌（注 1）」や「非結核抗酸菌症（注 2）」等の感染事例も報告されております。 注 1：ミドリガメ等のハ虫類の取扱い Q&A（厚生労働省 HP） 注 2：非結核抗酸菌症（<u>国立健康危機管理研究機構</u> HP）

14. 「エムボックスに関する情報提供及び協力依頼について」（令和 4 年 5 月 20 日付け各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）

読替前	読替後
つきましては、別添について引き続き適切な対応をお願いするとともに、特に、海外渡航歴	つきましては、別添について引き続き適切な対応をお願いするとともに、特に、海外渡航歴

のある症例の検体については、国立感染症研究所への検体送付に御協力をいただくようお願いいたします。

別添

(2) 医療機関における対応について

2) 診療上の留意点

(略)

- ・ 患者の臨床管理、「(5) 治療薬とワクチンについて」1)、2)に記載の臨床研究への患者（確定例）及び接触者の参加については、国立国際医療研究センター国際感染症センター（DCC）に相談を行うことが可能である。

【連絡先】

国立研究開発法人国立国際医療研究センター国際感染症センター（DCC）

TEL: 03-3202-7181（代）

Email: idsupport@hosp.ncgm.go.jp

3) 感染管理上の留意点

- ・ 患者（確定例）、疑い例、接触者に対しては、「診療の手引き」で示されている感染対策を実施すること。なお、感染管理の実際については、「エムボックス感染対策マニュアル（2023年11月9日）」（国立国際医療研究センター国際感染症センター（DCC））を参考にされたい。

(3) 保健所・都道府県等における対応について

1) 周知啓発

- ・ 地域のMSM等のコミュニティや性感染症の診療を行う医療機関等の協力も得て、本事務連絡を含む、厚生労働省、国立感染症研究所及び国立国際医療研究センター等が発出した情報について周知啓発を積極的に行うこと。

2) 報告

- ・ 診療指針で定義される重症例またはハイリスク例に該当する可能性のある疑い例を診療した医師等からの相談があった場合、地方衛生研究所での検査でエムボックスの診断が確定した場合には、以下の連絡先に相談されたい。メールで連絡する場合は、厚生労働省と国立感染症研究所の両方の連

のある症例の検体については、国立健康危機管理研究機構への検体送付に御協力をいただくようお願いいたします。

別添

(2) 医療機関における対応について

2) 診療上の留意点

(略)

- ・ 患者の臨床管理、「(5) 治療薬とワクチンについて」1)、2)に記載の臨床研究への患者（確定例）及び接触者の参加については、国立健康危機管理研究機構国立国際医療センター国際感染症センター（DCC）に相談を行うことが可能である。

【連絡先】

国立健康危機管理研究機構国立国際医療センター国際感染症センター（DCC）

TEL: 03-3202-7181（代）

Email: idsupport@jihs.go.jp

3) 感染管理上の留意点

- ・ 患者（確定例）、疑い例、接触者に対しては、「診療の手引き」で示されている感染対策を実施すること。なお、感染管理の実際については、「エムボックス感染対策マニュアル（2023年11月9日）」（国立健康危機管理研究機構国立国際医療センター国際感染症センター（DCC））を参考にされたい。

(3) 保健所・都道府県等における対応について

1) 周知啓発

- ・ 地域のMSM等のコミュニティや性感染症の診療を行う医療機関等の協力も得て、本事務連絡を含む、厚生労働省、国立健康危機管理研究機構等が発出した情報について周知啓発を積極的に行うこと。

2) 報告

- ・ 診療指針で定義される重症例またはハイリスク例に該当する可能性のある疑い例を診療した医師等からの相談があった場合、地方衛生研究所等での検査でエムボックスの診断が確定した場合には、以下の連絡先に相談されたい。メールで連絡する場合は、厚生労働省と国立健康危機管理研究機構

絡先を宛先に入れること。

【連絡先】

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

TEL: 03-3595-2257 (平日)

Email: SARSOPC@mhlw.go.jp ※文頭に【エムボックス】と入れること

国立感染症研究所 EOC

TEL: 03-4582-2602 (平日)

Email: eoc@nih.go.jp

3) 調査

- ・ 別紙 2 を参考に、感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査を実施すること。
- ・ 積極的疫学調査の実施にあたっては、国立感染症研究所の実地疫学専門家養成プログラム (FETP) の派遣を行うことができるので、積極的に活用を検討されたい。

- ・ 調査結果については、感染症法第 15 条に基づき、国立感染症研究所により調査票の分析を行うので、調査票を記入し第一報をした時点 (記載可能な範囲) で、可能な限り電子ファイルで、上記メールアドレス (厚生労働省感染症対策課及び国立感染症研究所 EOC) に報告されたい (件名の文頭に【エムボックス】と記載)。

(略)

4) 検体

- ・ 感染症法第 15 条に基づき、別紙 1 を参考に検体を収集し、地方衛生研究所に送付すること。
- ・ 国内の流行状況等の情報を把握するため、陽性と判明した検体については、後日、国立感染症研究所への送付についてご協力をお願いする。なお、陽性と判明した検体であっても、ウイルス分離株を除き、カテゴリー B⁶ として輸送を行って差し支えない (ウイルス分離株については、カテゴリー A で輸送すること。)。2023 年 11 月以降、コンゴ民主共和国及び周辺国において、これまで複数国で流行していたクレ

構の両方の連絡先を宛先に入れること。

【連絡先】

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

TEL: 03-3595-2257 (平日)

Email: SARSOPC@mhlw.go.jp ※文頭に【エムボックス】と入れること

国立健康危機管理研究機構危機管理・運営局感染症危機管理部危機管理統括課緊急時対応センター運営室

TEL: 03-4582-2602 (平日)

Email: eoc@nih.go.jp

3) 調査

- ・ 別紙 2 を参考に、感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査を実施すること。
- ・ 積極的疫学調査の実施にあたっては、国立健康危機管理研究機構の実地疫学専門家養成プログラム (FETP) の派遣を行うことができるので、積極的に活用を検討されたい。

- ・ 調査結果については、感染症法第 15 条に基づき、国立健康危機管理研究機構により調査票の分析を行うので、調査票を記入し第一報をした時点 (記載可能な範囲) で、可能な限り電子ファイルで、上記メールアドレス (厚生労働省感染症対策課及び国立健康危機管理研究機構危機管理・運営局感染症危機管理部危機管理統括課緊急時対応センター運営室) に報告されたい (件名の文頭に【エムボックス】と記載)。

(略)

4) 検体

- ・ 感染症法第 15 条に基づき、別紙 1 を参考に検体を収集し、地方衛生研究所等に送付すること。
- ・ 国内の流行状況等の情報を把握するため、陽性と判明した検体については、後日、国立健康危機管理研究機構への送付についてご協力をお願いする。なお、陽性と判明した検体であっても、ウイルス分離株を除き、カテゴリー B⁶ として輸送を行って差し支えない (ウイルス分離株については、カテゴリー A で輸送すること。)。2023 年 11 月以降、コンゴ民主共和国及び周辺国において、これまで複数国で流行してい

ドⅡbと比較して、より重症化するリスクが高い可能性があるクレードⅠの接触感染が報告されていることから、特に検査と並行して、渡航歴、接触歴（性的接触歴を含む。）の詳細な情報の聴取を行うことが重要である。海外渡航歴のある症例の検体については、感染症法第15条第15項に基づき検体の提出を求める場合がある。

（略）

6 国立感染症研究所「感染性物質の輸送規制に関するガイダンス 2013-2014 版」

（略）

5) エムボックス患者等及び接触者への対応

- ・ エムボックス患者等の滞在場所や病原体に汚染された可能性がある物件等については、感染症法第27条又は第29条に基づき、必要に応じて適切に消毒等を行うこと。消毒方法については、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（令和4年3月11日付け健感発第0311第8号厚生労働省健康局結核感染症課長通知別添）の「痘そう」のほか、「エムボックス感染対策マニュアル（2023年11月9日）」（国立国際医療研究センター国際感染症センター（DCC））を参照すること。消毒方法の詳細については、国立感染症研究所に相談されたい。

（4）地方衛生研究所における対応について

- ・ 「病原体検出マニュアルエムボックス（第4版）（令和5年6月国立感染症研究所）」に基づき、疑い例から採取された検体の検査を実施されたい。なお、地方衛生研究所における検査費用については、感染症発生動向調査事業負担金の対象となることを申し添える。
- ・ 病原体が確認された場合には、その検査結果等について、保健所を通じて、（3）に記載の厚生労働省と国立感染症研究所 EOC連絡先に報告されたい。

（5）治療薬とワクチンについて

現在、国立国際医療研究センター（NCGM）等に

たクレードⅡbと比較して、より重症化するリスクが高い可能性があるクレードⅠの接触感染が報告されていることから、特に検査と並行して、渡航歴、接触歴（性的接触歴を含む。）の詳細な情報の聴取を行うことが重要である。海外渡航歴のある症例の検体については、感染症法第15条第15項に基づき検体の提出を求める場合がある。

（略）

6 国立健康危機管理研究機構「感染性物質の輸送規制に関するガイダンス 2013-2014 版」

（略）

5) エムボックス患者等及び接触者への対応

- ・ エムボックス患者等の滞在場所や病原体に汚染された可能性がある物件等については、感染症法第27条又は第29条に基づき、必要に応じて適切に消毒等を行うこと。消毒方法については、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（令和4年3月11日付け健感発第0311第8号厚生労働省健康局結核感染症課長通知別添）の「痘そう」のほか、「エムボックス感染対策マニュアル（2023年11月9日）」（国立健康危機管理研究機構国立国際医療センター国際感染症センター（DCC））を参照すること。消毒方法の詳細については、国立健康危機管理研究機構に相談されたい。

（4）地方衛生研究所等における対応について

- ・ 「病原体検出マニュアルエムボックス（第4版）（令和5年6月国立健康危機管理研究機構）」に基づき、疑い例から採取された検体の検査を実施されたい。なお、地方衛生研究所等における検査費用については、感染症発生動向調査事業負担金の対象となることを申し添える。
- ・ 病原体が確認された場合には、その検査結果等について、保健所を通じて、（3）に記載の厚生労働省と国立健康危機管理研究機構危機管理・運営局感染症危機管理統括課緊急時対応センター運営室連絡先に報告されたい。

（5）治療薬とワクチンについて

現在、国立健康危機管理研究機構等におい

において、エムボックスの患者への治療薬の投与、接触者への曝露後ワクチン接種に関する臨床研究を実施している。患者（確定例）又は接触者が臨床研究の要件に合致し、当該者が臨床研究に関する説明を受け合意した場合には臨床研究に参加することが可能である。当該臨床研究に関する相談先については、（２）２）を参照されたい。

（６）試料・データの利活用について

- ・ 厚生労働省委託事業新興・再興感染症データバンク事業ナショナル・リポジトリ（REBIND）に参加している医療機関においては、令和４年１０月２６日よりエムボックスが対象感染症となっており、検体の提供等については国立国際医療研究センターREBIND 施設連携室へ連絡すること。

【連絡先】

国立国際医療研究センターREBIND 施設連携室
TEL：03-3202-7181（代）
Email：rebind.contact@hosp.ncgm.go.jp

２．参考資料

（１）エムボックスの基礎情報について

- ・ 国立感染症研究所ファクトシート：エムボックスとは
- （２）2022年５月以降、複数国で報告されているエムボックスについて
- ・ 国立感染症研究所「複数国で報告されているエムボックスについて（第７報）」

（略）

- ・ 国立感染症研究所「コンゴ民主共和国におけるクレードⅠによるエムボックスの流行について」

（略）

（３）

- ・ 「病原体検出マニュアルエムボックス（第４版）（令和５年６月国立感染症研究所）」

（略）

（４）感染予防策について

（略）

て、エムボックスの患者への治療薬の投与、接触者への曝露後ワクチン接種に関する臨床研究を実施している。患者（確定例）又は接触者が臨床研究の要件に合致し、当該者が臨床研究に関する説明を受け合意した場合には臨床研究に参加することが可能である。当該臨床研究に関する相談先については、（２）２）を参照されたい。

（６）試料・データの利活用について

- ・ 厚生労働省委託事業新興・再興感染症データバンク事業ナショナル・リポジトリ（REBIND）に参加している医療機関においては、令和４年１０月２６日よりエムボックスが対象感染症となっており、検体の提供等については国立健康危機管理研究機構へ連絡すること。

【連絡先】

国立健康危機管理研究機構
TEL：03-3202-7181（代）
Email：rebind.contact@jihs.go.jp

２．参考資料

（１）エムボックスの基礎情報について

- ・ 国立健康危機管理研究機構ファクトシート：エムボックスとは
- （２）2022年５月以降、複数国で報告されているエムボックスについて
- ・ 国立健康危機管理研究機構「複数国で報告されているエムボックスについて（第７報）」

（略）

- ・ 国立健康危機管理研究機構「コンゴ民主共和国におけるクレードⅠによるエムボックスの流行について」

（略）

（３）

- ・ 「病原体検出マニュアルエムボックス（第４版）（令和５年６月国立健康危機管理研究機構）」

（略）

（４）感染予防策について

（略）

・「エムポックス感染対策マニュアル（2023年11月9日）」（<u>国立国際医療研究センター国際感染症センター（DCC）</u>） （略） 別紙1 病原体検査のために必要な検体採取、保存方法について 「病原体検出マニュアルエムポックスウイルス（第4版）（令和5年6月<u>国立感染症研究所</u>）」に基づき、実施すること。 （略） 別紙2 エムポックスに対する積極的疫学調査実施要領 （参照） ・ <u>国立感染症研究所</u>．エムポックスとは （略） ・ <u>国立感染症研究所</u>「複数国で報告されているエムポックスについて（第7報）」 その他 ・ 「症例」及び「疑い例」の滞在場所等の消毒については、当面、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（令和4年3月11日付け健感発第0311第8号厚生労働省健康局結核感染症課長通知別添）の「痘そう」のほか、「エムポックス感染対策マニュアル（2023年11月9日）」（<u>国立国際医療研究センター国際感染症センター（DCC）</u>）を参照する。 別紙3 サル痘予防における痘そうワクチンの有効性及び安全性を検討する観察研究（自治体及び医療機関の皆様向け研究概要説明資料） ※この文書は、本研究の内容をわかりやすく説明するためのものです。本研究について患者に説明する場合、必ず同意説明文書を参照し、必要に応じて<u>国立国際医療研究センター国際感染症センター</u>にお問い合わせください。	・「エムポックス感染対策マニュアル（2023年11月9日）」（<u>国立健康危機管理研究機構国立国際医療センター国際感染症センター（DCC）</u>） （略） 別紙1 病原体検査のために必要な検体採取、保存方法について 「病原体検出マニュアルエムポックスウイルス（第4版）（令和5年6月<u>国立健康危機管理研究機構</u>）」に基づき、実施すること。 （略） 別紙2 エムポックスに対する積極的疫学調査実施要領 （参照） ・ <u>国立健康危機管理研究機構</u>．エムポックスとは （略） ・ <u>国立健康危機管理研究機構</u>「複数国で報告されているエムポックスについて（第7報）」 その他 ・ 「症例」及び「疑い例」の滞在場所等の消毒については、当面、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（令和4年3月11日付け健感発第0311第8号厚生労働省健康局結核感染症課長通知別添）の「痘そう」のほか、「エムポックス感染対策マニュアル（2023年11月9日）」（<u>国立健康危機管理研究機構国立国際医療センター国際感染症センター（DCC）</u>）を参照する。 別紙3 サル痘予防における痘そうワクチンの有効性及び安全性を検討する観察研究（自治体及び医療機関の皆様向け研究概要説明資料） ※この文書は、本研究の内容をわかりやすく説明するためのものです。本研究について患者に説明する場合、必ず同意説明文書を参照し、必要に応じて<u>国立健康危機管理研究機構国立国際医療センター国際感染症センター</u>にお問い合わせください。
---	---

15. 「医療法第6条の11第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体」の一部改正について（周知依頼）」（令和4年12月7日付け各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）宛て厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室事務連絡）

読替前	読替後
別添1 医療法第6条の11第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体の一部を改正する件について 1（略） 2. 厚生労働大臣が定める団体（略） ○病院事業者（略） ・（国研）国立精神・神経医療研究センター ・（国研）国立国際医療研究センター ・（国研）国立成育医療研究センター ・（国研）国立長寿医療研究センター（新設） ・日本赤十字社（略）	別添1 医療法第6条の11第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体の一部を改正する件について 1（略） 2. 厚生労働大臣が定める団体（略） ○病院事業者（略） ・（国研）国立精神・神経医療研究センター（削る） ・（国研）国立成育医療研究センター ・（国研）国立長寿医療研究センター ・<u>国立健康危機管理研究機構</u> ・日本赤十字社（略）

16. 「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に伴う感染症サーベイランスの取組強化について」（令和6年9月6日付け各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）宛て厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）

読替前	読替後
（略） 令和6年1月9日付け事務連絡「「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けての感染症リスク評価」について」にて、<u>国立感染症研究所</u>が実施したリスク評価の内容について御連絡したところですが、期間中の強化サーベイランスの実施体制並びに万博関係者及び万博来場者の感染状況の情報共有については、令和7年3月13日（木）から開始することとし、その内容は別紙のとおりいたしますので、これらの内容を御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。 （略） 5. 万博関係者又は万博来場者に関する強化サーベイランス対象疾患の探知時の<u>国立感染症研究所</u>への相談体制の確保自治体において、強化サーベイランス対象疾患について、以下	（略） 令和6年1月9日付け事務連絡「「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けての感染症リスク評価」について」にて、<u>国立健康危機管理研究機構</u>が実施したリスク評価の内容について御連絡したところですが、期間中の強化サーベイランスの実施体制並びに万博関係者及び万博来場者の感染状況の情報共有については、令和7年3月13日（木）から開始することとし、その内容は別紙のとおりいたしますので、これらの内容を御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。 （略） 5. 万博関係者又は万博来場者に関する強化サーベイランス対象疾患の探知時の<u>国立健康危機管理研究機構</u>への相談体制の確保自治体において、強化サーベイランス対象疾患について、以下

に該当する万博関係者又は万博来場者の事例を 探知した場合には、<u>国立感染症研究所</u>にご 相談いただきますようお願いいたします（※ 4）。 （※4）（略） ○相談対象となる事例（以下のいずれかに該 当） ・潜伏期間・行動歴等から、万博会場での感 染が否定できない事例 ・感染性があると考えられる期間に万博会場 に滞在したと考えられる事例 ○ご相談先：<u>国立感染症研究所</u> 電話番号：03-4582-2602 （平日） Email：eoc-expo2025@nih.go.jp	て、以下に該当する万博関係者又は万博来場 者の事例を探知した場合には、<u>国立健康危機 管理研究機構</u>にご相談いただきますようお願い いたします（※4）。 （※4）（略） ○相談対象となる事例（以下のいずれかに該 当） ・潜伏期間・行動歴等から、万博会場での感 染が否定できない事例 ・感染性があると考えられる期間に万博会場 に滞在したと考えられる事例 ○ご相談先：<u>国立健康危機管理研究機構危機管 理・運営局感染症危機管理部危機管理統括課 緊急時対応センター運営室</u> 電話番号：03-4582-2602 （平日） Email：eoc-expo2025@nih.go.jp
--	---

17. 「「病原体検出マニュアル（動物由来検体）」の作成について」（令和6年10月9日付け
感感発 1009 第1号各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛て厚生労働
省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）

読替前	読替後
（参考） 別添：「病原体検出マニュアル（動物由来検 体）」重症熱性血小板減少症候群（SFTS） <u>国立感染症研究所</u>HP：獣医科学部トップペー ジ https://www.niid.go.jp/niid/ja/from- vet/2450-vet-top.html 病原体検出マニュアル（動物由来検体）重症熱 性血小板減少症候群（SFTS）ウイルス 1. 概説 ヒト検体を検査するためのマニュアルはすで に整備され、<u>国立感染症研究所</u>のHPに掲載さ れている13）が、動物検体の検査方法は、<u>国 立感染症研究所獣医科学部</u>により検討され一部 ヒト用とは異なるPCR法が採用されており、 今回、令和5年度新興・再興感染症に対する革 新的医薬品等開発推進研究事業「愛玩動物由来 人獣共通感染症の対策を目指した総合研究」に おいてマニュアルを作成した。	（参考） 別添：「病原体検出マニュアル（動物由来検 体）」重症熱性血小板減少症候群（SFTS） <u>国立健康危機管理研究機構</u>HP：獣医科学部ト ップページ https://www.niid.go.jp/niid/ja/from- vet/2450-vet-top.html 病原体検出マニュアル（動物由来検体）重症熱 性血小板減少症候群（SFTS）ウイルス 1. 概説 ヒト検体を検査するためのマニュアルはすで に整備され、<u>国立健康危機管理研究機構</u>のHP に掲載されている13）が、動物検体の検査方 法は、<u>国立健康危機管理研究機構国立感染症研 究所獣医科学部</u>により検討され一部ヒト用とは 異なるPCR法が採用されており、今回、令和5 年度新興・再興感染症に対する革新的医薬品等 開発推進研究事業「愛玩動物由来人獣共通感 染症の対策を目指した総合研究」においてマニ ュアルを作成した。

3. 検査の進め方 (略) 4-3.2 Real-time RT-PCR 反応 1) (略) 2) スタンダード RNA 配列 <u>国立感染症研究所</u>より配付のある陽性コントロールの塩基配列は以下のとおり。 (略) 6. 問い合わせ・連絡先 陽性コントロール、SFTSV 抗原及び mock 抗原の分与やその他の問い合わせは下記のとおり。 〒162-8640 東京都新宿区戸山 1-23-1 <u>国立感染症研究所獣医科学部</u> <u>前田健</u> e-mail kmaeda@niid.go.jp TEL 03-5285-1111 FAX 03-5285-1179	3. 検査の進め方 (略) 4-3.2 Real-time RT-PCR 反応 1) (略) 2) スタンダード RNA 配列 <u>国立健康危機管理研究機構</u>より配付のある陽性コントロールの塩基配列は以下のとおり。 (略) 6. 問い合わせ・連絡先 陽性コントロール、SFTSV 抗原及び mock 抗原の分与やその他の問い合わせは下記のとおり。 〒162-8640 東京都新宿区戸山 1-23-1 <u>国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所獣医科学部</u> (削る) (削る) TEL 03-5285-1111 FAX 03-5285-1179
---	--

18. 「侵襲性A群溶血性連鎖球菌感染症に係る研究について（協力依頼）」（令和6年12月3日付け厚生労働科学研究費補助金（振興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業）「成人の侵襲性細菌感染症サーベイランスの強化のための研究」地方公共団体宛て厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）

読替前	読替後
(連絡先) 研究代表者：明田 幸弘（あけだ ゆきひろ） 所属：<u>国立感染症研究所 細菌第一部</u> 電話番号：03-5258-1111 (別添) 5. 本計画に関する問い合わせ先 本研究に関する不明点及び詳細な研究計画書を希望される場合は、下記へ連絡をお願いします。 2024年度厚生労働科学研究費補助金（新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業）「成人の侵襲性細菌感染症サーベイラン	(連絡先) 研究代表者：明田 幸弘（あけだ ゆきひろ） 所属：<u>国立健康危機管理研究機構 国立感染症研究所 細菌第一部</u> 電話番号：03-5258-1111 (別添) 5. (略)

スの強化のための研究」 (連絡先) 研究代表者：明田幸宏（あけだゆきひろ） 所属：国立感染症研究所細菌第一部 電話番号：03-5285-1111（代表）、FAX：03-5285-1163	(連絡先) 研究代表者：明田幸宏（あけだゆきひろ） 所属：国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所細菌第一部 電話番号：03-5285-1111（代表）、FAX：03-5285-1163
---	--

19. 「エコーウイルス 11 型（E-11）感染症の実態把握について（協力依頼）」（令和 7 年 2 月 6 日付け各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）宛て厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）

読替前	読替後
(別紙) エコーウイルス 11 型（E-11）感染症の医療機関での対応及び積極的疫学調査の取り扱いについて 4 保健所・都道府県等における対応について (1) (略) (2) 調査 ・ (略) ・ 2 の暫定症例定義を満たす症例について、感染症法第 12 条第 1 項に基づく医師の届出があった場合、疑似症の届出対象の定点医療機関から感染症法第 14 条における疑似症として届出があった場合又は疑似症の届出対象の定点医療機関以外の医療機関から相談があった場合は、感染症法第 15 条第 1 項に基づき積極的疫学調査を実施すること。また、積極的疫学調査の結果については、感染症法第 15 条第 16 項に基づき、<u>国立感染症研究所</u>により調査票の分析を行うので、別紙参考 2 の調査票を記入し、症例の退院時に以下の<u>国立感染症研究所</u>に報告されたい（件名に「エコーウイルス」と記載）。 <u>国立感染症研究所緊急時対応センター</u> <u>(電話番号)</u> <u>(メールアドレス)</u> (3) 検体 ・ 感染症法第 15 条第 1 項に基づき、別紙参	(別紙) エコーウイルス 11 型（E-11）感染症の医療機関での対応及び積極的疫学調査の取り扱いについて 4 保健所・都道府県等における対応について (1) (略) (2) 調査 ・ (略) ・ 2 の暫定症例定義を満たす症例について、感染症法第 12 条第 1 項に基づく医師の届出があった場合、疑似症の届出対象の定点医療機関から感染症法第 14 条における疑似症として届出があった場合又は疑似症の届出対象の定点医療機関以外の医療機関から相談があった場合は、感染症法第 15 条第 1 項に基づき積極的疫学調査を実施すること。また、積極的疫学調査の結果については、感染症法第 15 条第 16 項に基づき、<u>国立健康危機管理研究機構</u>により調査票の分析を行うので、別紙参考 2 の調査票を記入し、症例の退院時に以下の<u>国立健康危機管理研究機構</u>に報告されたい（件名に「エコーウイルス」と記載）。 <u>国立健康危機管理研究機構危機管理・運営局感染症危機管理部危機管理統括課緊急時対応センター運営室</u> <u>電話番号：03-4582-2602（平日）</u> <u>(削る)</u> (3) 検体 ・ 感染症法第 15 条第 1 項に基づき、別紙参

考 1 を参考に検体を収集し、<u>地方衛生研究所</u>に送付すること。 ・ (略) ・ 本依頼により報告された症例については、後日、厚生労働省又は<u>国立感染症研究所</u>から都道府県及び医療機関等に対し、検体の送付を依頼し、原因究明のための追加調査等を行う場合があるので、可能な限り、別紙参考 1 の方法による検体の保存を、1 年間ご協力いただきたい。 ・ (略) (4) 公表 ・ 感染症法 15 条第 13 項に基づき収集した調査内容については、感染症法第 16 条に基づき、<u>国立感染症研究所</u>において分析し、匿名化されたのち、集計情報を国民に情報提供する予定である。 5 <u>地方衛生研究所</u>における対応について ・ 当該疑似症に関する検体については、以下の検査を実施されたい。 【<u>地方衛生研究所</u>における検査について】 ・ (略) ・ 実施上の技術的な照会や行政検査依頼を<u>国立感染症研究所</u>に行うことができるので、状況により連絡・相談いただきたい。 ・ なお、<u>地方衛生研究所</u>における当該検査費用については、感染症発生動向調査事業負担金の対象となることを申し添える。 ・ (略) 別紙参考 1 病原体検査のために必要な検体採取、保存方法について (略) 検体保管・送付時の留意点 1～4 (略) ※可能な限り上記での送付が望ましいが、難しい場合は<u>国立感染症研究所</u>にお問い合わせいただきたい。 別紙参考 2 エコーウイルス 11 型感染症の基本情報・臨床情報調査票 (2025 年 2 月 6 日現在) ※グレーの塗りつぶしの項目は<u>国立感染症研究</u>	考 1 を参考に検体を収集し、<u>地方衛生研究所等</u>に送付すること。 ・ (略) ・ 本依頼により報告された症例については、後日、厚生労働省又は<u>国立健康危機管理研究機構</u>から都道府県及び医療機関等に対し、検体の送付を依頼し、原因究明のための追加調査等を行う場合があるので、可能な限り、別紙参考 1 の方法による検体の保存を、1 年間ご協力いただきたい。 ・ (略) (4) 公表 ・ 感染症法 15 条第 13 項に基づき収集した調査内容については、感染症法第 16 条に基づき、<u>国立健康危機管理研究機構</u>において分析し、匿名化されたのち、集計情報を国民に情報提供する予定である。 5 <u>地方衛生研究所等</u>における対応について ・ 当該疑似症に関する検体については、以下の検査を実施されたい。 【<u>地方衛生研究所等</u>における検査について】 ・ (略) ・ 実施上の技術的な照会や行政検査依頼を<u>国立健康危機管理研究機構</u>に行うことができるので、状況により連絡・相談いただきたい。 ・ なお、<u>地方衛生研究所等</u>における当該検査費用については、感染症発生動向調査事業負担金の対象となることを申し添える。 ・ (略) 別紙参考 1 病原体検査のために必要な検体採取、保存方法について (略) 検体保管・送付時の留意点 1～4 (略) ※可能な限り上記での送付が望ましいが、難しい場合は<u>国立健康危機管理研究機構</u>にお問い合わせいただきたい。 別紙参考 2 エコーウイルス 11 型感染症の基本情報・臨床情報調査票 (2025 年 2 月 6 日現在) ※グレーの塗りつぶしの項目は<u>国立健康危機管</u>
--	--

<u>所</u>への報告時には記入不要です。	<u>理研究機構</u>への報告時には記入不要です。
-------------------------------	-----------------------------------

※なお、国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所については今夏を目途にメールアドレスの変更がある予定であるため、別途担当より連絡をさせていただく。